

官報 号外 昭和五十年六月二十七日

○第七十五回 参議院会議録第十八号

昭和五十年六月二十七日(金曜日)

午前十時十四分開議

○議事日程 第十八号

昭和五十年六月二十七日
午前十時開議

第一 自動車安全運転センター法案(内閣提出、衆議院送付)

第二 鉄道敷設法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 水先法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第四 飼料の品質改善に関する法律の一部を改

正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 商品取引所法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、日程第一より第六まで
一、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第六五号)(趣旨説明)

○議長(河野謙三君) これより会議を開きます。

日程第一 自動車安全運転センター法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。交通安全対策特別委員長吉田忠三郎君。

審査報告書

自動車安全運転センター法案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

昭和五十年六月二十五日
交通安全部別委員長 吉田忠三郎
参議院議長 河野謙三殿

自動車安全運転センター法案

自動車安全運転センター法

目次

- 第一章 総則(第一条～第八条)
- 第二章 設立(第九条～第十四条)
- 第三章 管理(第十五条～第二十八条)
- 第四章 業務(第二十九条～第三十一条)
- 第五章 財務及び会計(第三十二条～第三十九条)
- 第六章 監督(第四十条～第四十一条)
- 第七章 雜則(第四十二条～第四十四条)
- 第八章 罰則(第四十五条～第四十八条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

本法律案は、道路の交通に起因する障害の防止及び運転免許を受けた者等の利便の増進に資するため、自動車安全運転センターを設立し、当センターに運転免許を受けた者の自動車の運転に関する経験に係る資料及び交通事故等に関する調査研究を行うことにより、道路の交通に起因する障害の防止及び運転免許を受けた者等の利便の増進に資することを目的とする。

(定義)

第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一、自動車 道路交通法(昭和三十五年法律第五百五号)第二条第一項第九号に規定する自動車及び同項第十号に規定する原動機付自転車

一、費用 本法施行に必要な経費として、昭和五十年度一般会計予算に出資金五千万円、自動車損害賠償責任保険特別会計予算に補助金一千五百万円がそぞれ計上されている。

二 交通事故 道路交通法第七十二条第一項に規定する交通事故をいう。

三 運転免許 道路交通法第八十四条第二項の第一種運転免許及び第二種運転免許をいう。

四 法人格 「センター」ということは、法人とする。

五 (数) 第三条 自動車安全運転センター(以下「センター」という。)は、法人とする。

六 第四条 センターは、一を限り、設立されるものとする。

七 第五条 センターの資本金は、五千万円とし、政府がその全額を出資する。

八 第六条 センターは、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

九 第七条 政府は、センターに出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができる。

十 第八条 センターは、前項の規定により出資の目的とする金銭以外の財産の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

十一 第九条 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

十二 第十条 センターは、その名称中に自動車安全運転センターといふ文字を用いなければならない。

十三 第十一条 センターでない者は、その名称中に自動車安全運転センターといふ文字を用いてはならない。

十四 第十二条 センターは、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

十五 第十三条 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

十六 第十四条 (登記)

十七条 センターは、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

(代表権の制限)

(民法の準用)
第八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、センターについて準用する。

第二章 設立

(発起人)

第九条 センターを設立するには、道路の交通に起因する障害の防止について識見を有する者七人以上が発起人となることを必要とする。

(設立の認可等)

第十条 発起人は、定款及び事業計画書を国家公安委員会に提出し、設立の認可を申請しなければならない。

2 前項の事業計画書に記載すべき事項は、総理府令で定める。

第十一條 国家公安委員会は、設立の認可をしようとするときは、前条第一項の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 設立の手続並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合すること。

二 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。

三 事業の運営が健全に行われ、道路の交通に起因する障害の防止及び運転免許を受けた者の利便の増進に資することが確実であると認められること。

第十二条 国家公安委員会は、前条の規定により認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者のうちから、センターの理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、センターの成立の時におりて、第十八条第一項の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

(事務の引継ぎ)
第十三条 前条第一項の規定により理事長となるべき者が指名されたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を行なう。

く、その事務を理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

2 理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府に對し、第五条第一項の規定による出資金の払込みを求めなければならない。

(設立の登記)

第十四条 理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 センターは、設立の登記をすることによつて成立する。

第三章 管理

(定款)

第十五条 理事長となるべき者は、前条第二項の規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 役員に関する事項

五 評議員会に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 財務及び会計に関する事項

八 定款の変更に関する事項

九 公告の方法

2 定款の変更は、国家公安委員会の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員)

2 第十六条 センターに、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事一人を置く。

(役員の職務及び権限)

2 第十七条 理事長は、センターを代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐してセンターの業務を掌理し、理事長に

事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

第二十三条 センターと理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事がセンターを代表する。

4 3 監事は、センターの業務を監査する。
2 理事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は国家公安委員会に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第十八条 理事長及び監事は、国家公安委員会が任命する。

2 理事は、国家公安委員会の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員の任期)

第十九条 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条件)

第二十条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。

(役員の解任)

第二十一条 国家公安委員会又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 国家公安委員会又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めることは、その役員を解任することができる。

1 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

2 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするとときは、国家公安委員会の認可を受けなければならぬ。

(役員の兼職禁止)

2 第二十二条 役員は、營利を目的とする団体の役員となり、又は自ら營利事業に從事してはならない。ただし、国家公安委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(業務)

2 第二十九条 センターは、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

1 運転免許を受けた者が自動車の運転に関し道

道交通事故若しくは同法に基づく命令の規定又は同法の規定に基づく処分に違反したこと

により總理府令で定める場合に該当したときに、当該違反をした者に対し、その旨を書面で通知すること。

二 運転免許を受けた者の自動車の運転に関する経歴に係る總理府令で定める事項を記載した書面を、当該運転免許を受けた者の求めに応じて交付すること。

三 交通事故に関して、その発生した日時、場所その他總理府令で定める事項を記載した書面を、当該事故における加害者、被害者その他当該書面の交付を受けることについて正当な利益を有すると認められる者の求めに応じて交付すること。

四 運転免許を受けた者で自動車の運転に関する高度の技能及び知識を必要とする業務に従事するもの又は運転免許を受けた青少年に対して、その業務の態様に応じて必要とされ、又はその資質の向上を図るために必要とされる自動車の運転に関する研修を実施すること。

五 自動車の安全な運転に必要な技能に関する調査研究その他の道路の交通に起因する障害の防止に資するための調査研究を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務。

七 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務。

2 センターは、前項第七号に掲げる業務を行おうとするときは、國家公安委員会の認可を受けなければならない。

3 第一項第一号から第三号までに規定する書面の様式は、總理府令で定める。

(業務方法書)

第三十条 センターは、業務の開始前に、業務方法書を作成し、国家公安委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

2 前項第一号から第三号までに規定する書面の様式は、總理府令で定める。

第三十一条 センターは、業務の開始前に、業務方法書を作成し、国家公安委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、總理

(照会)

第三十一条 センターは、第二十九条第一項第一号から第三号までに掲げる業務を行うため必要な事項について、警察厅又は都道府県警察に照会することができる。この場合において、警察厅又は都道府県警察は、照会に係る事項をセンターに通知するものとする。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第三十二条 センターの事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第三十三条 センターは、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、国家公安委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

(財務諸表)

第三十四条 センターは、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に国家公安委員会に提出して、その承認を受けなければならない。

第三十五条 センターは、毎事業年度、損益計算書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十六条 センターは、毎事業年度、損益計算書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

第三十七条 センターは、総理府令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、國家公安委員会の認可を受けなければならない。

第三十八条 センターは、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、国家公安委員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(総理府令への委任)

第三十九条 この法律に規定するもののほか、センターの財務及び会計に関する必要な事項は、總理府令で定める。

第四十条 センターは、国家公安委員会が監督する。

2 国家公安委員会は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第四十一条 国家公安委員会は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに協議しなければならない。

2 第二十九条第二項、第三十条第一項、第三十一条、第三十六条又は第三十七条の規定による認可をしようとするときは、

3 第三十四条第一項又は第三十八条の規定による承認をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

2 第二十九条第二項、第三十条第一項、第三十一条、第三十六条又は第三十七条の規定による認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

2 第三十四条第一項又は第三十八条の規定による承認をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

2 第三十四条第一項又は第三十八条の規定による承認をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

2 第三十四条第一項又は第三十八条の規定による承認をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

ならない。

(借入金)

第三十六条 センターは、資金の借入れ(借換え)を含む。をしようとするときは、國家公安委員会の認可を受けなければならない。

(財産の処分等の制限)

第三十七条 センターは、総理府令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、國家公安委員会の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十八条 センターは、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、国家公安委員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(解散)

第四十三条 センターの解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第四十四条 内閣総理大臣は、第三十七条又は第三十九条の規定による総理府令を定めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(解散)

第四十五条 第二十七条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 第四十六条 第四十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をしたセンターの役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

2 第四十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 雜則

第四十二条 センターは、その業務の運営について、都道府県警察と密接に連絡するものとする。

(連絡等)

第四十三条 センターは、その業務の運営について、都道府県警察と密接に連絡するものとする。

第四十四条 内閣総理大臣は、第三十七条又は第三十九条の規定による総理府令を定めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第四十五条 第二十七条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 第四十六条 第四十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をしたセンターの役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

2 第四十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、

三万円以下の過料に処する。

昭和五十年六月二十七日 参議院会議録第十八号

自動車安全運転センター法案

六六五

一 この法律の規定により国家公安委員会の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたときは。

二 第七条第一項の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十九条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第四十一条第二項の規定による国家公安委員会の命令に違反したとき。

第五十八条 第六条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に自動車安全運転センターという文字を用いている者については、第六条第二項の規定は、この法律の施行後六ヶ月間は、適用しない。

第三条 センターの最初の事業年度は、第三十二条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和五十一年三月三十一日に終わるものとする。

第四条 センターの最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第三十三条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「センターの成立後遅滞なく」とする。

第五条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表中自動車競技会の項の次に次のように加える。

自動車安全運転センター法(昭和五十年法律第号)
自動車安全運転センター法(昭和五十年法)

で定めるもの

第三百四十八条第二項に次の一号を加える。

三十一 自動車安全運転センターが自動車安全運転センター法第二十九条第一項第四号

又は第五号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

次に次のように加える。

自動車安全運 転センター	自動車安全運転 センター法(昭和五十年法)
律第 号)	律第 号)

(印紙税法の一部改正)

第七条 印紙税法(昭和四十二年法律第一二三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中雇用促進事業団の項の

ようにより加える。

自動車安全運 転センター	自動車安全運転 センター法(昭和五十年法)
律第 号)	律第 号)

(登録免許税法の一部改正)

第八条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二中雇用促進事業団の項の次に次のように加える。

自動車安全運 転センター	自動車安全運転 センター法(昭和五十年法)
律第 号)	律第 号)

(地方税法の一部改正)

第九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十一条の四第一項第三号中「及び国際協力事業団」を「国際協力事業団及び自動車安全運転センター」に改める。

第七十二条の四第一項中第二十七号を第二十八号とし、第二十六号の次に次の一号を加える。

二十七 自動車安全運転センターが自動車安

全運転センター法(昭和五十年法律第号)
号) 第二十九条第一項第四号又は第五号

に規定する業務の用に供する不動産で政令

性及び今後の運営方針、交通安全対策の実施状況等、交通安全問題全般にわたり熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了したし、別に討論なく、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○吉田忠三郎君 ただいま議題となりました自動車安全運転センター法案について、交通安全対策特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近の交通事故の減少傾向を定着させるための施策の一環として、自動車安全運転センターを設立し、交通事故等の防止及び自動車の運転者等の利便の増進に資するための業務を行わせようとするものでございます。

その主な内容は次のとおりであります。

第一に、自動車安全運転センターを政府の全額出資により設立すること。

第二に、本センターの業務として、道路交通法の規定等に違反したことにより、運転者の累積点数が運転免許の効力の停止を受ける直前の段階に達した者に対する、その旨を通知すること。

運転免許を受けた者の求めに応じ、無事故無違反などの運転歴を記載した書面を交付すること。

交通事故の被害者等の求めに応じ、交通事故証明書を交付すること。

運転免許を受けた者で、高度の運転技能及び知識を必要とする者並びに青少年に対し、運転に関する研修を行うこと。

安全な運転に必要な技能に関する調査研究を行ふこと。

以上が本センターの業務であります。

その他、本センターの組織、財務、会計、監督等に関する規定を設けております。

委員会におきましては、本センター設立の必要

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、京都府北部に必要な鉄道を整備するため、鉄道敷設法の別表に定められている予定鉄道路線のうち、京都府宮津より河守に至る鉄道の終点河守を福知山に変更しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行のため別に費用を要しない。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十年五月八日

參議院議長 河野 謙三殿 衆議院議長 前尾繁三郎

上うとするものであつて、妥当な措置と認め
る。

一、費用
本法施行のため別に費用を要しない。

右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十年六月十七日

參議院議長 河野 謙三殿 衆議院議長 前尾繁三郎

參議院議長 河野 謙三殿 衆議院議長 前尾繁三郎

終点を福知山まで延長しようとするものであります。

委員会におきましては、総合的な交通体系から見た国鉄新線建設のあり方、宮守線延長の必要性とその効果等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、水先法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、衆議院運輸委員長提出によるもの

でありまして、その内容は、船舶交通の安全を確

保するため、強制水先の港及び水域のうち一定の

ものについては、船舶交通の状況等を考慮して、

水先人を乗り込ませなければならない船舶を別に

政令で定めることができることとしようとするも

のあります。

委員会におきましては、衆議院運輸委員長、政

府委員に対して質疑が行われましたが、その主な

ものは、本改正案提出の背景、水先業務の現況

及び今後の拡充強化の方針、その他海上交通安全

対策に関する諸問題について質疑が行われました

が、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、別に討論もなく、採決の結果、

本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべ

きものと決定いたしました。

以上御報告を申し上げます。(拍手)

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

○宮崎正義君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申上げます。

○謹長(河野謙三君) これより両案を一括して採決いたします。両案に賛成の諸君の起立を求めて申上げます。

本法律案は、鐵道敷設法の別表に定められて

○謹長(河野謙三君) 日程第四 飼料の品質改善

に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員

長佐藤隆君。

飼料の品質改善に関する法律の一部を改正す

る法律案

よつて要領書を添えて報告する。

農林水産委員長 佐藤 隆

昭和五十年六月二十六日

參議院議長 河野 謙三殿

審査報告書

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

農林水産委員長 佐藤 隆

昭和五十年六月二十六日

參議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における飼料をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、飼料の安全性の確保を図るため、法律の題名及び目的を改め、定義規定を整備し、飼料及び飼料添加物につき基準又は規格を設定してその製造販売等の規制を行うとともに、飼料の品質の改善に資するため、飼料登録の制度に代えて公定規格適合表示の制度を設け、並びに飼料の栄養成分に関する品質の表示制度の拡充を図る等の改正を加えようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認め

る。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行に要する経費として、昭和五十年度及び価格の高騰等の推移にかんがみ、国内自給体制の充実強化、原料輸入の確保、備蓄体制の確立

一般会計予算に約一千百万円が計上されている。

附帯決議
一、費用
本法施行に要する経費として、昭和五十年度及び価格の高騰等の推移にかんがみ、国内自給体制の充実強化、原料輸入の確保、備蓄体制の確立

政府は、最近における飼料原料の需給のひつ迫

まず、鐵道敷設法の一部を改正する法律案につきまして、兩案は全会一致をもつて可決されました。

本法律案は、鐵道敷設法の別表に定められてい

等を推進してその安定的確保を図り、畜産農家の自衛防護の促進等環境衛生対策を整備充実するとともに、本法施行にあたつては左記事項の実現に努めるべきである。

記

一、飼料及び飼料添加物の製造方法等の基準及び成分規格の設定等を速やかに行うとともに、飼料添加物の指定等にあたつては、現行の飼料添加物公定書収載品目を安全性の見地から早急に見直し、また、人畜共通の抗生素質等の添加物については今後分離の方向で検討すること。

二、ニトロフラン系添加物については、使用抑制の方向で早急に検討すること。

三、いわゆる石油たん白及びこれに類する新飼料の開発にあたつては、科学的根拠に基づいてその安全性が確認され国民的合意が得られるまでは製造販売を認めないこと。

四、農業資材審議会の飼料関係部会の果たす役割の重要性にかんがみ、中立公正な委員により科學的基礎に立脚した慎重な審議がなされるよう措置するとともに、安全性等についても公開すること。

五、本法に基づく諸規制を公正かつ円滑に運用するため、試験研究機関及び検査体制について抜本的な整備充実を図ること。

六、安全性の見地から設定される畜産物に係る食品の基準、規格については、速やかにその整備に努めること。

七、本法の趣旨を関係者に十分周知徹底させるとともに、飼料の自家配合の普及奨励に資するよう飼料原料の関税免除等所要の措置を講ずること。

八、養殖水産動物に係る飼料については、飼料及

び飼料添加物につき早急にその基準、規格を整備すること。

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十年六月五日

衆議院議長 前尾繁三郎
參議院議長 河野 謙三殿
(小字及び一は衆議院修正)

衆議院議長 前尾繁三郎
參議院議長 河野 謙三殿

衆議院議長 前尾繁三郎
參議院議長 河野 謙三殿

等に関する規制、飼料の公定規格の設定及びこれによる検定等を行うことにより、飼料の安全性の確保及び品質の改善を図り、もつて公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与することを目的とする。

第二条第一項及び第二項を次のように改める。

この法律において「家畜等」とは、家畜、家きんその他の動物で政令で定めるものをいう。

この法律において「飼料」とは、家畜等の栄養に供することを目的として使用される物をいう。

第二条第三項中「飼料」の下に「又は飼料添加物」を「の製造」の下に「(配合及び加工を含む。以下同じ。)」を加え、「者をいう」を「者で製造業者及び輸入業者以外のものをいう」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

この法律において「飼料添加物」とは、飼料の品質の低下の防止その他の農林省令で定める用途に供することを目的として飼料に添加、混和、浸潤その他の方針によって用いられる物で、農林大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定するものをいう。

第二条の次に次の二章及び章名を加える。

第一章 飼料の製造等に関する規定

(基準及び規格)

第二条の二 農林大臣は、飼料の使用又は飼料添加物を含む飼料の使用が原因となつて、有害畜産物(家畜等の肉、乳その他の食用に供される生産物)で人の健康をそこなうおそれがあるものをいう。以下同じ。)が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物(家畜等に係る生産物)をいう。以下同じ。)の生産が阻害されることを防止する見地から、農林省令で、飼料若しくは飼料添加物の製造、使用若しくは保存の方法若しくは表示につき基準を定め、又は飼料は包装し、これに合格したことを示す特別な表示が付されているものでなければ、販売しては

第一項の基準又は規格については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改正がなされなければならない。

第二条の三 前条第一項の規定により基準又は規格が定められたときは、何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一、当該基準に合わない方法により、飼料又は飼料添加物を販売(不特定又は多数の者に対する販売以外の授与及びこれに準ずるものと同一。)を加え、「者をいう」を「者で製造業者及び輸入業者以外のものをいう」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

この法律において「飼料添加物」とは、飼料の品質の低下の防止その他の農林省令で定める用途に供することを目的として飼料に添加、混和、浸潤その他の方針によって用いられる物で、農林大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定するものをいう。

第二条の次に次の二章及び章名を加える。

第一章 飼料の製造等に関する規定

(基準及び規格)

第二条の四 第二条の二第一項の規定により規格が定められた飼料又は飼料添加物で、その飼料の使用又はその飼料添加物を含む飼料の使用が原因となつて、有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されるおそれが特に多いと認められるものとして政令で定めるもの(以下「特定飼料等」という。)は、農林省令で定めるところにより、農林省の機関又は農林大臣が指定した者が行う検定を受け、当該特定飼料等又はその容器若しくは包装に、これに合格したことを示す特別な表示が付されているものでなければ、販売しては

第一条	この法律は、飼料及び飼料添加物の製造
第二条	目的
第三条	第一章 総則
第四章	第二章 飼料の製造等に関する規制
第五章	第三章 飼料の公定規格及び表示の基準
第六章	第四章 指定検定機関(第十一条―第十五条の七)
	第五章 雜則(第十六条―第二十六条)
	第六章 罰則(第二十七条―第三十二条)
	附則

- ならない。
- 2 前項の表示の様式及び表示の方法について必要な事項は、農林省令で定める。
- 3 第二条の二第二項の規定は、第一項の政令の制定、改正又は廃止の立案について準用する。(合格の表示の禁止等)
- 第一条の五 農林省の機関及び前条第一項の農林大臣が指定した者以外の者は、特定飼料等又はその容器若しくは包装に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
- 2 農林省の機関又は前条第一項の農林大臣が指定した者は、特定飼料等について同項の検定を行い、これが第二条の二第一項の規定により定められた当該特定飼料等に係る規格に適合している場合でなければ、当該特定飼料等又はその容器若しくは包装に前条第一項の表示を付してはならない。
- 3 前条第一項の表示の付してある容器又は包装材料は、その表示を除去し、又はまつ消した後でなければ、再び特定飼料等の容器又は包装材料として用いてはならない。
- (有害な物質を含む飼料等の販売の禁止)
- 第二条の六 農林大臣は、次に掲げる飼料の使用又は第一号若しくは第二号に掲げる飼料添加物を含む飼料の使用が原因となつて、有害な物質を含む飼料等の販売の禁止を防止するため必要があると認めるときは、農業資材審議会の意見を聽いて、製造業者、輸入業者又は販売業者に対し、当該飼料又は当該飼料添加物の販売を禁止することができる。
- 一 有害な物質を含む飼料又は飼料添加物
二 病原微生物により汚染された飼料又は飼料添加物
三 使用の経験が少ないと認められる飼料
四 確証がないと認められる飼料

- (廃棄等の命令)
- 第二条の七 農林大臣は、製造業者、輸入業者又は販売業者が次に掲げる飼料又は飼料添加物を販売した場合において、当該飼料の使用又は当該飼料添加物を含む飼料の使用が原因となつて該飼料添加物が生産されることは、必要な限度において、当該製造業者、輸入業者又は販売業者に対し、当該飼料又は当該飼料添加物の廃棄又は回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 一 第二条の三第二号から第四号までに規定する飼料又は飼料添加物
- 二 特定飼料等で、当該特定飼料等又はその容器若しくは包装に第二条の四第一項の表示が付されていないもの
- 三 前条の規定による禁止に係る飼料又は飼料添加物

(飼料製造管理者)

- 第二条の八 第二条の二第一項の規定により製造の方法につき基準が定められた飼料又は飼料添加物で、その製造の過程において同項に規定する見地から特別の注意を必要とするものとして政令で定めるものの製造業者(農林省令で定める者を除く)は、その飼料又は飼料添加物の製造を実地に管理させるため、その事業場ごとに、飼料又は飼料添加物の製造に関し農林省令で定める資格を有する飼料製造管理者を置かなければならぬ。ただし、当該資格を有する製造業者が自ら飼料製造管理者となつて管理する事業場については、この限りでない。
- 第三条の三及び第三条の四を削る。
- 第四条から第九条までを次のように改める。
- (規格適合表示)
- 第四条 農林省の機関又は農林大臣が指定した者は、農林省令で定める検定の方法に従い、公定規格が定められている種類の飼料(以下「規格設定飼料」という。)について公定規格による検定を行ったときは、当該規格設定飼料又はその容器若しくは包装に、公定規格に適合していることを示す特別な表示(以下「規格適合表示」といふ)を付すことができる。都道府県が、条例で定めるところにより、その農林省令で定める検定の方法に従い、規格設定飼料について公定

- 規格による検定を行つたときは、同様とする。
- 2 農林省の機関、都道府県又は前項の農林大臣が指定した者は、規格設定飼料についての公定規格による検定を円滑に実施するため特に必要があるときは、あらかじめ農林大臣の承認を受け、その検定に関する業務のうち公定規格に適合するかどうかの判定その他の農林省令で定めた届け出た事項に変更を生じたときも、同様とする。
- 3 第二条の二第二項の規定は、第一項の政令の制定、改正又は廃止の立案について準用する。
- 4 第二条の二第二項の規定は、第一項の政令の制定、改正又は廃止の立案について準用する。
- (第三章 飼料の公定規格及び表示の基準)
- 第三条を削り、第三条の二の見出し中「の設定」を削り、同条第一項中「第一条に規定する目的を達成する」を「飼料の栄養成分に関する品質の改善を図る」に、「成分量」を「栄養成分量」(飼料が含有しているたん白、脂肪その他の栄養成分を百分比で表したもの)に改め、「その他」の下に「その他」の下に「成分量」を「栄養成分量」に改め、「省令」を「農林省令」に改め、同条第五項中「省令」を「農林省令」に改め、同条に次の二項を加え、同条を第三条とする。
- 6 第二条の二第二項の規定は公定規格の設定、改正又は廃止について、第二項から前項までの規定は公定規格の改正又は廃止について準用する。
- 第三条の三及び第三条の四を削る。
- 第四条から第九条までを次のように改める。
- (規格適合表示)
- 第三条 第農林省令で定める検定の方法に従い、公定規格が当該規格設定飼料による検定が行われた後でなければ、販売してはならない。
- 2 前項の規定により規格適合表示が付された規格設定飼料は、前条第一項の規定による検定が行われた後でなければ、販売してはならない。
- 3 第一項の規定により規格適合表示を付した規格設定飼料の製造業者は、規格適合表示が当該規格設定飼料による前条第一項の規定による検定と一致しないことが明らかとなつたときは、遅滞なく、その規格適合表示を除去し、又はまつ消しなければならない。
- 4 第一項の認定の技術的基準その他認定に関し必要な事項は、農林省令で定める。
- (規格適合表示の禁止等)
- 第六条 農林省の機関、都道府県及び第四条第一項の農林大臣が指定した者以外の者は、飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。ただ

し、規格設定飼料の製造業者又は輸入業者が同

合表示又は前条第一項の規定に基づき当該規格設定飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示を付する場合には、この限りでない。

2 農林省の機関、都道府県又は第四条第一項の農林大臣が指定した者は、規格設定飼料について同項の検定を行い、これが公定規格に適合している場合でなければ、当該規格設定飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示を付してはならない。

3 規格適合表示の付してある容器又は包装材料は、その規格適合表示を除去し、又はまつ消した後でなければ、再び飼料の容器又は包装材料として用いてはならない。

(改善命令等)
第七条 農林大臣は、規格設定飼料の製造業者又は輸入業者が第四条第二項の規定に基づき行う検定の業務(規格設定飼料の製造業者又は輸入業者が同項又は第五条第一項の規定に基づき規格適合表示を付することを含む。)が適当でないと認めるときは、当該製造業者又は輸入業者に對し、期間を定めてその改善を命じ、又は第四条第二項若しくは第五条第一項の規定に基づき付された規格適合表示の除去若しくはまつ消を命ずることができる。

(表示の基準)
第八条 農林大臣は、飼料の消費者がその購入に際し栄養成分に関する品質を識別することが著しく困難である飼料で、使用上当該品質を識別することが特に必要であるため当該品質に関する表示の適正化を図る必要があるものとして政令で定めるものについて、次に掲げる事項につき表示の基準となるべき事項を定めるものとする。

一 栄養成分量、原料又は材料その他品質につき表示すべき事項
二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者、輸入業者又は販売業者が

遵守すべき事項

2 第二条の二第二項並びに第三条第四項及び第五項の規定は、前項の場合について準用する。

(指示等)

第九条 農林大臣は、前条第一項の規定により定められた同項第一号に掲げる事項(以下「表示事項」という。)を表示せず、又は同項の規定により定められた同項第二号に掲げる事項(以下「遵守事項」という。)を遵守しない製造業者、輸入業者又は販売業者があるときは、当該製造業者、輸入業者又は販売業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

2 農林大臣は、前項の指示に従わない製造業者、輸入業者又は販売業者があるときは、その旨を公表することができる。

第九条の次に次の章名を付する。

第四章 指定検定機関

第十条から第十五条の二までを次のように改める。(指定)

第十一条 第二条の四第一項又は第四条第一項の指定は、検定(第二条の四第一項又は第四条第一項前段の規定による検定をいう。以下同じ。)を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)
第十二条 次の各号の一に該当する者は、第二条の四第一項又は第四条第一項の指定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく处分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
二 第十五条の六の規定により指定を取り消さるべき事項

三 その業務を行う役員のうちに、第一号に該当する者がある者

(指定の基準)

第十二条 農林大臣は、第二条の四第一項又は第四条第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 農林省令で定める機械器具その他の設備を用いて検定を行うものであること。
二 農林省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が検定を実施し、その数が農林省令で定める数以上であること。

三 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十一条の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員の構成が検定の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 検定の業務を行つている場合に、は、その業務を行うことによつて検定が不公平になるおそれがないものであること。

五 検定の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有するものであること。

六 その指定をすることによつて申請に係る検定の適確かつ円滑な実施を阻害することとなること。

四 検定の業務を行つている場合に、は、その業務を行うことによつて検定が不公平になること。

五 検定の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有するものであること。

六 その指定をすることによつて申請に係る検定の適確かつ円滑な実施を阻害することとなること。

(業務規程)

第十五条 指定検定機関は、検定の業務の開始前に、農林省令で定める事項を内容とする業務規程を定め、農林大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 農林大臣は、前項の規定による届出に係る業務規程が検定の業務の公正な実施を図るため適当でないと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

第十五条の二 指定検定機関は、次に掲げる場合には、逕轍なく、その旨を農林大臣に届け出なければならない。
(業務の休止等)
一 検定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。
二 役員を選任し、又は解任したとき。
三 第十五条の二の次に次の五条を加える。
(事業報告書等)
一 検定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。
二 役員を選任し、又は解任したとき。
三 第十五条の三 指定検定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、農林大臣に提出しなければならない。

第十五条の四 検定の業務に從事する指定検定機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

第十五条の五 農林大臣は、指定検定機関が第十二条第一号から第五号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定検定機関に対し、これららの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第十五条の六 農林大臣は、指定検定機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて検定の業務の全部若しくは新たに設置し、廃止し、又はその所在地を変更しようとするときは、その設置し、廃止し、又は変更しようとする日の二週間前までに、農

(検定施設の変更等)
第十四条 指定検定機関は、検定を行う検定施設を新たに設置し、廃止し、又はその所在地を変更しようとするときは、その設置し、廃止し、又は変更しようとするときは、その設置し、廃止し、又は期間を定めて検定の業務の全部若しく

(指定の取消し等)
第十五条の六 農林大臣は、指定検定機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて検定の業務の全部若しく

は一部の停止を命ずることができる。

- 一 この章の規定に違反したとき。
- 二 第十一条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 三 第十五条第二項又は前条の規定による命令に違反したとき。
- 四 不正の手段により第二条の四第一項又は第四条第一項の指定を受けたとき。

第五条 第十五条の七 指定検定機関は、農林省令で定めることにより、帳簿を備え、検定に関する事項を記載し、これを保存しなければならない。

第六条 第十六条の見出し中「宣伝等」を「宣伝」に改め、同条第一項中「製造業者」を「第二条の二第一項の規定により基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物の製造業者」に、「飼料の成分量又はその」を「当該飼料又は飼料添加物の成分又は」に改め、同条第二項を削り、同条の前に次の章名を付する。

第五章 雜則

第七条 第十七条中「飼料」を「飼料若しくは飼料添加物」に、「使用して」を「用いて」に改める。

第十八条を次のように改める。

(製造業者等の届出)

第十九条 第二条の二第一項の規定により基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物の製造業者、輸入業者又は販売業者(農林省令で定める者を除く)は、その事業を開始した日から一月以内に、農林大臣に次に掲げる事項を届け出なければならない。

一 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 製造業者にあつては、当該飼料又は飼料添加物を製造する事業場の名称及び所在地

三 販売業務を行う事業場及び当該飼料又は飼料添加物を保管する施設の所在地

四 その他農林省令で定める事項

2 新たに第二条の二第一項の規定により基準又は規格が定められたため前項に規定する製造業者、輸入業者又は販売業者となつた者は、その基準又は規格が定められた日から一月以内に、同項に掲げる事項を農林大臣に届け出なければならない。

3 前二項の規定による届出をした者は、その届出事項に変更を生じたときは、その日から一月以内に、農林大臣にその旨を届け出なければならぬ。その事業を廃止したときも、同様とする。

第十九条の見出し中「備付」を「備付け」に改め、同条第一項中「登録飼料」を「第二条の二第一項の規定により基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物」に、「当該飼料」を「当該飼料又は飼料添加物」に改め、同条第二項中「登録飼料」を「前項に規定する飼料又は飼料添加物」に、「又は輸入業者」を「輸入業者又は販売業者」に、「当該飼料」を「当該飼料又は飼料添加物」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(公示)

第十九条の二 農林大臣は、次に掲げる場合に、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第二条第三項、第二条の四第一項又は第四条第一項の指定をしたとき。

二 第二条の六の規定による禁止をしたとき。

三 公定規格又は第八条第一項の表示の基準となるべき事項の設定、改正又は廃止をしたとき。

四 第十四条又は第十五条の二(第一号に係る部分に限る)の規定による届出があつたとき。

2 新たに第二条の二第一項の規定により基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物の製造業者、輸入業者又は販売業者(農林省令で定める者を除く)は、その事業を開始した日から一月以内に、農林大臣に次に掲げる事項を届け出なければならない。

一 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 製造業者にあつては、当該飼料又は飼料添加物を製造する事業場の名称及び所在地

三 販売業務を行う事業場及び当該飼料又は飼料添加物を保管する施設の所在地

四 その他農林省令で定める事項

第五条 第十五条の六の規定により指定を取り消し、又は検定の業務の停止を命じたとき。

第六条 第二十条中「農林大臣は」の下に、「この法律の施行に必要な限度においてを加え、「飼料」を「飼料若しくは飼料添加物」に改め、同条に次の二項を加える。

2 新たに第二条の二第一項の規定により基準又は規格が定められたため前項に規定する製造業者、輸入業者又は販売業者となつた者は、その基準又は規格が定められた日から一月以内に、同項に掲げる事項を農林大臣に届け出なければならない。

3 前二項の規定による届出をした者は、その届出事項に変更を生じたときは、その日から一月以内に、農林大臣にその旨を届け出なければならぬ。その事業を廃止したときも、同様とする。

第二十一条 農林大臣は、この法律の施行に必要な限度にて、指定検定機関から、その業務又は経理の状況に關し必要な報告を徴することができる。

第二十二条 農林大臣は、第十五条の六の規定による基準若しくは規格の設定、改正若しくは廃止、第二条の六の規定による禁止若しくは第二条の七の規定による命令に關し意見を述べ、又は當該禁止若しくは當該命令をすべきことを要請することができる。

第二十三条 検定を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を國(指定検定機関の検定を受けようとする場合にあつては、當該指定検定機関)に納付されたものは、當該指定検定機関の収入とする。

第二十四条 農林大臣は、第十五条の六の規定による処分をしようとするときは、當該処分に係る者に対して相当の期間を置いて予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聽聞に際しては、當該処分に係る者及び利害關係人に對し、當該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えるなければならない。

第二十五条 第二十四条の次に次の二条を加える。

(指定検定機関がした処分に係る審査請求)

第二十四条の二 指定検定機関がした検定の業務に係る処分に不服がある者は、農林大臣に對して行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求をすることができる。

(不服申立ての手続における聴聞)

第二十六条 第二十四条の三 この法律に基づづく処分についての審査請求又は異議申立てに對する裁決又は決定(却下の裁決又は決定を除く。)は、第二十四条の例により公開による聴聞をした後にしなければならない。

第二十七条 第二十四条の六の規定により指定を取り消すことができる。

第二十八条 第二十四条の四 輸出用又は試験研究用の飼料又は飼料添加物については、政令で、この法律の一部の適用を除外し、その他必要な特例を定めることができる。

第二十九条 第二十五条第二項及び第三項を削る。

第二十六条を次のように改める。

(経過措置)

第二十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第二十六条の次に次の章名を付する。

第六章 罰則

第二十七条の前の見出しを削り、同条から第二十九条までを次のように改める。

第二十七条 次の各号の一に該当する者は、三年以下との懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一項の規定に違反した者

第二項の規定による禁止に違反した者

第三項の規定に違反した者

第四項の規定による命令に違反した者

第五項の規定による命令に違反した者

第六項の規定による命令に違反した者

第七項の規定による命令に違反した者

第八項の規定に違反した者

第九項の規定による命令に違反した者

第十項の規定による命令に違反した者

第十一項の規定による命令に違反した者

第十二項の規定による命令に違反した者

第十三項の規定による命令に違反した者

第十四項の規定による命令に違反した者

第十五項の規定による命令に違反した者

第十六項の規定による命令に違反した者

第十七項の規定に違反した者

第二十九条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした指定検定機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第一項の規定に違反したとき。

第二項の規定に違反して、農林大臣の承認を受けないで、製造業者又は輸入業者の

に検定に関する業務を行わせ、又は規格適合表示を付させたとき。

三 第六条第二項の規定に違反したとき。

四 第十五条の六の規定による業務の停止の命令に違反したとき。

五 第三十条中「左の」を「次の」に、「一千万円」を「十

万円」に改め、同条第一号中「第三十条」を「第十八

号」に、「しない者」を「せず」に改め、同条第二

号を削り、同条第三号中「第二十条」を「第二十条

第一項」に、「しない者」を「せず」に改め、同号を

同条第二号とし、同条第四号中「飼料」その原料

若しくはその材料又は業務に関する帳簿書類の検

査」を「検査若しくは収去」に、「虚偽の陳述」を「答

弁をせず、若しくは虚偽の答弁」に改め、同号を

同条第三号とし、同条の次に次の条を加える。

第三十条の二 次の各号の一に該当する場合に

は、その違反行為をした指定検定機関の役員又

は職員は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の七の規定に違反して、同条に規

定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、

又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第二十一条第二項の規定による命令に対し報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第二十二条第二項の規定による検査を拒

み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定によ

る質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽

の答弁をしたとき。

四 第二十二条第二項の規定による命令に対し報

告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 第二十二条第二項の規定による命令に対し報

告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 第二十二条第二項の規定による命令に対し報

告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 第二十二条第二項の規定による命令に対し報

告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

八 第二十二条第二項の規定による命令に対し報

告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

九 第二十二条第二項の規定による命令に対し報

告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十 第二十二条第二項の規定による命令に対し報

告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第十九条第一項若しくは第二項の規定による記載をせず、若しくは虚偽の記載をして、又は同条第三項の規定による保存をしなかつた者

者

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、

令に違反したとき。

2 改正後の飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(以下「新法」という。)第二条第三項の指定、新法第二条の二第一項の規定による基準又は規格の設定、新法第二条の四第一項及び新法第二条の八第一項の政令の制定の立案並びに新法第三条第一項の公定規格及び新法第八条第一項の表示の基準となるべき事項の設定について、農林大臣は、この法律の施行前においても農業資材審議会の意見を聴くことができる。

3 この法律の施行の日の前日までの間は、農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)第三十四条第一項の表農業資材審議会の項中「農業及び」とあるのは、「農業、飼料、飼料添加物及び」とする。

4 この法律の施行前に改正前の飼料の品質改善に関する法律第三条第一項及び第二項の規定による届出をした者は、新法第十八条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 農林省設置法の一部を次のように改正する。

7 化学物質の検査及び製造等の規制に関する法律(昭和二十八年法律第百十七号)第二号を「農業取締法(昭和二十三年法律第八十二号)及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)」に、「行なう」を「行う」に、「農業及び」を「農業、

飼料、飼料添加物及び」に改める。

8 第三十三条中第四号を第五号とし、第三号の

次に次の一号を加える。

9 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二条第二項に規定する飼料及び同条第三項に規定する飼料添加物

10 第三十三条中第四号を第五号とし、第三号の

次に次の一号を加える。

11 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二条第二項に規定する飼料及び同条第三項に規定する飼料添加物

12 第三十三条中第四号を第五号とし、第三号の

次に次の一号を加える。

13 第三十三条中第四号を第五号とし、第三号の

次に次の一号を加える。

14 第三十三条中第四号を第五号とし、第三号の

次に次の一号を加える。

15 第三十三条中第四号を第五号とし、第三号の

次に次の一号を加える。

16 第三十三条中第四号を第五号とし、第三号の

次に次の一号を加える。

17 第三十三条中第四号を第五号とし、第三号の

次に次の一号を加える。

18 第三十三条中第四号を第五号とし、第三号の

次に次の一号を加える。

19 第三十三条中第四号を第五号とし、第三号の

次に次の一号を加える。

20 第三十三条中第四号を第五号とし、第三号の

次に次の一号を加える。

21 第三十三条中第四号を第五号とし、第三号の

次に次の一号を加える。

22 第三十三条中第四号を第五号とし、第三号の

次に次の一号を加える。

23 第三十三条中第四号を第五号とし、第三号の

次に次の一号を加える。

二 飼料及び飼料添加物について指定検定機関が行う検定の指導監督

第三十四条第一項の表農業資材審議会の項中「及び農業取締法(昭和二十三年法律第八十二号)」を「農業取締法(昭和二十三年法律第八十二号)及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)」に、「行なう」を「行う」に、「農業及び」を「農業、

飼料、飼料添加物及び」に改める。

四 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二条第二項に規定する飼料及び同条第三項に規定する飼料添加物

5 第二十三条第一項中「肥料及び飼料の検査を行なう」を「次に掲げる事項を行う」に改め、同項に次の各号を加える。

6 肥料並びに飼料及び飼料添加物の検査

7 質疑を終わりましたところ、公明党及び日本共

産党より修正案が提案され、また、公明党より原

案及び日本共産党修正案に反対の討論があり、統一して順次採決の結果、両修正案は賛成少数をもつて否決、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、現行の飼料添加物公定書収載品目の見直し等八項目の附帯決議を行いました。

以上であります。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたしました。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第五商品取引所法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を田悠紀夫君。

審査報告書

商品取引所法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

参議院議長 河野謙三殿 商工委員長 林田悠紀夫

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における大衆参加の著しい増加等に伴い、商品取引所制度の正常な機能を阻害する種々の問題が生じていて、商品取引員に対し、受託業務の適正化を図り、商品取引員に対する委託者の保全措置を強化するとともに商品市場における買賣取引についての監督を厳しくしようとするものであつて、妥当な措置と認め

案及び日本共産党修正案に反対の討論があり、統一して順次採決の結果、両修正案は賛成少数をもつて否決、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

る。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用
本法施行のため特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行にあたり、商品取引所の健全な運営を図るとともに、委託者保護に万全を期するため、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一、商品取引所制度の一層の改善を促進するため、従業員の生活安定に留意しつつ取引所の整備、理統合、商品取引所の中央機関の設置等残された問題について引き続き検討を加えること。

二、上場商品の整理または追加に際しては、経済事情を勘案するとともに、関係者の意見も十分考慮すること。

三、過当投機と紛糾を未然に防止するため、當業者主義の原則に基づき商品取引所の機能の正常化を図り、一般大衆の参加は過度にならないよう、一定の制限を設けることを検討すること。

四、商品取引所の公正中立な運営を図るため、商品取引所の役員に会員以外の第三者を選出すること。

五、外務員の権能の拡大に伴い、商品取引員及び外務員の資質の向上を図るよう指導を一層強化すること。

六、国民に商品取引所制度の機能、役割について正しい理解を持たせるとともに、実際の商品取引及びその危険性についても広報活動を充実すること。

右決議する。

商品取引所法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年六月二十六日
商工委員長 林田悠紀夫

要領書

本法律案は、最近における大衆参加の著しい増加等に伴い、商品取引所制度の正常な機能を阻害する種々の問題が生じていて、商品取引員に対し、受託業務の適正化を図り、商品取引員に対する委託者の保全措置を強化するとともに商品市場における買賣取引についての監督を厳しくしようとするものであつて、妥当な措置と認め

参議院議長 河野謙三殿 前尾繁三郎 衆議院議長 前尾繁三郎

商品取引所法の一部を改正する法律案
自次中「第五十四条」を「第五十四条の二」に、「第九十七条の大」を「第九十七条の十六」に、「第四十二条」を「第四十二条の二」に改める。

第二条第二項を次のように改める。
2 この法律において「商品」とは、品質が比較的一均等であつて大量の取引に適し、かつ、相当期間の貯蔵に耐える物品のうち取引の状況を考慮して政令で定める物品をいふ。

第三十六条の見出し中「払戻」を「払戻し」に改め、同条第一項中「払戻」を「全部又は一部の払戻し」に改める。

四 第一条の許可は、四年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

第四十二条第一項中「許可」の下に「(同条第四項の許可の更新を含む。)」を加え、「附する」を「付す」に改める。

第四十三条第一項中「許可を受けようとする」を「許可(同条第四項の許可の更新を含む。)」を受けようとするに改める。

第四十四条第一項中「次の各号」の下に「(許可の更新の申請にあつては、第二号及び第三号)」を加える。

第四十五条第一項中「処分」の下に「(同条第四項の許可の更新に係る処分を含む。以下この条において同じ。)」を加える。

第四十六条第三項中「第七項まで」の下に「、第四十二条」を加える。

第四十七条の二、商品取引員は、その者が売買取引について国会法第八十三条により送付する。

第四十五条第一項中「(同項の許可)」の下に「(同条の許可)」を「同項の許可」に改める。

第五十三条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加え

引する商品市場に上場する商品(当該商品の主たる原料となつてゐる物又は当該商品を主たる原料とする物で第二十三条第一項の政令で定めるものを含む。)の売買等の業務及びこれに附帶する業務以外の業務(以下「兼業業務」という。)を営もうとするときは、主務省令で定めるところにより、その旨の届出書を取り所を経由して、主務大臣に提出しなければならない。その届け出た事項を変更しようとするとき、又はそ

の兼業業務を廃止したときも、同様とする。

商品取引員は、他の法人に対する支配関係(他の法人に対する関係で、商品取引員がその法人的発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資額の総額の二分の一以上に相当する数又は額の株式又は出資を所有する関係その他その法人的事業活動を実質的に支配することが可能な法人の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資額の総額の二分の一以上に相当する数又は額の株式又は出資を所有する関係その他のその法的な事項を支配する関係をいう。)を有する場合に、主務大臣に提出しなければならない。

その届け出た事項に変更を生じたときは、主務省令で定めるところにより、逕常なく、その旨の届出書を取り所を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

第五十条の二 主務大臣は、商品取引員の商品市場における売買取引の受託に関する業務の健全な遂行を確保するため必要があると認めるときは、当該商品取引員に対し、兼業業務又は当該商品取引員が第四十七条の二第二項に規定する支配関係を持つている法人の業務に關し必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

第五十二条第一項中「(同項の許可)」の下に「(同条の許可)」を加え、「その許可」を「同項の許可」に改める。

第五十三条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加え

る。

二 第四十二条第一項中「(同項の許可)」の下に「(同条の許可)」を加え、「その許可」を「同項の許可」に改める。

第五十三条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加え

る。

二 第四十二条第一項の規定により同条第一項

の許可が効力を失つたとき。

第五章中第五十四条の次に次の二条を加える。

(受託に係る財産の管理)

第五十四条の二 商品取引員は、商品市場における売買取引につき、委託者から預託を受けた金銭、有価証券その他の物及び委託者の計算に属する金銭、有価証券その他の物(主務省令で定めるものに限る)の価額に相当する財産について、主務省令で定めるところにより、これを管理しなければならない。

第八十六条の見出し中「提出」を「提出等」に改め、同条に次の二条を加える。

2 取引所は、当該取引所の開設する商品市場における一の会員の自己の計算による売買取引であつて決済を結了していないものの数量が商品ごとに主務省令で定める数量を超えることとなつた場合その他その商品市場における売買取引の状況が主務省令で定める要件に該当することとなり、遅滞なく、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

第九十条中「買占、売りくずし」を「買占め、売崩し」に、「行われ」を「行われ若しくは行われるおそれがあり」に、「形成されると認める」を「形成され若しくは形成されるおそれがある」と、「且つ」を「かつ」に改める。

第九十一条の見出しを「受託業務を行う場所の制限」に改め、同条第一項中「場所で、商品市場における売買取引の委託を受けては」を「場所をその受託業務を行ふ場所としては」に改める。

第九十九条の二の見出しを「外務員」に改め、同条第一項中、その者について当該商品取引員が取引所の行なう外務員の登録を受けているもの以外の者に「を削り、「場所で、」を「場所でその商品取引員のために」「委託を勧誘させたは」を「受託又は委託の勧誘を行うもの(以下「外務員」といふ。)について、取引所の行なう登録を受けなければ」に改め、同条第三項中「委託の勧誘」を「受託若

て、その月の末日において、主務省令で定め

る方法により算定した額

第九十七条の二第六項を削り、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「行なう」を「行なう」に改め、同項を同条

第四項とし、同条第一項の次に次の二条を加える。

2 商品取引員は、前項の規定による登録に係る外務員(以下「登録外務員」という。)以外の者に外務員の職務を行わせてはならない。

3 登録外務員は、前条第一項の営業所以外の場所で商品取引員のために商品市場における売買取引の委託を受けようとするときは、その相手方に対し、あらかじめ売買取引の委託の条件その他の主務省令で定める事項を記載した書面を交付し、その内容を説明しなければならない。

6 外務員は、その所属する商品取引員に代わつて、商品市場における売買取引の受託又は委託の勧誘に関し、一切の裁判外の行為を行う権限を有するものとみなす。ただし、相手方が悪意であったときは、この限りでない。

第九十九条の二に次の二条を加える。

2 前項の受託業務保証金の額は、次項に規定する場合を除き、次の各号に規定する額の合計額とする。

一本店につき六十万円以上九百万円以下で商

品ごとに政令で定める金額と受託業務を行

る従たる営業所につき当該営業所の数に二十万円以上三百万円以下で商品ごとに政令で定め

る金額を乗じて得た金額との合計額

の合計額とする。

第九十七条の四中「第九十七条の二第二項に規定する額又は前月の末日における預託基準額のいづれか多い額」を「第九十七条の二第二項又は第三項に規定する額で前月の末日におけるもの」に改め、同条に次の二条を加える。

2 商品取引員は、当該商品取引員が締結している弁済契約の失効その他の理由によりその受託業務保証金の額につき第九十七条の二第二項の規定が適用されないと認めたため、受託業

務保証金の預託額が同条第二項に規定する額で前月の末日におけるものに不足することとなつたときは、その不足額を取引所に対し預託しなければならない。

二 受託に係る商品市場における売買取引であつて毎月の各営業日において決済を結了してい

ないものの数量及び当該商品市場における

規定により主務大臣が定める料率を基準とし

当該各営業日の最終価格並びに前条第二項の規定により主務大臣が定める料率を基準とし

第九十七条の五第一項中「第九十七条の二第二

項」の下に「又は第三項」を加え、「行なう」を「行う」に、「同項」を「同条第二項又は第三項」に、「又は前月の末日における預託基準額のいづれか多い額」を「で前月の末日におけるもの」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「第五十一条を

「同条第四項若しくは第五十一条に改める」。

第九章中第九十七条の六の次に次の十条を加える。

2 「同項」を「同条第四項」とし、同条第二項の次に次の二条を加える。

2 商品取引員は、前項の規定による登録に係る外務員(以下「登録外務員」という。)以外の者に外務員の職務を行わせてはならない。

3 登録外務員は、前条第一項の営業所以外の場所で商品取引員のために商品市場における売買取引の委託を受けようとするときは、その相手方に対し、あらかじめ売買取引の条件その他の主務省令で定める事項を記載した書面を交付し、その内容を説明しなければならない。

6 外務員は、その所属する商品取引員に代わつて、商品市場における売買取引の受託又は委託の勧誘に関し、一切の裁判外の行為を行う権限を有するものとみなす。ただし、相手方が悪意であったときは、この限りでない。

第九十九条の二に次の二条を加える。

2 前項の受託業務保証金の額は、次項に規定する場合を除き、次の各号に規定する額の合計額とする。

一本店につき六十万円以上九百万円以下で商

品ごとに政令で定める金額と受託業務を行

る従たる営業所につき当該営業所の数に二十万円以上三百万円以下で商品ごとに政令で定め

る金額を乗じて得た金額との合計額

の合計額とする。

第九十七条の四中「第九十七条の二第二項に規定する額又は前月の末日における預託基準額のいづれか多い額」を「第九十七条の二第二項又は第三項に規定する額で前月の末日におけるもの」に改め、同条に次の二条を加える。

2 商品取引員は、当該商品取引員が締結している弁済契約の失効その他の理由によりその受託業務保証金の額につき第九十七条の二第二項の規定が適用されないと認めたため、受託業

務保証金の預託額が同条第二項に規定する額で前月の末日におけるものに不足することとなつたときは、その不足額を取引所に対し預託しなければならない。

二 申請者が商品取引員のみを社員とするものであること。

三 申請者の定款に弁済業務のための基金及び

その基金に充てるための社員からの負担金の

四 徴収に関する事項が定められていること。

五 協議業務の実施に関する計画が適正であり、かつ、その計画を遂行することが確実であると認められること。

六 申請者が第九十七条の十六第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

七 申請者の役員のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 第二十四条第一項第一号から第六号までの一に該当する者。

ロ 指定弁済機関が第九十七条の十六第一項の規定により指定を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその役員であつた者がその取消しの日から五年を経過しないもの。

(社員の加入)

第九十七条の九 指定弁済機関は、第九十七条の七第二項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(変更の認可)

第九十七条の十 指定弁済機関は、商品取引員が指定弁済機関に加入しようとするときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の社員である商品取引員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない。

(弁済契約の締結等)

第九十七条の十一 指定弁済機関は、社員である商品取引員から弁済契約を締結すべき旨の申出があつたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その商品取引員と弁済契約を締結しなければならない。

2 指定弁済機関は、弁済契約の締結、内容の変更、解除又は失効があつたときは、遅滞なく、主務大臣及び取引所に報告しなければならない。

3 指定弁済機関と弁済契約を締結している商品取引員に対し商品市場における売買取引を委託した者は、その商品取引員が当該受託に係る債務を弁済することができないときは、指定弁済機関に対し、その弁済契約において定める額につき弁済すべきことを請求することができる。(弁済業務規程)

第九十七条の十一 指定弁済機関は、弁済業務に関する規程(以下「弁済業務規程」という。)を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 指定弁済機関が第九十七条の八第二号、第四号又は第六号の規定により指定を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその役員であつた者がその取消しの日から五年を経過しないもの。

3 指定弁済機関は、弁済業務のための基金の管理に関する事項、その基金に充てるための社員からの負担金の徴収の方法に関する事項、弁済契約の締結及び履行に関する事項その他主務省令で定める事項を定めておかなければならぬ。

(事業計画等)

第九十七条の十三 指定弁済機関は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定弁済機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書、貸借対照表、財産目録及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。(報告徴収等)

第九十七条の十四 主務大臣は、指定弁済機関の弁済業務の適正かつ確実な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定弁済機関に対し、その業務又は財産に關し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、指定弁済機関の事務所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(適合命令)

第九十七条の十五 主務大臣は、指定弁済機関が定に該当しないこととなつたと認めるときは、指定弁済機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 指定の取消し)

第九十七条の十六 主務大臣は、指定弁済機関が次の各号の一に該当するときは、指定を取り消すことができる。

一 弁済業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 第九十七条の九、第九十七条の十、第九十七条の十一第一項若しくは第二項、第九十七条の十二第一項又は第九十七条の十三の規定に違反したとき。

三 第九十七条の十二第一項の認可を受けた弁済業務規程によらないで弁済業務を行つたとき。

4 第九十七条の十二第三項又は前条の規定による命令に違反したとき。

5 不正の手段により指定を受けたとき。

2 第十五条第二項から第七項までの規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。

3 第百二十三条中「第四十二条第一項の許可」の下に「(同条第四項の許可の更新を含む。)若しくは第46条第一項の許可」を加え、「附された」を「付された」に、「同項」を「第四十二条第一項若しくは第百五十九条中「五百円」を「三十万円」に改め、「五百六十条中「左の」を「次の」に、「五万円」を「三十万円」に改める。

第四十六条第一項に改める。

第三百三十七条中「この法律の施行に關する」を「主務大臣の諮問に応じ商品取引所に關する」に改める。

第十五章中第百四十二条の次に次の一条を加える。

第百四十二条の二 この章に定めるもののほか、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

第百四十六条条中「第五十二条第三項」の下に「第五十二条第三項」を加える。

第百四十八条第一項中「第二条第二項第四号及び第五号に掲げる商品並びに同項第十号の規定に準じたと認めるときは、又は当該商品に係る商品取引員を、当該商品に係る商品取引員又は当該商品のみに係る弁済業務を行う指定弁済機関に、「取引所についてはを取引所又はこれらより」を「第二条第二項の」に、「又は当該商品に係る商品取引員を」を、当該商品に係る商品取引員又は当該商品のみに係る弁済業務を行う指定弁済機関に改める。

第百五十二条中「左の」を「次の」に、「三十万円」を「百万円」に改める。

第百五十三条中「三十万円」を「百万円」に改める。

第百五十四条第一項及び第一項中「賄る」を「賄う」に改め、同条第三項中「賄る」を「賄う」に、「申込」を「申込み」に、「三十万円」を「百万円」に改める。

第百五十五条中「十万円」を「五十万円」に改める。

第百五十六条中「十万円」を「五十万円」に改める。

第百五十七条中「十万円」を「五十万円」に改め、「但し」を「ただし」に改める。

第百五十九条中「五万円」を「三十万円」に改め、同条第二号中「又は第八十二条」を「第八十二条

第一百六十一条中「三万円」を「十万円」に改め、同

条第一号中「第九十一条第一項、第九十二条の二

第一項又は第九十七条の二第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)を「第九十二条の二第二項又は第九十七条の二第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)に改め、同条第二

号中「第四十七条第一項」の下に「第四十七条の十四第

二」を加え、「添附書類」を「添付書類」に改め、同

条第三号中「第九十九条」を「第九十七条の十四第

一項又は第一百十九条」に改め、同条第四号中「第一百

二十条」を「第九十七条の十四第一項又は第一百二十

条」に改める。

第一百六十二条中「三万円」を「十万円」に改める。
第一百六十四条中「一万円」を「三万円」に改める。
第一百六十五条中「左の」を「次の」に、「一万円」を「三万円」に改める。

第一百六十六条中「五千円」を「二万円」に改め、同
条第一号及び第一号中「第五十二条第三項」の下に
「、第九十七条の十六第二項」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に商品取引員であ
る者が受けている改正前の第四十一条第一項の
許可についての改正後の同条第四項の規定の適
用については、同項中「四年」とあるのは、「商品取引所法の一部を改正する法律(昭和
五十年法律第 号)」の施行の日から起算し
て四年を経過する日までにその更新を受けなけ

れば、又はその更新後四年」としてとする。

第三条 この法律の施行の際現に改正後の第四十
七条の二第二項に規定する支配関係を持つてい
る商品取引員についての同項の規定の適用につ
いては、同項中「遅滞なく」とあるのは、「商品

取引所法の一部を改正する法律(昭和五十年法
律第 号)」の施行の日から起算して三十日
を経過する日までに」とする。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の
施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。
(登録免許税法の一部改正)

第六条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十
五号)の一部を次のように改正する。

別表第一の第三十一号中「売買取引の受託の許
可」の下に「(許可の更新を除く。)」を加える。
(農林省設置法の一部改正)

第七条 農林省設置法(昭和二十四年法律第百五
十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第十七号の二中「行なう」を「行う」に改
め、「及び」を削り、「許可を与える」の下に「及
び指定弁済機関を指定し」を加える。

(通商産業省設置法の一部改正)

第八条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第
二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十七号中「行なう」を「行う」
に改め、「及び」を削り、「許可を与える」の下に
「、及び指定弁済機関を指定し」を加える。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたしま

〔林田悠紀夫君登壇、拍手〕

○林田悠紀夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

○議長(河野謙三君) 日程第六 地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

本法律案は、現在の商品取引所制度における弊

害を防止し、その改善を図るための措置を講じよ

うとするものであります。その主な内容は、

第一に、商品取引員の受託業務の許可を四年

との更新制とともに、外務員の行為につい

ての商品取引員の責任を明確化すること。

第二に、受託業務保証金制度を強化するととも

に、商品取引員の受託債務を代位弁済する指定弁

者債権の保全措置を強化すること。

第三に、商品取引所に対して、大口売買取引に

ついて主務大臣への報告を義務づける等、商品市

場における売買取引についての監督の強化等であ

ります。

委員会におきましては、委託者債権の保全、過

当投機の多発と紛議の実情、上場商品の適格性

等、商品取引所の実情とあり方全般にわたって質

疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲りま

す。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律

案は全会一致をもって原案どおり可決すべきもの

と決定いたしました。

一、委員会の決定の理由

本法律案は、社会福祉水準の向上、教育の充

実等に要する地方団体の財源の充実を図るた

め、昭和五十年度分の普通交付税の額の算定に

用いる単位費用の改定を行おうとするものであ

るが、現段階においては「不適当」と認める。

審査報告書

地方交付税法の一部を改正する法律案

右は賛成少数により否決すべきものと議決し
た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年六月二十六日

参議院議長 河野 謙三君

地方行政委員長 原 文兵衛

一、委員会の決定の理由

本法律案は、社会福祉水準の向上、教育の充

実等に要する地方団体の財源の充実を図るた

め、昭和五十年度分の普通交付税の額の算定に

用いる単位費用の改定を行おうとするものであ

るが、現段階においては「不適当」と認める。

地方交付税法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十年五月八日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

別表(第十二条関係)

地方団体 の種類	経費の種類	測定単位	単位 費用	
			(1) 経常経 費	(2) 投資的 費
道府県	一 警察費	警察職員数	一人につき	三、七四六、〇〇〇円
	二 土木費	1 道路橋り よう費	千平方メートルにつき	一二七、〇〇〇
		2 河川費	道路の延長	一キロメートルにつき
		3 港湾費	河川の延長	一キロメートルにつき
		4 その他の 土木費	港湾(漁港を含む) いむににおけるけ かむく施設の延長	一、八五六、〇〇〇
三 教育費	(1) 経常経 費	人口	一人につき	三八、七〇〇
	(2) 投資的 費	人口	一人につき	二六〇、〇〇〇
	人口	人口	一人につき	一三、〇〇〇
海岸保全施設の 延長	人口	人口	一人につき	一一、二九〇
	人口	人口	一人につき	三〇三
	人口	人口	一人につき	一、三四〇
	人口	人口	一人につき	五六〇

1 小学校費	教職員数	一人につき	一、九八五、〇〇〇
2 中学校費	教職員数	一人につき	一、九五四、〇〇〇
3 高等学校費	生徒数	一人につき	三、三五六、〇〇〇
(1) 経常経 費	生徒数	一人につき	二二、八〇〇
(2) 投資的 費	生徒数	一人につき	一一、一〇〇
4 その他の 教育費	人口	一人につき	一、一〇〇
四 厚生労働費	町村部人口	一人につき	一、〇一四、〇〇〇
1 生活保護費	人口	一人につき	一一、一六〇
2 社会福祉費	人口	一人につき	一、三六〇
3 衛生費	人口	一人につき	一、三三〇
4 労働費	人口	一人につき	一、三一〇
5 産業経済費	失業者数	一人につき	二八八、〇〇〇
1 農業行政費	農家数	一人につき	二七四
2 林野行政費	耕地の面積	一ヘクタールにつき	一、六一〇
(1) 経常経 費	一戸につき	一戸につき	三一、一〇〇
(2) 投資的 費	一メートルにつき	一メートルにつき	一七、一一〇
農家数	耕地の面積	一メートルにつき	一一、三〇三
耕地の面積	耕地の面積	一人につき	一、三四〇
耕地の面積	耕地の面積	一人につき	五六〇
耕地の面積	耕地の面積	一人につき	一一、二九〇
耕地の面積	耕地の面積	一人につき	三〇三
耕地の面積	耕地の面積	一人につき	一、三四〇
耕地の面積	耕地の面積	一人につき	五六〇

費 経常経	2 中学校費 (1) 費 経常経	2 (2) 投資的 経費	費 経常経	2 学級数 学校数	2 学級数 学校数	児童数	
一人につき 一学級につき 一校につき 一学級につき	一一、六〇〇 二八六、〇〇〇 三、六三〇、〇〇〇 三三七、〇〇〇	一一、一〇〇 二九五、〇〇〇 二、六三〇、〇〇〇 二二七、〇〇〇	一人につき 一学級につき 一校につき 一学級につき	一一、一〇〇 二九五、〇〇〇 二、六三〇、〇〇〇 二二七、〇〇〇	一一、一〇〇 二九五、〇〇〇 二、六三〇、〇〇〇 二二七、〇〇〇	一一、一〇〇 二九五、〇〇〇 二、六三〇、〇〇〇 二二七、〇〇〇	
人口 市部人口	人口	人口	生徒数 教職員数	学級数 学校数	生徒数 学級数	児童数 学校数	
人口	人口	人口	生徒数 教職員数	学級数 学校数	生徒数 学級数	児童数 学校数	
一人につき 一人につき 一人につき 一人につき 一人につき 一人につき 一人につき 一人につき 一人につき 一人につき 一人につき 一人につき 一人につき 一人につき	一一、一〇〇 二二九、〇〇〇 一、九四〇 一一一〇	一一、一〇〇 二二九、〇〇〇 一、九四〇 一一一〇	三人、四三〇、〇〇〇 一二一、五〇〇 一二一、八〇〇 一二、二八〇 一五一	三人、四三〇、〇〇〇 一二一、五〇〇 一二一、八〇〇 一二、二八〇 一五一	三人、四三〇、〇〇〇 一二一、五〇〇 一二一、八〇〇 一二、二八〇 一五一	一一、一〇〇 二九五、〇〇〇 二、六三〇、〇〇〇 二二七、〇〇〇 一一、一〇〇	一一、一〇〇 二九五、〇〇〇 二、六三〇、〇〇〇 二二七、〇〇〇 一一、一〇〇

3 保健衛生 費 経常経	4 清掃費 費 経常経	5 労働費 費 経常経	1 農業行政 費 経常経	2 商工行政 費 経常経	3 その他の行政 費 経常経	6 その他の行 政費 (1) 徵稅費 (2) 経費 費 経常経	7 災害復旧費 費 経常経
人口	人口	失業者数	農家数	農家数	農業、水産業及び 林業、鉱業の從業者 数	市町村税の税額 世帯数	人口
人口	人口	人口	農家数	農家数	農業、水産業及び 林業、鉱業の從業者 数	市町村税の税額 世帯数	人口
面積	面積	千円につき 一世帯につき	千円につき 一人につき	千円につき 一人につき	千円につき 一人につき	千円につき 一平方キロメートルにつき	災害復旧費の財源に充て たる元利償還金に可 用なため発行事業費 に係る
千円につき 一平方キロメートルにつき	一平方キロメートルにつき 一人につき	一平方キロメートルにつき 一人につき	四、四八〇 二二五〇	四、四八〇 二二五〇	五、九三〇 一一五〇	一〇、三〇〇 六、〇九〇 三五一	一一、三〇〇 一、九五〇 九五〇

六八〇

千円につき

八 特定債償還

公共事業費等の財源に充てるため、地方債に係る元利債還金

地方対策事業費の財源に充てるため、地方債に係る元利債還金

千円につき

一一四

は会議録に譲ることを御了承願います。
質疑を終わりましたところ、日本共産党を代表し神谷委員より、地方交付税率を八%引き上げて野口委員より、特別交付税の割合の変更、都等の特例の改正、人口急減急増市町村対策として地方債の元利債還金の基準財政需要額への算入措置を講ずる修正案が提出されました。日本共産党の修正案は経費を伴うものであり、福田自治大臣より、政府としては反対であるとの意見が述べられました。

○議長(河野謙三君) 投票漏れないと認めます。投票箱閉鎖。
○議長(河野謙三君) これより開票いたします。
投票を参考に計算させます。議場の開鎖を命じます。
【投票執行】
【投票箱閉鎖】
【議場開鎖】

〔参考氏名を点呼〕

の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票を願います。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

六八〇

3 2 1

九 辺地対策事業費
業債償還費
十 特別事業債
償還費

この法律は、公布の日から施行する。 改正後の地方交付税法別表の規定は、昭和五十年度に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、地方交付税法第十一条の規定によつて算定した額に次の表に掲げる地方公共団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。	〇原文兵衛君 付税法の一部を改正する法律案について、地方行 政委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。	〇議長(河野謙三君) 投票の結果を報告いたしました。
市道府県 臨時土地対策費 人 口 一人につき 一一〇 三六〇円	道町村 経費の種類 測定単位 人 口 一人につき 単位 費用 三六〇	市町村 種類 測定単位 人 口 一人につき 単位 費用 三六〇

公共事業費等の財源に充てるため、地方債に係る元利債還金

辺地対策事業費の財源に充てるため、地方債に係る元利債還金

公共事業費等の財源に充てるため、地方債に係る元利債還金

公共事業費等の財源に充てるため、地方債に係る元利債還金

千円につき

一一四

- 4 前項の測定単位の数値は、官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体について算定した額に次の表に掲げる地方公共団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。
- 5 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三号)の一部を次のように改正する。
- 附則第五項中「昭和四十九年度」を「昭和五十年度」に改める。

〔原文兵衛君登壇、拍手〕

地方公共団体の種類	経費の種類	測定単位	人 口	一人につき	単位 費用	三六〇円
市道府県 臨時土地対策費 人 口 一人につき 一一〇 三六〇円	道町村 経費の種類 測定単位 人 口 一人につき 単位 費用 三六〇	市町村 種類 測定単位 人 口 一人につき 単位 費用 三六〇				

〔原文兵衛君登壇、拍手〕

以上御報告いたします。(拍手)

〔原文兵衛君登壇、拍手〕

〔原文兵衛君登壇、拍手〕

〔原文兵衛君登壇、拍手〕

〔原文兵衛君登壇、拍手〕

〔原文兵衛君登壇、拍手〕

〔原文兵衛君登壇、拍手〕

的に国防から目をそらしてきただことも否定できません。ところでありました。しかし、だからといって、やむを得ないでは済まされない事態に立ち至っておりますことも、これまた事実でございましょう。

いま、世界の流れは大きく変わろうとしております。ポスト・インドシナ問題は日本の前に大きく立ちはだかつてまいりました。インドシナの激変はわれわれに多くの示唆と教訓を与えたと理解しなければなりません。その一つ、自由主義陣営の大宗アメリカは、どう弁解しようとも、同盟国南ベトナムを裏切り、放棄したことは事実であります。このことを思うとき、日本はこの今まで丈夫であろうか。アメリカを信じ切つて、すべてをあなた任せで、果たして日本の安全は将来とも保障されるであろうか。独立国である以上、國家の安全をそつくりそのまま他国にゆだねてもいいものであろうか。本來的に、みずから國はみずから力で守る独立国家の基本原則を改めて見直す必要はないであります。これは私どもの素朴な感覚であります。しかし、いずれにせよ、國の安全保障に対する國民のコンセンサスを真剣に求めるとが来たことだけは間違いないと存ずる次第でござります。心情論や戦争怨念論、あるいは平和への期待感、願望論、それだけでは、押し寄せる危険を排除する何らの役割りを果たすものでないことをはつきりこの際自覚しなければならないときが来たと言えると思うのであります。いまこそ國民の防衛意識の喚起を図らなければならぬと存じますが、それはしよせん、やはり政府の責任に歸すべきであると存する次第でござります。しかし、日本の政府は今まで、歴代を含めて、本当に自信を持つて国防政策を訴えておりましまよ。たとえば国会議場の場におきましても、日本國の安全のために眞剣に裸になつての論議を尽くしたであります。しかし、日本はいまだに国会乗り切りのための手段として、一時逃れの答弁やごまかしに終始したきらいはなかつたであります。

官報(号外)

ましょか。あいまいな答弁があいまいを生んで、眞実に立ち戻る機会を失つたような傾向はなかつたでございましょか。野党的追及をかわすだけの不毛の論議に終わつたのではなかつたであります。核アレルギーの中へ政府自身浸り込んで、核アレルギーのものを排除する積極的な努力を果たして惜しまなかつたであります。今日、国防問題にペールをかぶせたり、核問題をタブーとする余裕は許されません。避けて、よけて通れる問題でもございません。政府は、この際、眞実を国民に訴え、裸になつて日本のあるべき国防の姿を示し、その共感を得るために最善の努力を払うべきだと存じますけれども、総理の御所見はいかがでござりますか。

私は、以上の観点に立ちまして、具体的問題について二、三お伺いをいたします。

まず第一に、南ベトナムの敗北とその影響をどう評価しますか。一部では民族自決の歴史の流れにアメリカが抗し得なかつたとも言つております。また反面、國際内戦における共産側の勝利に終つたとも言つております。政府自身、このようない評価に対しましてどのようなお考へを持っていますか。

さらに、ポスト・インドシナは朝鮮半島であると言われておりますけれども、政府の現状認識はいかがでござりますか。韓国の安全は日本の安全につながるとお考へですか。それとも一部意見のようないかがでございましょか。ボスト四次防は、従来のような考え方、テンボでよろしいのでございましょか。この際、思い切つてボスト四次防を見直すべきだと思いますが、ボスト四次防は、従来のよろしい考え方、テソボでよろしいのでございましょか。この際、想い切つてボスト四次防を見直すべきだと思いません。いま、名実ともに冷遇されております自衛隊員の士気高揚の方策を具体的にどうお考へになりますか。お伺いをいたしたいと思いま

す。

次に、日本の自衛力の現状は、残念ながら十分とは言えません。いろんな批判、意見はあるとも、しよせん、現状では日米安保体制に依存し、アメリカの核抑止力に頼る以外道はないと思うのではありません。そうだとすれば、核にはかかるが、核はいやだという甘えが今後とも許されるでしょ

うか。安保ただ乗りの身勝手な振る舞いで、果たしてアメリカとの信頼のきずなが一層固まることがあります。私は、みずから分に応じてみずからを守る、日本の責任を明確にしてアーティカとの信頼のきずなが一層固まることがあります。核はかかるが、一方では核拡散防止を唱えながら、一方では核の輸出を競つておるのが現状であります。核軍縮は今日定着していない、むしろ、潜在的には核拡大の方向に進んでいるというのが実態だと言われますけれども、外務大臣の御所見はいかがでありますか。

非核兵器国安全保障にいたしましても、再検討

ないというニュアンスにも受け取られておるわけ

はいかがでございますか。

次にお尋ねしたいのは、いま話題になつております核防条約の批准をなぜ急がなければならぬかという点でございます。

申すまでもございません、日本政府は、昭和四十五年二月三日、核防条約の批准のための三要件を閣議決定いたしております。いわく、核保有国の核軍縮、非核保有国安全保障、原子力平和利用の平等性であります。政府は現在、これらの三要件が完全に具備されたという御認識であります。御承知のように、五月三十日に終わりました再検討会議におきましても、英國のエコノミスト誌は次のように報道しております。「非核兵器国への要望をおぎました」という御認識であります。再検討会議の終わった直後、御案内のように、六月二日、リビアに対し

ましてソ連が原子弹の提供を発表いたしました。六月の二十七日には、ブラジルと西ドイツの間に原子力協定が締結されました。また一方、韓国に對しまして英國、カナダが原子弹創設に資金援助を申し出たことが発表されました。

ニューヨークタイムズによれば、近く核武装する予想国として、ブразル、アルゼンチン、リビア、ベネズエラ、イラン、エジプト、サウジアラビア、イスラエル、インドネシア、韓国、台湾、ベキスタンの十二カ国を名指しております。また、ロンドン国際戦時研究所は、プラトニウムを製造できる実用炉を持つ国は現在二十カ国を超えてい

る」と発表しております。核兵器国は、一

方では核拡散防止を唱えながら、一方では核

機能分担をはじめとした、細部協定を早

会議におきまして最終宣言はいたしましたけれども、それはただ単に從來の立場を確認したにとどまつておるわけでございます。常任理事国の拒否権は依然として存在し、何ら實質上の効力は前進しております。いまや國際情勢は大きく揺れ動いております。五年先十年先は予測できません。こういうときに、たとえ批准國が百を数えるに至つたといたしましても、日本は独自の判断でみずから道を選ぶべきであります。何のために、われわれが結果について責任を負い切れない、行き先二十年間拘束される条約をこの際あれど批准を急がなければならぬのか。國際情勢の推移を十分見きわめてからでも遅くはないであろう。かりそめにも、一時の政府の功名心のために将来にわたつて過ちを犯すようなことのないよう、私はこの際御要望申し上げると同時に御意見を承つておきたいと思うわけでございます。

最後に一言申し上げます。私どもはいまの自由主義国日本を守つていきたいのであります。

そのため国防はどうあるべきかということを主張しておるのではありません。日本の現体制を破壊して社会主義国家を誕生させようとする人たちとはおのずから国防觀は異なるべきだ」と呼ぶ者あり、拍手)しかし、政府はこれにたじろいてはなりません。堂々と所信を貰い、いただきたい。是は是、非は非として毅然たる態度を持つてほしいと思います。そうでなければ、国民は国防に対する選択を誤りますことを申添えまして私の質問を終わります。

〔國務大臣三木武夫君登壇、拍手〕

○國務大臣(三木武夫君) 中村君の御質問にお答えをいたします。

國防意識というお話をございましたが、まことにその國でも國の安全を確保するということですが、その國の政策の最優先事項になつておるわけになります。いかにして國の安全を確保するから、島国的な、地理的な条件もあって、國防問題題

面がございますが、しかし、この問題は重要な問題でございますから、國会の中においても、もう少し細かく防衛問題というものは論じてしかるべきだと思います。そういう意味で、民社党あるいは公明党も、國会の中に安全保障問題を論議する特別の委員会を設置したらどうかという御提案、私は非常にごもつともな提案だと想います。

(「やればいいじゃないか」と呼ぶ者あり、笑声) 国防問題は、單に軍事面だけではなくして、政治、社会、経済の安定等も國の防衛には、國の安全には影響を持ちます。きわめて広範な重要な問題でありますから、國会の中でも論議するような機会があり、政府としても、今後國民の一つの合意を得るよう積極的な努力をする考え方でございます。

第一は、南ベトナムの敗北の原因などについて

どういうふうに評価するかというお話をございましたが、私は、やはりベトナムのあの情勢を振り返つてみて、そしてやはり最後に物を言うのは民族の意思である。民族の意思というものが最後に物を言う。(「そうだ」と呼ぶ者あり)だから民族自決というものを、これをやはり無視して國の安定はないということを非常に強く感じました。

もう一つは、國民の生活の安定向上といふものであります。日本の現体制を破壊して社会主義国家を誕生させようとする人たちとはおのずから国防觀は異なるべきだ」と呼ぶ者あり、拍手)しかし、政府はこれにたじろいてはなりません。堂々と所信を貰い、いただきたい。是は是、非は非として毅然たる態度を持つてほしいと思います。そうでなければ、国民は国防に対する選択を誤りますことを申添えまして私の質問を終わります。

國防意識というお話をございましたが、まことにその國でも國の安全を確保するということですが、その國の政策の最優先事項になつておるわけになります。いかにして國の安全を確保するから、島国的な、地理的な条件もあって、國防問題題

の首脳部が繰り返し繰り返し言明しているし、先般もフォード大統領が韓国に参りましたときにもそれを述べおりました。また、南ベトナムと韓国では事情が異なつておりますので、インドシナの変化がそのまま朝鮮半島の情勢変化に結びつくとは考えてはいないわけでございます。しかし、朝鮮半島における平和と安定の維持というものがわが國の安全に重要な影響を持つことは、もうこれはだれも否定することはできないわけでござります。やはり朝鮮半島における人たちの願いは、平和的に南北の統一、だと私は思う。この悲願が達成されることが一番好ましいわけでございまして、一九七二年に南北の共同声明が出て、その精神に沿つて南北間の対話が始まったわけですが、いまはまあ停滞をしておるわけでございま

すが、私は、こういう南北の接觸、対話とあるがなければ國の混乱を呼び、そのことがまた戦争を呼ぶ一つの大好きな動機にもなるわけでありますから、この二つの問題、民族自決の原則といふものが、これはやはり尊重するということ、(それだけじゃない)と呼ぶ者あり)國民の生活安定向上がなければ國の混亂を呼び、そのことがまた戦争を呼ぶ一つの大好きな動機にもなるわけであります。しかし、今日の世界で一国だけで自分の國を防衛できる時代ではないわけあります。どこをござらんになつても、集団安全保障体制が今日のこの防衛体制であります。もう世界のどこを見てもそうであります。したがつて、日本は國力に相応した自衛力を持つことは当然でございますが、しかし、今日の世界で一国だけでも自分の國を防衛できる時代ではないわけあります。どこをござらんになつても、集団安全保障体制が今日のこの防衛体制であります。もう世界のどこを見てもそうであります。したがつて、日本はみずから自衛力を持つと同時に、集団安全保障条約、集団安全保障体制、その一環をなす日米安保によって日本の防衛力をさらに安全なものにしておる。核の脅威に対しても、日本は核兵器を開発しないというわけでありますから、日米安保条約によるアメリカの核の抑止力に依存することとは当然でございます。

また、四次防に対してもどうふうに考えてお

がこの核防条約の対象に対して、日本が五年ぐらいた前ですね、五年前に調印をしておいていましたに批准をしないということはなかなか国際的には説明がつかないんですから。いま核兵器を持つておる国を固定化するという不平等性はあります、だからと言つて、核兵器がもう世界に拡散されいいというわけではないわけですから。このいま持つておる核兵器の国々に対しては、核軍縮を日本が一方から強く促進をしていくと。そして、できるだけもういまの五カ国以上に核兵器を保有する国々があえないように——日本は核兵器をつくらうと思つたらつくれる国ですから、このつくれる国がみずからつくらないという決意をするといふことは、日本は大きな発言力を持ちます。その発言力に後ろめたさのない発言力を国際的に持つことが、平和外交を推進する上に私は必要である。日本と同じような立場であるドイツもすでに批准をいたしたわけでござりますから、そういう意味で、私は、日本が一番問題にしておつた原子力の平和利用に対して不平等な差別を受けるのではないかというような点は解消をされて、歐州のユーラトム——原子力機構と同じような査察の待遇を受けることになったわけでござりますから、一番不安になった問題が解消したんですから、この問題は国会において御審議を願つて、そうして結論を出していただきたいと願うわけでござります。これこそが日本の平和外交の出発点になる。そういうことがないと、いろいろ平和外交を言つても、自分のやることというものに対して一点の後めたさもない発言力を日本が持つことが必要である、こう感じでございます。(拍手)

〔國務大臣坂田道太君登壇 拍手〕

○國務大臣(坂田道太君) 中村議員にお答えをいたします。

日本の防衛ということを考えました場合に、何が一番大事かと言うならば、やはり国民の理解と支持と協力、これがなければどんなに優秀な兵

器、船、戦車、あるいは飛行機を持ちましても日本の防衛を全うできないというふうに私は考えます。

私は三つのことを考へておるんです。

一つは、やはり国民の抵抗意思と申しますか、拒否意思と申しますか、それを持つておること。

国を守るという氣概が国民に失われたらだめだと思つています。これはベトナムの教訓としても考えなければならぬと思います。

二番目には、自衛のために必要最小限度の防衛力は持たなければならぬと思っています。

三番目には、核の攻撃、これには無力であります。したがいまして、三木総理がたびたびお答えをいたしておりますように、わが国は非核三原則を堅持いたしております。したがいまして、どうを欠いても日本の国防は全うできないと考えております。(拍手)

経済の低成長下における防衛費のあり方についてのお尋ねでございますが、防衛力の整備は長期間を要しますので、平素から計画的に進めていく必要があります。この場合、基本的には、一方で他国に脅威を与えないよう、他方では社会福祉などの民生諸施策を圧迫しないよう、十分配慮しながら防衛力の整備を計画的に着実に進めた

いと考えております。

ボスト四次防護につきましては、現在検討中の段階でござりますからここで詳しくは申し上げにくいのでござりますが、しかし、G.N.P.のやはり%以内にとどめたいと考えております。

ボスト四次防護の方針についてでございますが、大幅な増強は困難でございます。しかし、老朽化していく装備品の更新、近代化等、効率的に行なうこと、隊員の待遇改善を推進するということ、隊員の処遇改善を推進するということ——抗たん性という言葉で言っておりま

す。民生協力体制を整備することのいわゆる質的向上を重点としたものになるだろうと思ひます。

それから四次防護の完成をどう考へておるかといふことでございますが、主要項目の一部につきましては未達成となることは避けられない状況でござりますが、わが国の平和と安全を守るために防衛力の整備が国の重要な施策であることは論をまたないことでございまして、四十八年以来の経済、財政事情の変化を考慮すれば、これもやむを得ないものと考へております。

隊員の士気高揚の方策でござりますが、平素からこれは最も重要なことだと考へております。隊舎の改善、そのとおりでござります。宿舎の整備、任期制隊員の特別退職手当の増額、退職予定期を堅持いたしております。したがいまして、ど

うしても日米安保条約がなければ日本の独立は全うできません。お互いの生存と自由というものを守ることはできません。私は、この三つの柱の一つを欠いても日本の国防は全うできないと考えております。(拍手)

経済の低成長下における防衛費のあり方についてのお尋ねでございますが、防衛力の整備は長期間を要しますので、平素から計画的に進めていく必要があります。この場合、基本的には、一方で他国に脅威を与えないよう、他方では社会福祉などの民生諸施策を圧迫しないよう、十分配慮しながら防衛力の整備を計画的に着実に進めた

いと考えております。

ボスト四次防護につきましては、現在検討中の段階でござりますからここで詳しくは申し上げにくいのでござりますが、しかし、G.N.P.のやはり%以内にとどめたいと考えております。

ボスト四次防護の方針についてでございますが、大幅な増強は困難でございます。しかし、老朽化していく装備品の更新、近代化等、効率的に行なうこと、隊員の待遇改善を推進するということ、隊員の処遇改善を推進するということ——抗たん性という言葉で言っておりま

る核軍縮の進行が満足なものであるかどうかといふことについての問題でござります。この点は、見る立場によって判断が分かれるところでござりますけれども、米ソ間に關して申しますならば、政府としては、不満足ではあるけれども、努力の跡は認められるというふうに申し上げるべきかと考へております。すなわち、この条約ができましたから以後、米ソ間に核軍縮あるいは軍縮一般をめぐりまして、数個の条約、取り決め等が現実に結ばれておりますし、またSALTの交渉もとにかく第二段階にまで来ておるということでございま

す。もつともと、われわれの立場から申せば、早いテンポで、大きな幅でやつてもらいたいということは確かにそうでありますし、われわれ隊員に対する技能訓練の強化などを考へております。陸上自衛隊の意識調査を最近結果が発表になりましたが、隊員の約四分の三が毎日の仕事に生守ることはできません。私は、この三つの柱の一つを欠いても日本の国防は全うできないと考えてお

ります。もつともと、われわれの立場から申せば、早いテンポで、大きな幅でやつてもらいたい

ことがあります。すなわち、この条約ができましたから以後、米ソ間に核軍縮あるいは軍縮一般をめぐりまして、数個の条約、取り決め等が現実に結ばれておりますし、またSALTの交渉もとにかく第二段階にまで来ておるということでございま

す。もつともと、われわれの立場から申せば、早いテンポで、大きな幅でやつてもらいたい

ことがあります。すなわち、この条約ができましたから以後、米ソ間に核軍縮あるいは軍縮一般をめぐりまして、数個の条約、取り決め等が現実に結ばれておりますし、またSALTの交渉もとにかく第二段階にまで来ておるということでございま

または韓國に対しても、それぞれの供与国とこれらの国との間に同様な問題が起つております。そこで、保障措置はやはりかなり従来のものよりきつくなりつござります。このことはやはり、伝えられるインドにおけるようなこととの関連において、供与国が相当真剣に考えつござりますので、この点でもかなりの進歩があると申し上げていいのではないかと存じます。

それからもう一点は、この条約の背景になりました他の問題としてのいわゆる非核兵器国——核兵器を持つておらない国の安全——わが国のような場合でございます。この条約の背景になります。国会の決議が十分ではない、それは仰せられるところです。ただ、わが国のような場合にこの決議に、国連憲章五十一條による自衛権というものを決議でも触れておりますので、わが国の場合には、したがいまして、安全保障条約との関連がそこで認められているということをごぞいますから、わが国にとってはまずまず問題が少ないのでないか。一般的に非核保有国の安全につきましては、やはり背景となつております。(拍手)

○副議長(前田佳都男君) 野田哲君。

〔野田哲君登壇、拍手〕
○野田哲君 私は、日本社会党を代表して、たゞいま趣旨説明が行われました防衛力設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案について、三木総理並びに閣僚大臣に対して数点にわたって質問を行ひ、政府の所信を伺いたいと思います。

まず、その第一点は、日本の防衛構想の背景となつてゐる世界情勢に対する認識、なんぞく最近のアジア情勢の認識と、それに対する外交、防

衛上の基本姿勢について三木総理の所信を伺いたいと思います。

三木総理、あなたが総理に就任され、この席からその抱負を国民に訴えられ、引き続いて昭和五十年度の施政方針を開陳されてから約半年が経過いたしました。その半年の間は、アジアはまさに激動の半年であったと言えましょう。激動の中から新しいアジア情勢が生まれている今日、総理の所信表明、施政方針演説を振り返ると、まず冒頭に指摘せざるを得ないことは、今日のアジア情勢に対する洞察と先見性を一言半句も読み取ることができなかつたことであります。

いま、アジアは大きく変わりつつあります。南ベトナム、カンボジアにおいては、アメリカのアジア等の諸国民に対して、今日どのような責任を感じておられるか、明快な見解を示していただきたいと思うのであります。(拍手)あわせて、このようない情勢に対し、今日でもなお依然として時代錯誤の日米安保体制にしがみついて、これを基軸とした軍事体制の強化に進もうとされるのかどうか、改めて総理の見解を示していただきたいと思うのであります。

次に、宮澤外務大臣に対して、アジアの新しい情勢に対する具体的な外交展開の方向と日米安保体制との関連について伺いたいと思います。先般、五月十二日から数日間展開をされたジャム湾におけるマヤガス号事件は、ベトナム戦争終結後のアジアにおけるきわめて衝撃的な事件であつたと思ひます。この事件におけるアメリカの作戦行動に対する日本政府の外交措置はきわめて重要であり、今後、日本国内のアメリカ軍がその基地を拠点にして展開をする作戦行動の根幹に触れる内容を持つてゐると言わなければなりません。また、今後の日本のアジア外交の展開に当たつてもきわめて重要な関連を持つてゐると言わなければなりません。

このようにアジアは大きく変わりつつあります。フィリピンのマルコス大統領夫妻は、先ほど北京を訪問して中華人民共和国との間に新しい友好の道を開きました。その日指している道は、いずれの国においても平和と独立、民族自決の道であります。このアジアの大きな変貌の中で、日本はアメリカの同盟として巨大な軍事基地を提供してアメリカのイニシアチブを演じてきました。

ソドシナ侵略戦争に手をかし、ベトナム、カンボジア、ラオスの人民の独立への道を阻む重要な役割を演じました。

三木総理、あなたは、このようなアジアの新しい情勢に対して、今日どのような認識を持つておられるか、また、アメリカの無謀な軍事行動に対してその基地を提供してこれに加担してきた一国

の総理として、南北両ベトナム、ラオス、カンボジア等の諸国民に対して、今日どのような責任を感じておられるか、明快な見解を示していただきたいと思います。この作戦行動としては、命令が発せられていることは明らかであります。タイのウタバオ基地は、輸送機から戦闘用のヘリコプターに乗りかかるための中継基地にすぎなかつたことは明確なる事実であります。この作戦行動を事前協議対象外の行動と認め、しかもその行動範囲は、従来政府が練り返し説明をしてきた日米安保条約に定める極東の範囲をはるかに超えているではありませんか。このような態度を今

回政府がとつたことは、アメリカ軍の基地使用について、その態様をチェックする機能として政府が繰り返し国民に説明してきた事前協議制度が全く空文化し、日本の基地を使用してのアメリカ軍の作戦行動について完全なフリーハンドを与えたことになり、日米安保条約体制に対するかねてからの国民の疑惑に対して、これを欺く行為であると言わざるを得ません。あわせてまた、このアメリカの作戦行動に強い反発を示したタイを初めとする東南アジア関係諸国との間の友好関係にも大きな障害を残すことになるのではないでしようか。これに対する宮澤外務大臣の明快な見解を求めたいと思います。

次に、坂田防衛廳長官に対して、日本の防衛構想に対する見解を承りたいと思います。まずその第一点は、防衛廳は最近厅内にFX分室を設置して、次期戦闘機の機種選定を急いでいると言われています。そしてその調査團をすでに欧米に派遣しておりますが、ポスト四次防についてその構成は、日米安全保障条約第六条の実施に関する交換公文に定める「日本国から行われる戦闘作戦行動」として事前協議の対象となるものであること

リアンコントロールの原則を覆す制服組の越権行為と言わざるを得ません。さらに、そのFXの選定基準は、特定の国の戦闘機の能力を対象としてそれに対抗し得る能力を持つたものとして、すでにその候補機種がしばられないと言われております。その選定の基準、能力は、専守防衛という基本原則を超えていたと言わざるを得ないと思ひます。このように今回のFX選定についての空幕の行動は、シビリアンコントロールを無視し、これを超えて、より強大な軍事力を求めての制服組のひとり歩きと言わざるを得ません。これについての防衛庁長官の見解を承りたいと思います。

次に、日米防衛分担構想なるものについて、總理並びに防衛庁長官の見解を伺いたいと思います。總理は去る五月二十九日、坂田防衛庁長官を初め防衛幹部と協議し、従来制服組の構想としは坂田・シェレジンジャー会談によつて具体的な取り決めを行うまでに煮詰めることを確認したと

言われています。

このような政府の動向と前後して、国会審議の場を通じて、断片的ではありませんけれども、具体的な日米共同作戦行動、シー・レーンの設定等の構想が示されています。坂田防衛庁長官は、さきの本院予算委員会においてシー・レーンを指摘をされた際は、その存在を否定をし、一ヶ月後の予算委員会では、一転して、わが国の周辺海域で日本の防衛分担の取り決めを結ぶため、シェレジンジャー国防長官と協議することを表明をしていました。ところが、衆議院に場を移して、内閣委員会の審議では、さらに二転して、海域分担でなく機能分担であると発表しています。引き続いて本院予算委員会においてはさらに三転して、取り決めはしないと言明したにもかかわらず、統いて舞合が衆議院に移ると四転して、「分担」を「協力」と言いかえながら、京浜、阪神を基点とするシー・

レーン設定の構想を明らかにしています。

これらの経過は、制服組が独走して、すでに事実上取り決めるに至っている海域分担を政府が追認するというシビリアンコントロールの放棄の典型的なひとり歩きと言わざるを得ません。これについての防衛庁長官のこのような変転ぶりは、まさに国会審議に対する公然たる黙殺であり、この構想自体は驚くべき、かつての三矢計画の実行版とも言えるものではないでしょうか。防衛庁長官の確たる答弁を求めます。

さらに、政府並びに防衛庁当局の日米防衛分担構想が具体化することと並行して、アメリカ政府からいま衝撃的な東北アジアにおける戦略構想の一端が明らかにされています。それは、日本政府の意図している日米防衛分担構想がアメリカの核戦略構想に完全に組み込まれたものであることを指摘せざるを得ません。シェレジンジャー国防長官による「北東アジア地域において、核兵器の使用もあり得る」という声明は、このことを明確に物語ついていると言わなければなりません。昨年來のラロック証言に引き続いての先日のシェレジンジャー発言は、どのように弁しようとも、日米安保体制が明確に核安保であり、日米防衛分担構想はその一翼を担うものであるという指摘を政府は具体的な事実をもつて否定することができます。今国会においてみずから憲法を守ることを国が。今国会においてみずから憲法を守ることを國民に誓約をされ、また、非核三原則は国是であることを言明をされた三木総理並びに坂田防衛庁長官の見解を求めたいと思います。

最後に、坂田防衛庁長官に対して、ボストン四次防の策定についてどのように考えておられるか、

○野田哲君(続) はい。

○野田哲君(続) その時流に逆行するものではないでしょうか。坂田防衛庁長官としては、ボストン四次防についてどのような構想を持っておられるか、この際、防衛庁整備長期計画を白紙に戻して……

○副議長(前田佳都男君) 野田君、時間が超過しております。簡単に願います。

○野田哲君(続) その時流に逆行するものではないかとおもふ。坂田防衛庁長官の所信を伺つて私の質問を終わります。

(拍手)

〔国務大臣三木武夫君登壇〕

○國務大臣三木武夫君登壇 野田議員の質問にお答えをいたします。

今日のアジア情勢、どういうふうに考えておるかという御質問でござりますが、今後のインドシナ半島全体に北越の影響力が強まるることは予想されますが、南北両ベトナムの統一がいつごろ行なわれるか、インドシナ各国の自主性などの对外姿勢がどういうふうになるかなどについては、なお、今後の推移を見きわめる要があつて、いま当面考えられることは、周辺地域には混乱と不安定をもたらすことはないと思っております。また、ASEAN諸国の動向について、これは次第に米国を離れてきたというふうな野田議員は御観察ですが、私はそうは見てないんです。米国との友好関係を維持しながら、体制の異なる国々との関係を調整して、近隣諸国との関係をより密接にしよとする外交努力のあらわれである、こういふふうに見ておるわけでございまして、マルコス大統領の北京訪問もそういう角度から見ておるわけございます。

また、アメリカのベトナム戦争に協力したではないかというお話をございましたが、わが国はパリ協定一九七三年成立以前から、ベトナム紛争といたしまして、マルコス大統領の北京訪問もそういう角度から見ておるわけございます。

また、アメリカのベトナム戦争に協力したではないかとおもふ。パリ協定成立後も、関係者の平和的話し合いによつて解決されるべしとの同協定の精神にのつて、協定が遵守されることと、これを尊重して、これを関係諸国に呼びかけて、この地域の平和と安定を希求する立場をわが国は貫いてきたわけございまして、アメリカに加担したという表現は、われわれとしても当たらないと思つておるわけでござります。

アメリカのアジア政策が失敗をしたにもかかわらず、安保体制をこれを強化していくこうとしておるのはどういうことかといふことでござりますが、安保条約というものをまあ野田議員は軍事面だけからこらんになりますけれども、安保条約というものは、名前からして、日米の相互協力及び安全保障条約ということになつておるわけでござります。

ざいまして、これは広範な日米間の協力を約束したものでございます。軍事面だけでなしに、食糧面でも輸入食糧の四〇%はアメリカから輸入しておるわけですからね。原油でもまたアメリカから五〇%を輸入しておるわけです、メジャーを通じて。そういうことでございますから、日米関係というものは単に軍事面ばかりで見るのではなくして、全般の経済面などももう少し広く日米間の関係を考えてみれば、日米関係といふのはきわめて緊密な関係にあるわけでございますから、わが国がこの協力関係を維持していくということは、日本外交の私は一つの大きな基盤であると考えておるわけでございます。日米のこの協力関係を維持していくことが、国際政治の大きな世界の安定という枠組みの上からも重要であるし、この体制を維持していくことが、安保体制を維持していくことが、日本だけでなく、アジア、ひいては世界の平和と安定に貢献するものと考えておりますから、野田議員の御指摘のように、安保体制を破棄するという考え方とは全然持っていないわけでございます。

また、私の訪米のときのフォード大統領との話合いにも関連して、日米の防衛分担の具体的な内容等が憲法と関連して御質問があつたよう思いますが、やはりこの日米の安保、日本のこの防衛に関する日米間の関係は、お互に協力し合うということでござりますから、分担と言つて、ここまで日本、ここまでアメリカという分担といふことは私は適当でないと、日米間で協力し合う。もちろん日本は協力の限界があるわけですから、お互いにアメリカとの間に当然にこの当事者間でよく話し合いをしておくよろしく私自身からも申しておるわけでございます。しかし、それは憲法の枠内であるということはもう当然のことではあります。憲法の枠内を超えて、日米間で話し合はができるものではないであります。また、八月の訪米の際のフォード大統領とどういう問題を話すかといふことは、まだ具体的に煮詰まつては

おりません。それからシニレジンジャーの発言については、外務大臣からお答えをいたします。

〔國務大臣宮澤喜一君登壇、拍手〕

○國務大臣(宮澤喜一君) マヤガス号の関連でお尋ねがアッたわけでございますが、日米安保条約の第六条に基づきます交換公文の中におきまして

えております。むしろ、こういうことがございませんから非三原則といふものが現実の原則として守り得るものになつておるというふうに考えておるわけでございます。(拍手)

〔國務大臣坂田道太君登壇、拍手〕

○國務大臣(坂田道太君) 野田議員にお答えをいたしました。

「戦闘行動」とはならないということは、政府が伝統的にとつておる解釈でございまして、今回何も新たにそういう解釈をいたしたということはありません。

それからシニレジンジャー発言についてのお尋ねであつたわけですが、これは朝鮮半島において不測の事態があつた場合に米国が核兵器を使うことがあります。

対する安全保障上の義務を履行する、そういう意図について関係国が何かの誤解を、誤算をして、それがによって戦争が現実に起ころういう可能性を防ぐためにアメリカの決意をああいう形で言つておられるわけですけれども、アメリカの同盟国に

二番目の問題でございますが、ベトナム以後の米国の北東アジア政策と日米共同作戦行動との関連でございます。これは、実は四月二日、社会党の上田委員からのお尋ねに私が答えまして、そのシゴントロールの趣旨に沿うものだと考えております。

二番目の問題でございますが、ベトナム以後の米国の北東アジア政策と日米共同作戦行動との関連でございます。これは、実は四月二日、社会党の上田委員からのお尋ねに私が答えまして、そのシゴントロールの趣旨に沿うものだと考えております。

〔太田淳夫君登壇、拍手〕

○副議長(前田佳都男君) 太田淳夫君。
〔太田淳夫君登壇、拍手〕

これから、同じくこの核問題と我が国との関連でございますが、これはこどしの四月に私とキッシンジャー米国国務長官との間で、米国といふゆる核のかさがわが国にとって抑止力になつておるのであろうといふうに私どもは解釈をしております。

これは、有事に際しまして、日米安保条約に基づきまして共通の危険に対して米国と共同をしておるわけですが、このことはいわゆる非核

三原則と少しも矛盾するものでないと私どもは考

の防衛責任者同士が直接意見を交換して、そうしてフレンチに、率直に、できることはできる、できないことはできないということをやはり私がお話をするということが非常に大事なことだといふように考へているのでござります。

それから、ボストン四次防の問題につきましての議論につきましては、現在欧米に海外資料収集班を派遣しております。今後これらを資料の分析作業を行いまして、要すれば数機の機種を選定したしまして、五十一年度にはさらに詳細な調査、検討を実施した上、ポスト四次防の一環として国防会議等に諮りまして決定する予定でござります。

シビリアンコントロールと何か関係があるようなことをおっしゃいましたけれども、私は、こういう戦闘機について、その機能あるいはその値段、いろいろ詳細にわたって資料を收集することが国民のためであり、そのことがやはりシビリアンコントロールの趣旨に沿うものだと考えております。

さて、その二番目の問題でございますが、ベトナム以後の米国の北東アジア政策と日米共同作戦行動との関連でございます。これは、実は四月二日、社会党の上田委員からのお尋ねに私が答えまして、そのシゴントロールの趣旨に沿うものだと考えております。

二番目の問題でございますが、ベトナム以後の米国の北東アジア政策と日米共同作戦行動との関連でございます。これは、実は四月二日、社会党の上田委員からのお尋ねに私が答えまして、そのシゴントロールの趣旨に沿うものだと考えております。

〔太田淳夫君登壇、拍手〕

○太田淳夫君 私は、公明党を代表して、たゞま趣旨説明のありました防衛府設置法並びに自衛隊法の一部を改正する法律案につきまして、三木総理並びに関係大臣に質問を行うものでござります。

まず、第一にお伺いしたいのは、極東の軍事情勢についてであります。インドシナ半島における米軍の撤退、その後の朝鮮半島におきます緊張の激化、東南アジア諸国の中立志向、アメリカ離れ

の現象など、いまやアジアは大きな転換期を迎えています。それにもかかわらず、アメリカはインドシナ解放の教訓を忘れ、むしろこれを逆手にとつて、朝鮮半島の安全を理由に日本の防衛力の強化、韓国防衛への責任分担、日米安保体制の一層の軍事同盟化などを強く迫つてきつたあります。それに対し、わが国が今までにアメリカの冷戦型アジア戦略に追随従属していくことは、アジアでの緊張を醸し、アジアの孤児にみずからを陥れることは必至と言わざるを得ないのであります。そこで、政府は、一体極東の軍事情勢及び南北朝鮮の軍事情勢についてどのように考えておられるか、御所見をお伺いしたいのであります。

次に、フォード大統領は、北朝鮮からの侵略に対する核兵器の使用を否定しなかつた。また、シェルジンジャー長官は、日本の防衛にも核を使用する旨の発言をしていましたが、これは日米安保条約の本質を露呈したものであり、非常に危険であると思いませんが、政府の見解を承りたい。

また、日本の防衛のために核の使用をアメリカに要請することもあるのかどうか、總理並びに外務大臣にお伺いいたします。

次に、シェルジンジャー米国防長官は、去る五月一日の記者会見で、韓国軍の近代化五ヵ年計画の完了とともに、在韓米軍の削減と撤収の方針に再検討のあり得ることをほのめかしております。

ところが、マンスフィールド米上院議員は、韓国から時期を見て段階的に米軍を撤退させるべきであると述べています。しかも、今秋の国連総会では在韓国連軍解体決議案が可決されるのは確定的と言えるのであります。これに對して政府は、在韓国連軍解体決議案の阻止はしないとの態度を表明していますが、在韓国連軍などのように政府は評価しておられるのか、御答弁願いたいのであります。

また、今秋の国連総会で同決議案の可決により、韓国より国連軍が撤退するような事態の発生があつた場合、日本にいかなる軍事的影響がある

アでの緊張を醸し、アジアの孤児にみずからを陥れることは必至と言わざるを得ないのであります。

次に、フォード大統領は、北朝鮮からの侵略に対する核兵器の使用を否定しなかつた。また、シェルジンジャー長官は、日本の防衛にも核を使用する旨の発言をしていましたが、これは日米安保条約の本質を露呈したものであり、非常に危険であると思いませんが、政府の見解を承りたい。

また、日本の防衛のために核の使用をアメリカに要請することもあるのかどうか、總理並びに外務大臣にお伺いいたします。

次に、シェルジンジャー米国防長官は、去る五月一日の記者会見で、韓国軍の近代化五ヵ年計画の完了とともに、在韓米軍の削減と撤収の方針に再検討のあり得ることをほのめかしております。

ところが、マンスフィールド米上院議員は、韓国から時期を見て段階的に米軍を撤退させるべきであると述べています。しかも、今秋の国連総会では在韓国連軍解体決議案が可決されるのは確定的と言えるのであります。これに對して政府は、在韓国連軍解体決議案の阻止はしないとの態度を表明していますが、在韓国連軍などのように政府は評価しておられるのか、御答弁願いたいのであります。

また、今秋の国連総会で同決議案の可決により、韓国より国連軍が撤退するような事態の発生があつた場合、日本にいかなる軍事的影響がある

と考えられるのか、御所見をお伺いしたいのであります。

次に、日米防衛分担についてお伺いいたしました。

フォード米政権は、ベトナム以後のアジア軍事戦略の展開に当たり、日本を北東アジアにおける米戦略のストロング・ポイント、すなわち重要拠点と位置づけ、五月十九日のU.S.ニューズ・アンド・ワールド・レポート誌で、シェルジンジャー長官は、日本に対して、対潜水艦戦闘能力、海上交通路の確保、防空面の強化等を挙げ、日米の防衛分担と防衛力強化を要請しているのであります。このほど坂田長官は三木總理に對し、有事の際の日本周辺海域の防衛について、日米間の政治レベルで防衛分担の話し合いを進めるべきだと進言し、總理の了承を得たわけですが、日本は、この防衛分担について、これまで制服レベルで非公式に進められたことはあっても、防衛局長官や内局幹部は関知しないという態度をとつていて、それが何ゆえに急に必要になつたのか、その理由を具体的に説明していただきたい。

次に、シェルジンジャー国防長官との協議を望んでおりましたが、このシェルジンジャー長官との会談は日本両国の防衛の最高責任者の会談として重要な意味を持つと言わざるを得ません。長官は、いかなる防衛分担について坂田長官は熱意を示し、この防衛分担について坂田長官は熱意を示し、韓国防衛のためでもなく、日本防衛のためでもない。つまり、米国自身の問題であるということではありません。すなわち、七四年国防報告のリチャードソン戦略は、これを、「同盟諸国の防衛責任は、第一次的に当事国が負う、アメリカの支援は、アメリカの利益、あるいは義務上当然とみなされる場合に限る」と明記しています。アメリカの支援は、あくまで米国の利益優先とするならば、日米安保条約は日本の防衛のためではなく、アメリカの防衛のためにあると言つても過言ではありません。したがって、こうした日米安保体制の欺瞞性と危險性を排除することが必要であります。

さらに考へるならば、アメリカよりの防衛分担の要請は、日本の肩がわりを前提としたものではありません。したがって、こうした日米安保体制の欺瞞性と危險性を有すると思ふのであります。したがって、防衛分担の取り決めがされるなら、軍事同盟と同じ性格を有し、アメリカ軍の傘下に自衛隊が組み込まれる危险性を有すると思うが、明確な御答弁をお伺いしたいのであります。

次に、ボスト四次防についてお伺いいたしました。

坂田長官は、このほど四次防以後の防衛力整備の作成について指示されています。長官は、わが国に對し、差し迫つた軍事的脅威が存在する

ことは、わが国の軍事力強化とその活用であります。シユレジンジャー長官の示した要求は、対潜水艦戦闘能力、海上交通路の確保、防空面の強化であるが、四次防以後の自衛隊の装備能力とその方向性は、その要求に沿つた形で具体化されていります。これは、その要求に沿つた形で具体化されると、それが得ないのであります。すなわち、四次防の展開に当たり、日本を北東アジアにおける海上交通路のストロング・ポイント、すなわち重要拠点と位置づけ、五月十九日のU.S.ニューズ・アンド・ワールド・レポート誌で、シェルジンジャー長官は、日本に対して、対潜水艦戦闘能力、海上交通路の確保、防空面の強化等を挙げ、日米の防衛分担と防衛力強化を要請しているのであります。このほど坂田長官は三木總理に對し、有事の際の日本周辺海域の防衛について、日米間の政治レベルで防衛分担の話し合いを進めるべきだと進言し、總理の了承を得たわけですが、日本は、この防衛分担について、これまで制服レベルで非公式に進められたことはあっても、防衛局長官や内局幹部は関知しないという態度をとつていて、それが何ゆえに急に必要になつたのか、その理由を具体的に説明していただきたい。

次に、アメリカによるこの分担要求は、決して韓国防衛のためでもなく、日本防衛のためでもない。つまり、米国自身の問題であるということではありません。すなわち、七四年国防報告のリチャードソン戦略は、これを、「同盟諸国の防衛責任は、第一次的に当事国が負う、アメリカの支援は、アメリカの利益、あるいは義務上当然とみなされる場合に限る」と明記しています。アメリカの支援は、あくまで米国の利益優先とするならば、日米安保条約は日本の防衛のためではなく、アメリカの防衛のためにあると言つても過言ではありません。したがって、こうした日米安保体制の欺瞞性と危險性を排除することが必要であります。

さらに考へるならば、アメリカよりの防衛分担の要請は、日本の肩がわりを前提としたものではありません。したがって、こうした日米安保体制の欺瞞性と危險性を有すると思ふのであります。したがって、防衛分担の取り決めがされるなら、軍事同盟と同じ性格を有し、アメリカ軍の傘下に自衛隊が組み込まれる危险性を有すると思うが、明確な御答弁をお伺いしたいのであります。

次に、ボスト四次防についてお伺いいたしました。

坂田長官は、このほど四次防以後の防衛力整備の作成について指示されています。長官は、わが国に對し、差し迫つた軍事的脅威が存在する

ことは、わが国の軍事力強化とその活用であります。シユレジンジャー長官の示した要求は、対潜水艦戦闘能力、海上交通路の確保、防空面の強化であるが、四次防以後の自衛隊の装備能力とその方向性は、その要求に沿つた形で具体化されていります。これは、その要求に沿つた形で具体化されると、それが得ないのであります。すなわち、四次防の展開に当たり、日本を北東アジアにおける海上交通路のストロング・ポイント、すなわち重要拠点と位置づけ、五月十九日のU.S.ニューズ・アンド・ワールド・レポート誌で、シェルジンジャー長官は、日本に対して、対潜水艦戦闘能力、海上交通路の確保、防空面の強化等を挙げ、日米の防衛分担と防衛力強化を要請しているのであります。このほど坂田長官は三木總理に對し、有事の際の日本周辺海域の防衛について、日米間の政治レベルで防衛分担の話し合いを進めるべきだと進言し、總理の了承を得たわけですが、日本は、この防衛分担について、これまで制服レベルで非公式に進められたことはあっても、防衛局長官や内局幹部は関知しないという態度をとつていて、それが何ゆえに急に必要になつたのか、その理由を具体的に説明していただきたい。

次に、アメリカによるこの分担要求は、決して韓国防衛のためでもなく、日本防衛のためでもない。つまり、米国自身の問題であるということではありません。すなわち、七四年国防報告のリチャードソン戦略は、これを、「同盟諸国の防衛責任は、第一次的に当事国が負う、アメリカの支援は、アメリカの利益、あるいは義務上当然とみなされる場合に限る」と明記しています。アメリカの支援は、あくまで米国の利益優先とするならば、日米安保条約は日本の防衛のためではなく、アメリカの防衛のためにあると言つても過言ではありません。したがって、こうした日米安保体制の欺瞞性と危險性を排除することが必要であります。

さらに考へるならば、アメリカよりの防衛分担の要請は、日本の肩がわりを前提としたものではありません。したがって、こうした日米安保体制の欺瞞性と危險性を有すると思ふのであります。したがって、防衛分担の取り決めがされるなら、軍事同盟と同じ性格を有し、アメリカ軍の傘下に自衛隊が組み込まれる危险性を有すると思うが、明確な御答弁をお伺いしたいのであります。

次に、ボスト四次防についてお伺いいたしました。

坂田長官は、このほど四次防以後の防衛力整備の作成について指示されています。長官は、わが国に對し、差し迫つた軍事的脅威が存在する

官報(号外)

最近のインドシナ情勢が極東の軍事情勢にどういう影響を与えたかというお話をございますが、必ずしも極東の軍事情勢にそう大きな影響を与えたとは考えていないわけでございます。

次に、フォード、シェレジンジャー氏の、韓国の防衛に対するいろいろ御発言がございましたけれども、やはりアメリカとしても望んでおることは、朝鮮半島に大規模な軍事的衝突が起ころうとも、やはりアメリカは願つておるわけでございますから、したがつて、いろいろな発言という意図から出た発言であるとわれわれは受け取つておるわけでございます。私どもは、朝鮮半島に大規模な軍事的衝突が起ころうとも、それを誤認せないようについて、戦争を抑止しようという意図から出た発言であるとわれわれは受け取つておるわけでございます。私どもは、朝鮮半島に大規模な軍事的衝突が起ころうとも、そういう大規模な軍事的衝突を望んでもいませんし、また、アメリカとしても、日本としても、があらゆる外交努力を払つて戦争を防止するための努力をするることは当然のことであり、ことに重大な関連を持つわが国としては、あらゆる外交的努力を払つてそういう軍事的衝突を避ける努力をしなければならぬと考えております。

また、在韓の国連軍の問題についていろいろお話をございました。今秋の国連の総会において、国連軍の解体ということが問題になり、こういうことが実現をする形勢にあることは御指摘のとおりでございますが、そのことは国連軍の解体といふことであって、朝鮮の平和を維持しておる、朝鮮半島の平和を維持しておる休戦協定を破壊しようとするためにそれをやるわけではないわけでござりますから、どの国もあの休戦協定が維持されて、朝鮮半島に平和が維持されることを望んでおるわけでございますから、在韓の国連司令部が解体されても、休戦協定は維持されなければならぬわけでありますので、これを維持するための適

当な処置が講ぜられる必要があると考えておるわけでございます。

また、在韓の国連軍の司令部の要員と参加国の連絡要員のみがおるわけでございますが、このこと

が、引き揚げたからといって、わが国の軍事力のバランスの上に大きな影響はないと考えております。しかし、国連軍の司令官は朝鮮半島の平和維持に重要な役割りを果たしてきたわけでありますし、休戦協定の一方の当事者であるわけありますから、国連軍の解体というものは休戦体制の維持に悪い影響を与えないよう重大な関心を持つ必要があります。

また、日米の防衛分担のお話をございましたけれども、先ほどからの御答弁で申し上げておるよ

うに、防衛分担というような何か地域的に分担

するという考え方よりかは、米国との安保条約の

もとにおいて協力体制というものを日米間で絶え

ず話し合つておく必要がある。無論、それは現行

の憲法の枠内であるし、また安保条約の枠内で行

うことは当然であります。そのためには絶えず日米

間で話し合いをして、お互いの協力の限界という

ことを話し合う必要があると考えておるわけでござります。

また、日米安保条約というものは日本の安全

のためでないという御指摘でございましたが、われわれとは全然その認識を異にするためで、われわれは、日米安保条約というものは日本の安全のため必要であるとして結んだものでございま

す。したがつて、これを廢棄する考え方を持つておるわけでござります。ただ、この日米安保条

約といふものを私は国民にも頼みたいのは、ただ

日本に対する支援、期待、その内容等を明確にす

るということが必要であると考えますし、そのワ

ンスティップとしてやはり話しあうということが私

は必要であるというふうに考えておる次第でござ

ります。

また、従来やつておきましたユニフォームの研

究等も、やはりわれわれが目の届く、ちゃんと確

認された形においてやるということがシビリアン

コントロールの私道であるというふうに考えて

おるわけでござります。

それから、これは海上だけかというお尋ねでござりますが、いや、そうではございませんで、海

上のみならず、航空、陸上につきましても配慮し

なければならないというふうに考えておるわけでござります。

また、経済の低成長下における防衛力整備のあり方あるいは防衛費のあり方ということについてのお尋ねでございます。差し迫った脅威がある

からどうかということについてのお尋ねでございま

したが、すでにこれは總理からお答えになつたと

おりで、私もいま朝鮮半島で事が起るというふ

うには考えておりません。しかしながら、防衛力

の整備はやはり長期間を要しますので、平素から

計画的に進めていく必要があるというふうに考え

るわけでござりますが、しかし、やはり他国に脅

威を与えたり、あるいは民生を著しく圧迫する

いうようなことについては十分な配慮が必要であ

るというふうに考えておるわけでござります。

さらに、ボスト四次防計画については、やはり

申上げましたとおり、GNPの1%以内にとど

めたいというふうに考えておるわけでございま

す。

それから四次防計画そのものをもうやめてし

まつたらどうか、あるいは縮小してしまつたらど

うかということござりますが、しかし私は、こ

れは四次防計画は進めさせていただきたいとい

うふうに考えておるわけでござります。(拍手)

〔國務大臣宮澤喜一君登壇 拍手〕

日本に対する支援、期待、その内容等を明確にす

るということが必要であると考えますし、そのワ

ンスティップとしてやはり話しあうということが私

は必要であるというふうに考えておる次第でござ

ります。

また、わが国に対して軍事的脅威の存在という

整機関のあり方であるとか、あるいはアメリカが

います。

また、わが国に対して軍事的脅威の存在とい

うふうに考えておるわけでござります。(拍手)

〔國務大臣宮澤喜一君登壇 拍手〕

○國務大臣(宮澤喜一君) 在韓国連軍の問題だけを補足をさせていただきます。

現在の朝鮮半島の平和維持の法律的な枠組みは一九五三年の休戦協定でござりますが、この休戦協定の当事者は国連軍司令官がなつておるわけでござります。したがいまして、国連軍が解体されてしまうということになりますと、当事者を欠くことになるわけで、そうなりますと、朝鮮半島の平和維持の法律的な枠組みがなくなってしまうばかりでなく、ときたま停戦違反のようなことがござりますと、協定違反のようなことがござりますと、板門店でともかくそれを話し合つて、大ごとにならないよう解決をしてまいつておるわけですが、そういう仕組みも実は失われてしまつといふことになつてはならないと、こういうふうに我が国としては考えておるわけありますし、したがいまして、わが国は国連軍の撤退そのものに反対するという態度はとりませんで、そうではなづつて、いまのよう平和維持の枠組みをどのようにして残しておおかといふことに外交的努力を集中いたしたいと考えておるわけであります。(拍手)

官 報 (号) 外

核戦略の展開を軸とする力の政策をますます強化をきわめて重大と言わなければなりません。事は

そこで、三木総理に伺いますが、総理は、最近

ますますその侵略性を露骨にしつつあるアメリカ

の核政策をこのままに容認し、その体制下にあってこれに協力し、その一切の犠牲を国民に押しつけようとするのであるかどうか、総理並びに外務大臣の所信を伺いたいと思います。

第二に、これと関連して重要なことは、シェルジンジャー長官は、U.S.ニューズ・アンド・ワールド・レポートのインタビューの中で、「日本が共通の防衛において、その役割を真剣に果たすこと期待する」として、対潜水艦戦争、輸送路の防衛、防空などの任務を日本に押しつけようとする意図を露骨に表明しているのであります。

一方、海上自衛隊は毎年、米原子力潜水艦を標的にした対潜訓練を日本周辺で展開するなど、すでにアメリカの要求にこたえ、極東戦略に組み込まれているのが実態ではありませんか。

そこで、総理並びに外務大臣、防衛庁長官にお聞きしますが、シェルジンジャー長官の表明は、まさに自衛隊の戦闘能力の一層の強化と責任分担を迫っているものと考えられます、どうですか、明確な答弁を求めるものであります。

○岩間正男君 私は日本共産党を代表して、ただいま上程されております防衛二法の一部改正案について、若干の質問をいたします。

去る六月二十日、シェレジンジャー米国防長官は、韓国への戦術核兵器配備の事実を公然と認めるとともに、日本や韓国が敵の攻撃を受けた場合、米軍は核兵器による先制攻撃をも辞さないと述べてあります。さらに、フォードアメリカ大統領は、一昨日の内外記者団との会見でこれを確認し、その恫喝的政策をさらに推し進めようとしています。このことは、インドシナ半島での敗北によるアジア情勢の大きな変化にもかかわらず、依然としてアメリカは、米軍の海外配備と

問題についてであります。

在日米海軍司令部は、さきに佐世保基地の機能を縮小し、日本側に返還するという方針を明らかにしました。ところが、米側はそのすべてを民間に開放するのではなく、大部分の施設を自衛隊に使

用転換させ、事あれば米軍が自由に使用できると

いう形の、いわゆる有事駐留方式をとろうとしているのであります。この自衛隊との共同使用は米軍の再使用の道を切り開くものであり、結局のところ、基地の恒常使用につながることはきわめて明らかであります。しかも、横須賀の場合を見れば、旧軍港を平和都市に転換させるという法律の規定にもかかわらず、一部返還された基地を引き続き自衛隊に肩がわり使用させているのであります。その上、費用は日本側に負担させ、しかも、

必要に応じていつでも米軍が使用できるという規定にもかかわらず、一部返還された基地を引き続き自衛隊に肩がわり使用させているのであります。この上、費用は日本側に負担させ、しかも、

関係について防衛庁長官の答弁を求めるものであります。

最後に指摘いたしたいことは、本法案が海、空自衛官の増員だけの問題でなく、「基地の効率的運用」と称して、自衛隊基地の一層の拡大、強化を図らうとしている 것입니다。政府は、今回の改正によって、第三航空団を小牧から三沢に移し、小牧には新たに美保基地から航空輸送団の飛行隊を配備しようとしているのであります。第三航空団が移されようとしている三沢基地では、現在でも米空母ミッドウェー艦載機の離着陸訓練などが頻繁に行われており、市民の生活環境は騒音を中心とする基地公害に絶えず脅かされているのが現状であります。しかも、三沢市の場合、防衛施設周辺の生活環境整備法に基づく騒音被害区域の指定さえまだになされていないのが現状であります。住民被害をこれまで以上に増大させるおそれのある航空自衛隊の移駐は断じて許されません。政府は、地元民の強い反対を押し切つてまでえて移駐を強行しようとする考え方のかどうか、防衛庁長官の明確なる答弁を要求するものであります。

そこで伺いますが、総理は具体的にそのような話合いをしたのか。そうして、そのような戦時動員体制については一体どのような考え方をお持ちになつておられるのか、その構想を持つておられるなら、ここで明らかにされる必要があると思いまして、この重要地域の一つである津軽海峡を想定した大规模な統合演習を展開しておるのであります。この演習は図上演習だとはいいえ、一九七一年のへり

ボーン大演習に続く大がかりなものだと言われています。さらによく、新聞報道によれば、防衛庁はポスト四次防で、自衛官定数について海、空の定数をそれぞれ五万人に増強するという構想を出しているのであります。これはまさに米政府が強く要求している海、空の防衛分担に符節を合わせるものであり、その目的はきわめて明白であると言わねばなりません。この構想と日米防衛分担の関係について防衛庁長官の答弁を求めるものであります。

第四の点は、米軍と自衛隊の基地の共同使用の問題についてであります。

在日米海軍司令部は、さきに佐世保基地の機能を縮小し、日本側に返還するという方針を明らかにしました。ところが、米側はそのすべてを民間に開放するのではなく、大部分の施設を自衛隊に使用できると

○國務大臣(三木武夫君登壇、拍手)

〔國務大臣三木武夫君登壇、拍手〕

私に対する第一の質問は、シェレジンジャー國防長官等の発言をとらえていろいろ御発言がござります。私は、やはり核というものの、核兵器といふものの本質的意味は抑止力にある。実際に大規模に核兵器を使って、そして大規模な戦争が起これば人類は全滅するわざですから、抑止力にあります。そういうことで、シェレジンジャー氏のいろんな発言も、やはり戦争を防止したいという抑止力の行使というものに重点が置かれておると受け取るものでございます。

また、第二の有事の際の日米の共同作戦体制について政府はどのようにするのか、どう考えていらっしゃるのかということをございましたが、有事の際にわが国が米国との間に安全保障体制を基調として対処することになるわけございますが、そういう場合、いろんな場合が考えられますから、日米の協力ということについては、やはり当事者間でよく話し合っておくことがいいと私も指示しておりますが限界があるわけで、できることもあれば、できないこともあります。日本としても、協力するに合つておく必要がある。いままで話す合いの方があつたと私は思っております。しかし、その話し合いというものが憲法の枠内で行わなければならぬことは当然でございます。

また、有事の際のいろいろお話をございましたけれども、この有事の際のいろいろ鉄道などの優先輸送の法制化などに対し御懸念があるのかもしちゃんが、そういう考え方を持つております。他は、関係大臣からお答えいたします。(拍手)

(國務大臣宮澤喜一君登壇 拍手)

○國務大臣(宮澤喜一君) U.S.ニーズ・アンド・ワールド・リポートの中でも、シェレジンジャー国防長官がこういうことを言っておるがというお尋ねであったわけでございますが、海上交通路の保護であるとか、対潜水艦あるいは対防空等の強化とい

うことをわが国に期待しているということをシェレジンジャー氏がこのインタビューで言つておりますことは、私も読んで承知をしておりますが、こんな発言も、やはり戦争を防止したいという抑止力の行使でございます。(拍手)

〔國務大臣坂田道太君登壇、拍手〕

○國務大臣(坂田道太君) シェレジンジャー長官がいろいろ発言をしております。しかし、シェレジンジャーが言う言わないにかかわらず、わが国が安全を守るために、やはり私は対潜能力を高めていくということ、それからもう一つは、日本の防空、これは日本がやるということ、そしてまた、海上交通の保護につきまして、憲法の制約のもとにできる限りの努力をするということは当然なこととなつておるのであって、しかし、向こうがそういうことを要求してまいった事実は今日までございません。

それから、日米共同作戦の問題、もうしばしばお答えをいたしておりますが、やはり自衛隊と米軍が、有事に際しましてそれぞれの指揮のもとに整合のとれた作戦行動が実施できます。

それから、第三航空団の三沢移動等につきましてはございますが、これはどういたしましてもひとつ法案を通していただきまして、そうして第三航空団の小牧基地から三沢基地への移動は、やはり当該部隊の任務遂行の円滑を図るためにござりますし、この移動によりまして、戦闘機部隊の配置の調和と第三航空団の訓練環境の改善などが期待できるわけでございます。また、一方、受け入れ先の地元におきまして種々の御意見があるということは承知をいたしておりますが、しかし、地元の実情を踏まえまして周辺対策等には積極的に取り組む、そうしてその理解と協力を得てまいりたいというふうに考えておるわけでございま

ます。御案内のとおりに、防衛施設周辺生活環境整備法に基づきまして努力をいたしてまいつております。

それから、佐世保の海軍基地縮小の意図とその自衛隊引き継ぎ、米軍有事駐留の可能性の問題でござりますが、五月二十三日に米海軍が発表いたしました佐世保海軍基地の縮小は、人員及び装備の節減計画の一環として行われるわけでございま

す。施設の返還等の内容は今後具体化いたします。

○副議長(前田佳都男君) 中村利次君

〔中村利次君登壇、拍手〕

○中村利次君 私は、民社党を代表して、ただいま議題となりました防衛二法案に関し、わが国の安全保障、防衛問題について、総理並びに関係閣僚に質問します。

今日の国際政治は、いわゆる五極体制と言われ、その中で米ソを中心としたデタントが進行していると言わわれていますが、このような見方は、必ずしも国際政治への正しい認識とは断じがたいものがあると思います。すなわち、さきの資源エネルギー危機や最近のインドシナ情勢に従事するも、いわゆる第三世界への配意を欠いた国際政治はとうてい存在し得ないと考えなければなりますまいし、また、この趨勢は今日以降巨大な歴史の流れとしてさらに強まるものと認識すべきであります。石油をめぐる国際的な課題は、ただ単に、消費国による石油消費量の停滞や産油国側の原油値上げという因果関係や、両者の基本的対立にとどまらず、工業製品価格の高騰を伴つて、発展途上国をも含めた国際政治の不安要因に発展する要素を持っておりますし、カンボジア、ベトナム以後の東北アジア、特に朝鮮半島の動向は、わが国の安全のみではなく、世界平和に大きなかかわり合いを持つものとして、当然政府の積極的な対策が求められるべきものと考えます。

そこで、総理にお伺いする第一点は、このよう

な国際環境の新しい動向を総理はどうとらえ、どう認識されているのか、対策を含め、その基本姿

勢を伺いたいと思います。

米国はインドシナ以後の問題として、もし朝鮮半島に動乱が起きた場合、戦略核、戦術核を使用する方針であることを繰り返し強調していますが、この場合、わが国の安全にどのような影響を及ぼすのか。先ほどから総理も外務大臣も、このことは動乱抑止のための発言と「希望的観測」にしておられるようありますけれども、私は、立つておられるようあります。

米国が核兵器を使うのか使わないかという質問ではなくて、使った場合の影響についての質問をしておりますので、その意味での「影響」についての明確な御答弁をお願いをしたいと思います。

また、朝鮮半島の不安要因は、わが国の安全のみでなく、世界平和にも大きなかかわり合いを持つものと思われますが、その解消に対するわが国の役割り、さらに、米中ソ三国にわが国を加えた四国による朝鮮半島の平和保障体制確立の方途について、総理及び外務大臣の決意と所見を承りたい。わが国の安全を守るために、平和憲法の精神に照らした積極的な外交の展開が強く求められるべきでありますので、その決意と対策を具体的にお答えいただきたいと思います。

第三に、ベトナム戦争終結時における米国の態度、米国議会、世論の動向を見ますと、日米安保体制下におけるわが国の安全が、果たして保障されるのかという不安を覚えざるを得ません。大統領の約束はアーリカ合衆国との約束にあらずといふ。この際、日米安保を根本的に再検討し、日米ともに両国民の友好親善を基盤とする新しい安全保障体制への発展、改善をする用意があるかどうかをお伺いいたします。

わが国の安全と防衛については、遺憾ながら毛の対立が続き、国民的合意を得られる状態ないのであります、しかし、国民のすべてがわが

國の安全と防衛に強い関心を持ち、このことを希求してやまないこともまた事実であります。そこでわが民社党は、國民合意の安全保障政策を求める手法として、国会に安全保障委員会の設置を提唱してまいりました。去る六月の十日、衆議院の予算委員会で三木総理は、国会に安全保障委員会をつくるという民社党の提案に賛成する意向を表明されました。このことは実は故佐藤元総理、田中前総理もわが党の提唱に賛同する旨の答弁をされておりますが、にもかかわらず、政府・与党ともに歴代総理のこの方針を裏づける姿勢が全く見られないのはさわめて遺憾と言ふべきであります。この際、改めてお伺いいたします。

第四に、基地問題についての政治レベルでのリーダーシップについて伺います。特に沖縄の基地問題につきましては、四十七年一月のサンクレメンテ会談で米側に理解を求め、それを受けて翌四十八年の安保協議委員会で検討されるなどの実績もあるわけであります。私は、基地問題を処理するに当たっては、総合的な安全保障観、戦略、戦術に対する政治的判断、そして、それにに基づく基地の配置、運用構想などが当然あってしかるべきものと考

ります。しかし、その後の経過、今後の方針についてその考え方をお聞かせ願いたいと存じます。

第五に、文民統制と国防会議のあり方に關する問題を機に国防会議の強化、拡充が叫ばれ、政府は国防会議構成法を改正しようとしました。しかし、その後の経過、今後の方針についてその考え方をお聞かせ願いたいと存じます。あわせて FX、PX、PL等、装備の選定に当たっては、長官は、国防会議の活用を繰り返し強調されています。さきには、四十七年の四次防災取り問題を機に国防会議の強化、拡充が叫ばれ、政

府は国防会議構成法を改正しようとしましたが、長い間、その後、長い間、その方針についての実行が進んでおりません。そこで、その実行が進んでいないことは、まさに南北の話合いで、統一を解決する手段として、それを採用するだけ南北間のモットーである対話と協調ということで、國際社会を維持して、そしてできるだけ南北問題によってこの問題に対して調和のある国際関係を維持する。同時にまた、総理を議長とする国防会議の役割よりも重視すべきであります。長官は、国防会議の活用を繰り返し強調されています。さきには、四十七年の四次防災取

り問題を機に国防会議の強化、拡充が叫ばれ、政

府は国防会議構成法を改正しようとしましたが、長い間、その後、長い間、その方針についての実行が進んでおりません。そこで、その実行が進んでいないことは、まさに南北の話合いで、統一を解決する手段として、それを採用するだけ南北間のモットーである対話と協調ということで、國際社会を維持して、そしてできるだけ南北問題によってこの問題に対して調和のある国際関係を維持する。同時にまた、総理を議長とする国防会議の役割よりも重視すべきであります。長官は、国防会議の活用を繰り返し強調されています。さきには、四十七年の四次防災取

り問題を機に国防会議の強化、拡充が叫ばれ、政

府は国防会議構成法を改正しようとしましたが、長い間、その後、長い間、その方針についての実行が進んでおりません。そこで、その実行が進んでいないことは、まさに南北の話合いで、統一を解決する手段として、それを採用するだけ南北間のモットーである対話と協調ということで、國際社会を維持して、そしてできるだけ南北問題によってこの問題に対して調和のある国際関係を維持する。同時にまた、総理を議長とする国防会議の役割よりも重視すべきであります。長官は、国防会議の活用を繰り返し強調されています。さきには、四十七年の四次防災取

り問題を機に国防会議の強化、拡充が叫ばれ、政

府は国防会議構成法を改正ようとしましたが、長い間、その後、長い間、その方針についての実行が進んでおりません。そこで、その実行が進んでいないことは、まさに南北の話合いで、統一を解決する手段として、それを採用するだけ南北間のモットーである対話と協調ということで、國際社会を維持して、そしてできるだけ南北問題によってこの問題に対して調和のある国際関係を維持する。同時にまた、総理を議長とする国防会議の役割よりも重視すべきであります。長官は、国防会議の活用を繰り返し強調されています。さきには、四十七年の四次防災取

り問題を機に国防会議の強化、拡充が叫ばれ、政

府は国防会議構成法を改正ようとしましたが、長い間、その後、長い間、その方針についての実行が進んでおりません。そこで、その実行が進んでいないことは、まさに南北の話合いで、統一を解決する手段として、それを採用するだけ南北間のモットーである対話と協調ということで、國際社会を維持して、そしてできるだけ南北問題によってこの問題に対して調和のある国際関係を維持する。同時にまた、総理を議長とする国防会議の役割よりも重視すべきであります。長官は、国防会議の活用を繰り返し強調されています。さきには、四十七年の四次防災取

り問題を機に国防会議の強化、拡充が叫ばれ、政

府は国防会議構成法を改正ようとしましたが、長い間、その後、長い間、その方針についての実行が進んでおりません。そこで、その実行が進んでいないことは、まさに南北の話合いで、統一を解決する手段として、それを採用するだけ南北間のモットーである対話と協調ということで、國際社会を維持して、そしてできるだけ南北問題によってこの問題に対して調和のある国際関係を維持する。同時にまた、総理を議長とする国防会議の役割よりも重視すべきであります。長官は、国防会議の活用を繰り返し強調されています。さきには、四十七年の四次防災取

まして、国の中重要な安全に関するような諸問題が、お互いに与野党間の合意もできないという状態は、日本の政治としてきわめて不幸なことです。安保反対は反対で結構ですかねども、國の安全について関心を持たぬ政党があるはずはないわけございますから、民社党の言われるよう、安全保障に関する、まず安全保障に対しては共通の土俵があるはずでありますから、この問題について国会においてそういう特別委員会ができる用意を持っておりますが、これは各党がこういふと私は考へておるので、これは自民党は賛成を希望いたすものでござります。努力もいたしました。

日米の防衛分担については、しばしばお答えしておりますように、防衛分担というよりかは、日本協力ということが私は適切だと思ひます。日本の一存でどうこうといふわけにもまいりませんが、こういう特別委員会が設置されること私は希望いたすものでござります。努力もいたしました。

日米の防衛分担については、しばしばお答えしておりますように、防衛分担というよりかは、日本協力ということが私は適切だと思ひます。日本の一存でどうこうといふわけにもまいりませんが、こういふ特別委員会が設置されること私は希望いたすものでござります。努力もいたしました。

日米の防衛分担については、しばしばお答えしておりますように、防衛分担というよりかは、日本協力ということが私は適切だと思ひます。日本の一存でどうこうといふわけにもまいりませんが、こういふ特別委員会が設置されること私は希望いたすものでござります。努力もいたしました。

また、文民統制などいうことが重要であるというお話は、まさにそのとおりでございまして、国会の自衛隊に対するいろいろな統制、あるいは通常予算、法案等の審議を通じて行われることもシビリアンコントロールの一面だと思いますが、この点はきわめて重要なことで、今後重視していかなければならぬと考えております。国防会議も今後いろいろ、国防会議というものは余り今まで開かなかつたわけでございますが、懇談会等もう少しやつぱり開いて、この運用は充実してまいりたいと考えております。

その他の問題については、関係大臣からお答えをいたします。

〔副議長退席、議長着席〕
〔國務大臣宮澤喜一君登壇〕

ということについては、非常に日本がアメリカに對してこの義務履行をしなければならない一面があるが、しかし同時に、この基地周辺の対策とい

〇國務大臣(宮澤喜一君) 朝鮮半島における核兵器の問題についての米国首脳の発言は、私どもは抑止的な意味合いを持っているというふうに考へておりますことは先ほど申し上げておるとおりであります。もし、しかし朝鮮半島で核兵器が使われたときにはわが國はどうするのかというお尋ねであったわけですが、それはいかにも異常な事態における異常な出来事、全く仮定の出来事でありますし、どういう状況でどう状況の設定も実はお尋ねの中にございません。全く仮定のことではあつたわけですが、それはいかにも異常な事

態でありますし、かつ、米韓条約との関連のことございましょうから、第三者であるわが國が仮定の場合について論評をすることは、私は差し控えさせていただくべきだと考えております。

それから、同じく朝鮮半島について、日米ソ中のいわゆる安全平和保障の問題でございますが、結局との話を詰めてまいりますと、日米が朝鮮北側を承認し、中ソが韓国を承認しという、いわゆるクロス承認と言われる問題になつていくわけでございますが、しかし、それにつきましては、特に北側が、現在の分裂国家状態を恒久化するものであるという見地から反対をしておるというふうに私は承知いたしておるわけでございます。したがいまして、そういう問題を含めまして、先ほど総理が答弁されましたように、そこへ行くまで

の間の各國の協調体制がなお不足をしておるといふふうに私どもは考へておるわけでござります。

(拍手) 〔國務大臣坂田道太君登壇、拍手〕

○國務大臣(坂田道太君) 中村議員にお答えを申しあげたいと思います。

基地の問題についての御質問でございますが、私が就任いたしましたときに、この日米安保条約し上げたいと思います。

するため、広い視野から総合的に審議し万全を期そうというものであると思うのでござります。私は、日本の防衛を担当いたしますが、やはり広い視野、外交、経済、民生安定、その中においてどういうふうに防衛力を維持していくかといふこと

あるが、しかし同時に、この基地周辺の対策といふことをつけては、摩擦がないように、トラブル

がないように、できるだけ努力をすべきものと私は考へるわけでござりますことを申し上げたわけ

でございます。まあそういうわけでござりますが、一方、日本の国防という見地から基地がいる立場をとつておるということを御理解いただきたいと思います。

それから、沖縄その他におきまして山中長官がおつしやいましたこともござりますが、政府いたしましては、基地周辺住民の民生安定及び関係市町村の開発計画等に配意をし、これと日米安保条約の目的達成との調整を図りながら、米軍施設・区域の整理統合を進めていくべく、第十四回及び第十五回国米安全保障協議委員会におきまして、在日米軍施設・区域の整理統合につき合意を成立せしめた次第でござります。且下その実施に全力を挙げておるわけでございまして、また今後におきます米軍施設・区域の整理統合につきまして現在事務的に検討をしておるところでござります。

それから、文民統制と国防会議のあり方につきましてすでに三木総理からお答えがございましたが、国防会議は国防の基本方針、防衛計画の大綱、防衛計画に関連する産業等の調整計画の大綱、防衛出動の可否、その他国防に関する重要な事項につきまして内閣総理大臣に対し諮問に答えるあるいは意見述べることを目的とする機構でござります。その趣旨は、国防に関する事項は、各政府機関に関連するものであるので、政治の軍事に対する優位と国防関係諸施策の総合調整を確保

の義務履行という側面から見ますと、この基地

に何回もお答えを申し上げましたし、それから総理からお答えになりましたが、とてもかくにも防衛の責任者同士、日米間の責任者同士がやはり話し合うということは、両国それぞれの国益のために必要なことであり、大事なことであるというふうに考へる次第でござります。(拍手)

○議長(河野謙三君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(河野謙三君) この際、日程に追加して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(闇法第六五号)について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。植木国務大臣。

〔國務大臣植木光教君登壇、拍手〕

○國務大臣(植木光教君) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。独占禁止法については、昭和二十八年以來、実質的な改正は行われておりません。この間のわが国経済は、競争の中に生かされた民間経済の活力に支えられ、目覚ましい発展を遂げてまいりましたが、最近における経済を取り巻く環境は著しい変貌を遂げるに至りました。したがって、今後のわが国経済の一層の発展を図るために、情勢の変化に適応し国民の理解の得られるルールを確立して、公正かつ自由な競争を促進し、自由経済に新しい活力を与えることが必要となつたのであります。このような背景のもとに、今回、政府は独占禁止法を改正しようとするものであります。

この法律案は、以上の観点から、不当な取引制限等について課徴金の納付を命ずる制度及び独占的状態が生じた場合における競争の回復のための措置を新設することとするものであります。この法律案の概要を御説明いたします。

第一に、不当な取引制限等について課徴金を国庫に納付することを命ずる制度を新設することいたしております。これは、いわゆる違法カルテルの発生の状況等にかんがみ、禁止規定の実効性を確保するための行政上の措置として、違法カルテルにより得られた経済上の利得について、その

納付を命じようとするものであります。課徴金の額は、違反行為の実行期間における売上額に、業種に応じ、一定の率を乗じて得た額の二分の一に相当する金額とし、一定額未満の場合は、その納付を命じないことといたします。この一定の率及び一定額につきましては、衆議院において修正が行われております。

第二に、独占的状態が生じた場合における競争回復のための措置を新設することとしております。すなわち、一定の規模以上の事業分野において、一定の市場構造があり、価格、利益等の面での弊害があらわれているという独占的状態があるときは、競争を回復させるための最後の手段として、営業の一部の譲渡その他必要な措置を命ずることといたします。

第三に、大規模な会社及び金融会社の株式の保有の制限を強化することとしております。すなわち、大規模な会社に対しては、その資本の額または純資産の額を超えて他の会社の株式を保有してはならないようになります。これは、他の会社の株式を保有することができる限りでは、他の会社に対する通知に関する規定を設けることとするとともに、所要の整備を図ることといたします。

以上が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(河野謙三君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。

〔青木一男君登壇、拍手〕

○青木一男君 私は、自由民主党を代表し、独禁法と憲法の関係について政府に質問します。

今国会において、稻葉法務大臣が憲法改正を目的とする会合に出席したこと、国会で現行憲法に欠陥があると述べたことの二点を理由として、野党は稻葉大臣の罷免を要求し、これがため約二週間国会の機能は停止しました。私は、憲法の尊重と改正は両立するものと考えるが、憲法に欠陥があるという表現をも許さないという野党とこれに頭を下げた政府当局の憲法尊重の熱意には驚いた次第であります。(拍手)

しかし、憲法尊重といえば憲法全体の尊重ではない。自分の好む条文は尊重するが、

のといたしておりましたが、衆議院において、違反行為によって生じた影響を排除するために必要な措置を命ずることができるものとする旨の修正が行われております。このほか、既往の違反行為に対する措置、不公平な取引方法に対する排除措

置についても、その強化を図っております。

第五に、違反行為に対する罰則を強化することとしております。すなわち、他の経済関係法律との均衡を考慮し、たとえば、違法カルテルに対する罰金の最高額を引き上げる等の所要の措置をしております。すなわち、一定の規模以上の事業分野において、一定の市場構造があり、価格、利益等の面での弊害があらわれているという独占的状態があるときは、競争を回復させるための最後の手段として、営業の一部の譲渡その他必要な措置を命ずることといたします。

これは、競争を経済運営の基本に置こうとするものであります。なお、この措置の重要性等にかんがみ、その要件、手続等につき配慮を加えて修正が行われております。

第三に、大規模な会社及び金融会社の株式の保有の制限を強化することとしております。すなわち、大規模な会社に対しては、その資本の額または純資産の額を超えて他の会社の株式を保有してはならないようになります。これは、他の会社に対する通知に関する規定を設けることとともに、所要の整備を図ることといたします。

以上が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨でござりますが、手続の一部について衆議院において修正が行われております。

このほか、違反事実についての報告者に対する通知に関する規定を設けることとするとともに、

所要の整備を図ることといたします。

以上が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨でござります。(拍手)

○議長(河野謙三君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。

〔青木一男君登壇、拍手〕

○青木一男君 私は、自由民主党を代表し、独禁法と憲法の関係について政府に質問します。

今国会において、稻葉法務大臣が憲法改正を目的とする会合に出席したこと、国会で現行憲法に欠陥があると述べたことの二点を理由として、野党は稻葉大臣の罷免を要求し、これがため約二週間国会の機能は停止しました。私は、憲法の尊重と改

正は両立するものと考えるが、憲法に欠陥がある

といふ表現をも許さないという野党とこれに頭を下げる政府当局の憲法尊重の熱意には驚いた次第であります。(拍手)

しかし、憲法尊重といえば憲法全体の尊重でない。自分の好む条文は尊重するが、

ができなかつた。

第四に、違反行為に対する排除措置の内容を強化することとしております。事業者や事業者団体の行う不当な取引制限に対し、原案では単にその排除を求めるだけではなく、違反行為の影響を考慮して、所要の経過措置を置くこととしております。

第三点。そこでも憲法上の指揮監督の意味について政府の見解を伺います。長官が予算委員会で引用された学者の中で、宮沢博士は、指揮監督に責任を負うこととなるがと質問したのに対し、総理並びに長官から答弁があつたけれども、私は承服ができなかつた。

第三点。そこでも憲法上の指揮監督の意味について政府の見解を伺います。長官が予算委員会で引用された学者の中で、宮沢博士は、指揮監督とは、上級機関が下級機関に対し、後者の事務処理に関し一定の行動を命ずることをいうと定義しておる。佐藤功教授は、指揮とは、上級機関が下級機関に対し、その所掌事務について方針、基準等を示し、これに従わせることをいい、監督と

他の条項はどうでもよいというのでは憲法尊重ではない。いわんや、憲法に違反する法律制度が自分の政治目的に都合がよいというので憲法違反に目をつぶるのは、これまた憲法尊重ではありません。私は、先般の予算委員会で独禁法と憲法の関係で質問し、總理並びに法制局長官の答弁をいたいたのであるが、憲法違反の疑いを晴らすことできなかつた。ここに改めて数点お尋ねします。

第一点。まず行政権が内閣に属し、内閣総理大臣は行政各部を指揮監督し、内閣が行政権の行使について国会に対し責任を負うという憲法の規定は国家統治の根本原則であり、いやしくもこれに違反があつてはならないと思うが、政府の見解を伺います。

第二点。予算委員会で私は、憲法に規定された機関のほかに統治権の最高権威として行使する機関は存在するはずがないと思うがどうかと質問したのに対し法制局長官は、憲法第六十五条、第七十二条の趣旨にかんがみ、会計検査院等憲法上明文化の根柢がある場合は別として、それ以外に内閣から完全に独立した行政機関を設けることは憲法違反の疑いがあると答えた。また長官は、独禁法の施行、運用は行政権であると答えた。行政権であるとすれば、独禁法の施行は内閣の権限に属し、公正取引委員会は内閣総理大臣の指揮監督に服し、内閣は独禁法の施行について国会に対し責任を負うこととなるがと質問したのに対し、總理並びに長官から答弁があつたけれども、私は承服ができなかつた。

は、ある機関が他の機関の行為について、その機関の遵守すべき義務に違反しないかどうか、また目的達成上不適当かどうかを監視し、必要あれば指示命令することをいうと説明しておる。他の学者の説も大同小異であるが、いずれの説によるも、指揮監督は行政機関の職務上の行為についての関係であるという点では一致しておる。これは法解釈の常識であると思うが、政府の見解を伺いたい。

高橋公取委員長は私の質問に対し、職権の行政について内閣の指揮監督を受けておらない、その根拠は独禁法二十八条にあると答えた。職務権の行使、すなわち委員会の職務上の行為について内閣の指揮監督を受けないとすると、完全な独立機関であると思うが、政府の見解を伺いたい。

第四点。総理も法制局長官も私の質問に対し、内閣は公取委員会に対して任命権と予算編成権を持つていてから、一般行政機関より軽度ではあるが、指揮監督権を持つておると答弁された。宮沢博士の指摘しておるように、もし任命権と予算編成権を握っているから指揮監督権があるとするならば、最高裁判所についても長官、裁判官の任命と予算編成権は内閣の手にあるから、最高裁判所は内閣の指揮監督下にあると言わねばならない。これは容認しがたい解釈であります。この点、政府の見解を伺います。

また、公取委員会の委員は法律上身分が保障されており、人事監督権の働く余地もない。かように任命権と予算権が指揮監督権ではなく、人事権も働く余地がないとすれば、内閣の公取委員会に対する指揮監督権は、弱いというのでなく、ゼロであり、公取委員会は完全な独立機関ということになると思うが、政府の見解を伺いたい。もしそうでないとするならば、何が残るか伺いたい。

次に、第五点。法制局長官は私の質問に対し、行政事務の性質上、政治的な支配を排除して、政治的中立、公正な立場から事務を処理することが社会的にも要請されるというようなものについて

は、内閣總理大臣の指揮監督権が制限される、それは独禁法第二十八条の規定によって明らかにされておると説明しておる。しかし、憲法の「行政権は、内閣に属する」という規定、「總理大臣は、行政各部を指揮監督する」という規定は無条件であり、例外を認めておらない。法律で憲法に反して例外をつくるのは許されないとと思うが、政府の見解を伺いたい。

長官は、同じ答弁の後段で、公取委員会の職権行使の独立性は職務の本質に由来するのであって、第二十八条があつて初めて認められたものではないと前段と異なる説明をしておる。一体、どちらが独立権限の根拠であるか、改めて長官の考え方を伺いたい。

高橋公取委員長は、独禁法第二十八条によつて独立に職権を行使していると答えておる。これは当然の解釈である。法律を離れ、政治上の中立といふ職務の本質が独立権限の根拠であるならば、だれがそういうことを決めたか伺わねばなりません。また、仮に第二十八条が廃止されても、公取委員会の独立権限は残ることとなる。そういうことがあつてはならないのであります。私は、長官の言ふ政治上の中立といふのは、第二十八条の立法理由であつて、法律を離れた独立権限の別の根拠ではないと思うが、長官のはつきりした見解を伺います。

また、政治上の中立公正を確保するため公取委員会に独立権限を与えるということは、内閣が不公正をするものであるとの前提に立つており、議院内閣制の本旨に反すると思う。これがため内閣の権限を縮小し、国会に対し責任を負わない独立機関をつくることは憲法の本旨でないと思うが、政府の見解を伺います。

また、あらゆる行政は公正でなくてはならぬが、この点も政府の見解を伺います。

次に第六点。法制局長官は、独禁法第二十八条と同じ規定が公害等調整委員会、公安審査委員会の職務には、違反事件についての審判手続、審

会、公害健康被害補償不服審査会、航空事故調査委員会等にもあつて、独立して権限を行使している。

も、大部分は強力な自由裁量による行政処分である。これらの行政処分は、問題の委員会と異なる性質上当然に独立性を与えるべきものでは

ない。

公取委員会の職務中審判、審決の部分に独立権限を与えるということであればこれは問題がない。一般行政処分を含む全部の職務に独立権限をも適用しておるから憲法違反の問題が起るの

である。公害等調整委員会の独立権限の条項を法の改正で削除しても、裁判の実体を持つ委員会の業務に干渉する内閣はないであります。独禁法第二十八条が廃止されたときは、高橋委員長といえども独立権限は主張しないであります。他の委員会の独立権限の例をもつて公取委員会の独立権限を正当化することは誤りであるとと思うが、政府の見解を伺います。

第一は、これらの委員会の関連する事務全体について所管大臣が存在し、その事務の目的をよく達成する手段として、一部の事務を独立機関に扱わせておるのである。公害等調整委員会の例をとると、公害対策基本法によつて政府は公害の防止対策の基本を定める義務を負い、その施行機関として、内閣の外局として環境庁を設け、國務大臣をもつてその長とし、公害行政の責任の所在を明確にしておる。ただ、公害紛争の迅速適正な解決を図るため公害等調整委員会を設け、独立して権限を行使させておるのである。その仕事が一種の裁判であるからである。独禁法については、その法文にも、各省設置法にもどこにも独禁法施行を担当する大臣が存在しておらない。独禁法施行の唯一の機関は公取委員会であり、その点が他の委員会と全く異なる点である。

第二は、委員会の職務の本質の差異である。長官の指摘しているとおり、問題の委員会の多くは行政処分に対する不服審査をする機関であり、その本質は裁判に類するから、独立して職権を行つこととなつておるのは当然である。宮沢博士は、一般行政権に属する国家作用でも、国会のコントロールに適しないもの、たとえば異議、訴願等の争訟の裁決、技術上の能力の試験採点のようなものは、性質上独立に行わるべきもので、内閣から独立の機関でなされても憲法違反ではないと説いておる。要するに、事務の性質上、内閣の指揮監督を受けなくとも憲法違反とならないのは裁判に類する行為、國家試験等を指すのであって、これ

は常識の説めるところである。しかるに公取委員会の職務には、違反事件についての審判手続、審

決のような裁判に類するものも若干はあるけれども、大部分は強力な自由裁量による行政処分である。これらの行政処分は、問題の委員会と異なる性質上当然に独立性を与えるべきものではない。性質上当然に独立性を与えるべきものではない。公取委員会の職務中審判、審決の部分に独立権限を与えるということであればこれは問題がない。一般行政処分を含む全部の職務に独立権限をも適用しておるから憲法違反の問題が起るのである。公害等調整委員会の独立権限の条項を法の改正で削除しても、裁判の実体を持つ委員会の業務に干渉する内閣はないであります。独禁法第二十八条が廃止されたときは、高橋委員長といえども独立権限は主張しないであります。他の委員会の独立権限の例をもつて公取委員会の独立権限を正当化することは誤りであるとと思うが、政府の見解を伺います。

次に第七点。独禁法の施行についての内閣の国会对する責任について予算委員会で總理のお考えを伺つたのであるが、答弁は明瞭を欠いておるので、改めて伺いたい。任命権、予算編成権の分野だけで国会に対し責任を負うのであるが、それとも独禁法施行の全部について責任を負うのであるか、この点を明らかにしていただきたい。總理のお考えは、独禁法施行全部について責任を負われる意味であると解しますが、それならば、内閣が行政権の行使について責任を負うという規定と表裏をなすものであり、指揮監督権はないが責任を負うというのとは、憲法の精神に合致しないと思う。總理のお考えを伺います。

次に第八点。最後に總理にお伺いします。いまの独禁法は、終戦直後日本の産業が壊滅し、独禁法の必要などは全然なかつたときに、占領軍の基

本的対日政策である日本弱体化の一環として、日本が経済強国として再起できないようにするための立法であった。そうしてアメリカの法制をそ

君は、独禁法とはどんなものか理解できないままに、占領軍の指示に従つて通した法律であると思う。占領軍の指示による法律は憲法に違反しても問題はなかった。しかし、わが国が独立を回復した後には再検討すべき法律であった。

憲法との関係で同じ問題のある国家公安委員会については、委員会の委員長に國務大臣をもつて充てるという法の改正で委員会の独立権限を弱め、憲法との抵触を緩和し、内閣の行政上の権限との調整を図つておる。しかるに公取委員会についてはこれと逆行し、公取委員会の権限を強化し、産業構造に介入させ、政府の産業政策との摩擦の種をまくような改正を行う必要はどこにあつたか伺つて私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣三木武夫君登壇、拍手〕

○國務大臣(三木武夫君) 青木議員の御質問にお答えをいたします。

私はに対する第一問は、憲法第六十五条、七十二条、六十六条、国政上の重要性についてどう認識しておるかということございましたが、御指摘のようなこの六十五条、六十六条も、七十二条も、行政権は内閣に属し、あるいは内閣の責任、總理大臣の権限、責任等を規定した国政のあり方に関するきわめて重要な規定であると考えております。

第二の御質問は、内閣から独立した行政機関の存在が憲法上許されるかという御質問でございまして、内閣から完全に独立した行政機関を設けることは、憲法違反の疑いがあるといふことでございます。

第三には、独禁法の施行について、内閣の国会に対する責任についていろいろ御質問がございました。公取委員会は内閣の所管のもとに属しておられ、内閣は、人事、予算等に関する一定の監督権を行使するものであります。これらを通じて国会に対しても責任を負つておるものと考えるものでございます。

他のいろいろの憲法上の疑義については、主務大臣あるいはまた総務長官、あるいは法務局長官がお答えします。

最後に、この独禁法は憲法に違反しわが国の産業に致命的な打撃を与えるのではないかという御懸念に対しては、私からお答えをしていく必要があると考えます。私は、この独禁法が憲法に違反しておるという考え方方は全然持つておりません。

また、日本の産業に非常な致命的な打撃を与えるとは思つてない。むしろ、わが国の産業に大きな活力を与えるものであるというのが私の認識でございます。

青木議員は、私がまだ一議員として衆議院に議席を持つておったとき、すでに國務大臣として御活躍になつておりました。そのときは、戦前、戦中という特殊な時期ではありましたけれども、統制経済時代である。私はその統制経済時代というものを経験して、その矛盾と欠陥といふものを身にしみるほど知らされたのであります。

自由経済の体制こそがわが国経済に活力を与えて発展を促すものだといふ信念を非常に強くしましたのであります。私は今後も自由経済体制を守り抜きたいと考えておるのであります。守り抜きたいがために、そのためには自由経済体制といふものが国民の理解と支持を得なければ、これは体制を維持できるものではありません。ことに今後の経済運営については、從来にも増して国民の理解と支持といふものが要請されるのが今日の時代でございます。今日、自由経済体制を支持しようとするとする国民の多数も、公正な自由競争のルールなし

の自由経済を支持するものではありません。皆やがゆえに、今回国民の要望にこたえて独禁法の改正案を提案して御審議願つておるわけでございました。この「指揮監督」お尋ねでございました。御指摘のように、憲法第七十二条は、内閣總理大臣は行政各部を指揮監督する旨を規定いたしております。この「指揮監督」申しますのは、憲法上あるいは行政法学上申しますならば、上級の行政機関が下級の行政機関に對して一定の行政上の行為をなし、またこれたえるものであるし、また私は、国民の多数も

この重要法案の行方に對して非常なやつぱり関心を持っておると思うでござります。だから、この改正法律案が産業に致命的な打撃を与えるなどという考え方方は私は一切持つてない。私は、日本の大規模な産業というものが生産性を向上し、技術を開発し、国際競争に勝ち、雇用の吸收など日本の経済発展の原動力になつたと見ておられますから、これに對して正当な評価をするものであります。こういうこの近代的な大規模な産業の存在を否定して今日の社会は成り立たないと

おもふべきことではない。むしろ、わが国の産業に大きな活力を与えるものであるというのが私の認識でございます。

企業というものがやはり国民の納得を得て、そして公正な自由競争のルールを確立することによつて、わが国経済が一層発展してもらいたい。发展を促進してもらいたい。また民間も、自由競争の

ルールが確立するんですから、独占的な体制といふものが排除されるんですから、自由にみんなが創意工夫をこらすことができるのですから、それが何よりも身にしみるほど知らされたのであります。

自ら、それによつて初めて自由競争の妙味が發揮できるんです。そういうことで民間の創意が發揮でき、新しい日本経済の活力といふものがこれによつて生まれてくる。安定成長の時代になつたわが国経済にとって、どうしてもこういうような新しい活路を見出すことが必要である。そういう点に役立つものであつて、この産業界に不安を与えるようなどといふ考え方方は全然持つていません。

〔拍手〕

〔政府委員吉國一郎君登壇〕

○政府委員(吉國一郎君) 第一の問題は、憲法第七十二条の内閣總理大臣の指揮監督権についてのお尋ねでございました。御指摘のように、憲法第七十二条は、内閣總理大臣は行政各部を指揮監督する旨を規定いたしておられます。この「指揮監督」申しますのは、憲法上あるいは行政法学上申しますならば、上級の行政機関が下級の行政機関に對して一定の行政上の行為をなし、また行使の独立性を規定いたしておりますのは、公正

ろうと思います。ただいまの宮沢東京大学名譽教授、あるいは佐藤功上智大学教授の御説を御披露になりましたけれども、全く私も同意でござります。この憲法第七十二条の規定は、憲法第六十五条によって内閣に屬するものとされておりますが、この行政権の行使につきまして、終局的に内閣が国会に對して責任を負うという憲法第六十六条第三項の義務を全うすることができるようになります。

次に、内閣は公正取引委員会に對して指揮監督権を持つていてから、行政が全体として統一的に行はれることを期待する趣旨に出たものであります。

取引委員会の職務のこのような性質によるものであると考えます。内閣総理大臣または各省大臣が下級の行政機関に対して通常持つておりますような指揮監督権が及ばないとされております職權の独立性を有する行政機關は、公正取引委員会のかに、ただいま御指摘もありましたように、公害等調整委員会、公安審査委員会等、また行政委員会でない国家行政組織法の第八条の機関としては多数の審査会等がございますが、その職務はそれぞれ異なっておりませんけれども、これらの機関の職權行使の独立性はその職務の性質に求められるべきものでございまして、公正取引委員会も、また他の行政委員会も、専門的分野に属する事項を政治的な配慮を排除して、特に公正かつ中立に行うことを要する点において、全く異なるところはないとしております。

これに關連いたしまして、この職權行使の独立

行使の規定が、独占禁止法第二十八条の規定をまつて初めてそうなるものであるか、あるいはその規定をまたなくて、本質上そういうものであるかということをございますが、もちろん、法律上の規定といたしましては、第二十八条の規定をまつて公正取引委員会が職權行使の独立性を有するることは、法律の制度としては疑いございません。たゞ、現在行政委員会として最も典型的なものであると学者において挙げられております人事院でございますが、人事院につきましては、このような職權行使の独立性の規定は設けられておりません。また、三者構成で最も公正に仕事が行われるべきことについてどなたもお疑いになりませんよう中央労働委員会、あるいは船員労働委員会、公共企業体労働委員会についても、このような職權行使の独立性の規定は別段設けられておりませんけれども、この職權行使については、私的独占禁止法第二十八条があたかもあると同じように中立、公正に行われるべきものであるということは、皆様どなたも御異議はないだろうと思います。そのような意味からいたしまして、私の独占

禁止法第二十八条の規定は、もちろん法律上の規定でいたしましては、この規定をまつて初めて公正取引委員会は職權行使の独立性があるということに相なると思ひますけれども、それは公正取引委員会の職務の本質に内在するものであると言えども、それが公正取引委員会の職務としての本尊である公正取引委員会の職務と相違するところができると思ひます。

以上、お答え申し上げます。

○議長(河野謙三君) 小柳勇君。

【小柳勇君登壇、拍手】

○小柳勇君 私は、日本社会党を代表して、たゞいま議題となりました独占禁止法改正案に対し、総理並びに関係大臣に質問をいたします。まず冒頭に、けさの新聞報道によりますと、参議院自民党の一部の中に、ただいま議題となりました本法成立に反対する勢力があると報じています。衆議院を全会一致で通過し、しかもいま総理も発言したように、国民熱望のこの法律をもしも

議院自民党の一部の中に、ただいま議題となりました本法成立に反対する勢力があると報じています。衆議院を全会一致で通過し、しかもいま総理も発言したように、国民熱望のこの法律をもしも

規則と定めたのは、第三十一条の規定をまつて初めてそうなるものであるか、あるいはその規定をまたなくて、本質上そういうものであるかということをございますが、もちろん、法律上の規定といたしましては、第二十八条の規定をまつて公正取引委員会が職權行使の独立性を有するることは、法律の制度としては疑いございません。たゞ、現在行政委員会として最も典型的なものであると学者において挙げられております人事院でございますが、人事院につきましては、このような職權行使の独立性の規定は設けられておりませ

ん。また、三者構成で最も公正に仕事が行われるべきことについてどなたもお疑いになりませんよう中央労働委員会、あるいは船員労働委員会、公共企業体労働委員会についても、このような職權行使の独立性の規定は別段設けられておりませんけれども、この職權行使については、私的独占禁止法第二十八条があたかもある同じように中立、公正に行われるべきものであるということは、皆様どなたも御異議はないだろうと思います。そのような意味からいたしまして、私の独占

禁止法第二十八条の規定は、もちろん法律上の規定でいたしましては、この規定をまつて初めて公正取引委員会は職權行使の独立性があるといふことができると思ひます。

以上、お答え申し上げます。

○議長(河野謙三君) 小柳勇君。

【小柳勇君登壇、拍手】

○小柳勇君 私は、日本社会党を代表して、たゞいま議題となりました独占禁止法改正案に対し、総理並びに関係大臣に質問をいたします。まず冒頭に、けさの新聞報道によりますと、参

議院自民党の一部の中に、ただいま議題となりました本法成立に反対する勢力があると報じています。衆議院を全会一致で通過し、しかもいま総理も発言したように、国民熱望のこの法律をもしも規則と定めたのは、第三十一条の規定をまつて公正取引委員会が職權行使の独立性を有するることは、法律の制度としては疑いございません。たゞ、現在行政委員会として最も典型的なものであると学者において挙げられております人事院でございますが、人事院につきましては、このような職權行使の独立性の規定は設けられておりませ

ん。また、三者構成で最も公正に仕事が行われるべきことについてどなたもお疑いになりませんよう中央労働委員会、あるいは船員労働委員会、公共企業体労働委員会についても、このような職權行使の独立性の規定は別段設けられておりませんけれども、この職權行使については、私的独占禁止法第二十八条があたかもある同じように中立、公正に行われるべきものであるということは、皆様どなたも御異議はないだろうと思います。そのような意味からいたしまして、私の独占

禁止法第二十八条の規定は、もちろん法律上の規定でいたしましては、この規定をまつて初めて公正取引委員会は職權行使の独立性があるといふことができると思ひます。

以上、お答え申し上げます。

○議長(河野謙三君) 小柳勇君。

【小柳勇君登壇、拍手】

○小柳勇君 私は、日本社会党を代表して、たゞいま議題となりました独占禁止法改正案に対し、総理並びに関係大臣に質問をいたします。まず冒頭に、けさの新聞報道によりますと、参

議院自民党の一部の中に、ただいま議題となりました本法成立に反対する勢力があると報じています。衆議院を全会一致で通過し、しかもいま総理も発言したように、国民熱望のこの法律をもしも規則と定めたのは、第三十一条の規定をまつて公正取引委員会が職權行使の独立性を有するることは、法律の制度としては疑いございません。たゞ、現在行政委員会として最も典型的なものであると学者において挙げられております人事院でございますが、人事院につきましては、このような職權行使の独立性の規定は設けられておりませ

ん。また、三者構成で最も公正に仕事が行われるべきことについてどなたもお疑いになりませんよう中央労働委員会、あるいは船員労働委員会、公共企業体労働委員会についても、このような職權行使の独立性の規定は別段設けられておりませんけれども、この職權行使については、私的独占禁止法第二十八条があたかもある同じように中立、公正に行われるべきものであるということは、皆様どなたも御異議はないだろうと思います。そのような意味からいたしまして、私の独占

禁止法第二十八条の規定は、もちろん法律上の規定でいたしましては、この規定をまつて初めて公正取引委員会は職權行使の独立性があるといふことができると思ひます。

以上、お答え申し上げます。

○議長(河野謙三君) 小柳勇君。

【小柳勇君登壇、拍手】

○小柳勇君 私は、日本社会党を代表して、たゞいま議題となりました独占禁止法改正案に対し、総理並びに関係大臣に質問をいたします。まず冒頭に、けさの新聞報道によりますと、参

議院自民党の一部の中に、ただいま議題となりました本法成立に反対する勢力があると報じています。衆議院を全会一致で通過し、しかもいま総理も発言したように、国民熱望のこの法律をもしも規則と定めたのは、第三十一条の規定をまつて公正取引委員会が職權行使の独立性を有することは、法律の制度としては疑いございません。たゞ、現在行政委員会として最も典型的なものであると学者において挙げられております人事院でございますが、人事院につきましては、このような職權行使の独立性の規定は設けられておりませ

ん。また、三者構成で最も公正に仕事が行われるべきことについてどなたもお疑いになりませんよう中央労働委員会、あるいは船員労働委員会、公共企業体労働委員会についても、このような職權行使の独立性の規定は別段設けられておりませんけれども、この職權行使については、私的独占禁止法第二十八条があたかもある同じように中立、公正に行われるべきものであるということは、皆様どなたも御異議はないだろうと思います。そのような意味からいたしまして、私の独占

禁止法第二十八条の規定は、もちろん法律上の規定でいたしましては、この規定をまつて初めて公正取引委員会は職權行使の独立性があるといふことができると思ひます。

以上、お答え申し上げます。

○議長(河野謙三君) 小柳勇君。

【小柳勇君登壇、拍手】

○小柳勇君 私は、日本社会党を代表して、たゞいま議題となりました独占禁止法改正案に対し、総理並びに関係大臣に質問をいたします。まず冒頭に、けさの新聞報道によりますと、参

けでは今日のスタグフレーションを解決することはできないのでありますので、補完的に多面的な対策をとっております。その場合、各國とも独禁政策に大きなウエートを置いている事実を見逃すことはできません。たとえば西ドイツは、一昨年、合併の事前規制、独占の推定、カルテルの情況証拠など、独禁法の大幅な改正強化を行いましたが、この措置は、「自由競争こそがスタグフレーションを回避し、西ドイツ国民のプラスになるのだ」という信念に基づいているのであります。事実、西ドイツの物価上昇率は先進諸国の中で最も低いのであります。

また、米国においては、昨年十月、フォード大統領が新経済政策の中で、「産業界に競争機能を回復させ、インフレ抑制に役立てる」という一項目を盛り込み、十二月二十三日、罰則などを強化する独禁法改正案に署名いたしました。

また、産業構造の変革を求めるハリス法案の提案理由は、「この法律を実施すれば平均二〇%以上の価格引き下げが可能である」と指摘しております。連邦取引委員会は「自由競争、消費者擁護という聖地奪回の使命に燃え立つ十字軍のように活躍している」と伝えておるのあります。

ところが、わが国においては、政府も財界も、独禁政策は本来物価対策とは無関係であり、独禁法改正に物価安定の機能を期待するのは誤りである、という考えに取りつかれておる。この点においては、独禁政策強化に物価引き下げの役割りを期待する欧米諸国との為政者及びわが国民大衆の方が正しい物の見方をしておると思うのであります。總理大臣並びに経済企画庁長官にはいかにお考へであるか、お伺いをいたしたいのであります。

さらに、国際カルテル対策についてお伺いをいたします。

独禁法は、国内企業が不当な国際カルテルの当事者となることを禁止しており、国内企業に対しても協定破棄を命じることができます。その命

令の効力は外国の企業には及ばないという欠陥があるであります。

これについては、第一に、国際機関において、「あるいは各國間の法的な取り決めによつてコントロールすることが必要である」と考えます。第二

に、不当な国際カルテルの存在を探知する機能において現在の公正取引委員会はきわめて弱体であります。その原因は、公取委がO E C D 以外に海外駐在員を認められていないこと、及び他の行政

官庁が海外及び国内の情報の提供について公取委に非協力であるということの二点であります。早急に公取委自身の海外情報網の充実を図るとともに、行政官庁の公取委への協力を指示すべきだと考えますが、總理並びに外務大臣の見解を承りました。

次に、日本経済のひずみの集中的表現である企業集団の規制対策について質問いたします。二十四年、二十八年と改悪されて原始独禁法の進行があり、日本列島のカルテル化であります。敗戦後の経済民主化措置によつて戦前の財閥は解體されました。ところが現在は、総合商社及び大銀行を中心とする企業集団が形成されおるのであります。特に三井商事、三井物産、住友商事を中核とする旧財閥系三グループ及び芙蓉、第一勧銀、三和の各都市銀行グループの大企業集団は、社長会メンバー一百七十四社で八千五百の企業を傘下に押さえ込んでおります。日本全体の資本金の四一%、総資産の三一%に支配力を行使しておるのであります。戦前の三井、三菱、住友、安田の四大財閥が五百四十四社、資本金で二五%を支配していたのに比べれば、すでにかつての財閥の力をはるかにしのいでいると言わなければなりません。

そこで、その支配力は価格操作、不公平取引、経営介入などによつて日本経済に競争制限と大きなひずみを生じさせておるのであります。しかも、その支配力の源は株式の持ち合い、得そのものを課徴金として徴収すべきであります。

役員派遣及び系列融資にあるのでありますから、何よりも株式の持ち合いを規制することが必要なであります。しかし、政府案には、株式保有の規制は盛られておりますが、個別規制が削除おるのあります。総量規制では、企業集団内の株式持ち合いも大企業の支配的な株式保有も規制することは不可能であります。したがつて、株式持ち合いの規制や個別規制も総量規制とあわせて採用する必要があると考えますが、今後このような規制強化に取り組む決意がありますかどうか、總理に伺いたいのであります。

いま独禁法改正の政府案提出に至る今までの経過を振り返つてみると、公取委試案を出发点として總理府案、そして政府案と、前進にあらずして後退、強化にあらずして骨抜きの道程をたどつてまいりました。しかし、幸にも衆議院において合意による幾つかの修正が行われたことは同慶の至りであります。しかしながら、わが党初め野党の改正案が示しておりますように、まだまだ厳しさを失つた独禁法から、まさに生まれるべく数々の問題点を残しておるのであります。

その主なるものを挙げますと、第一に、独占的状態の排除措置として会社の分割があります。寡占價格対策としては、構造規制が必要であるといふ独占禁止懇話会の意見が大勢を占めて、公取委試案では会社分割の規定が盛り込まれました。ところが現在は、総合商社及び大銀行にお尋ねをいたしました。

以上の改正について、今後早急に検討する用意があるかどうかを總理にお尋ねいたします。

○小柳勇君(続) アメリカの独禁法の強みは国民党に対して開かれていることにあることを忘れてはならないであります。

最後に、衆議院の修正点について、一点、総務長官にお尋ねをいたします。政府案の第四十条の二、すなわち、價格の同調的引き上げに関する報告徴収の規定が衆議院修正で削除されました。

そうすると、現行法第四十条の公正取引委員会の権限によって削除された四十条の二の規定と同じ権限を行使することは可能でありますかどうか、確認のためにお尋ねをいたしまして私の質問を終わります。(拍手)

○國務大臣(三木武夫君登壇、拍手) お尋ねをいたしました。

自民党のこの問題の取り扱いについて御懸念が表明されました。自民党という政党は、私は世界でも珍しいと思っております。(笑声) これはきわめて自由な政党である。自由な政党——何でももう議論は自由であつて、そして外へ聞かしくたまうといふようなことでも全部こうへ出る。これまで珍しいと思つております。

○國務大臣(三木武夫君登壇、拍手) 小柳君の御質問にお答えをいたしました。

自民党のこの問題の取り扱いについて御懸念が表明されました。自民党という政党は、私は世界でも珍しいと思っております。(笑声) これはきわめて自由な政党である。自由な政党——何でももう議論は自由であつて、そして外へ聞かしくたまうといふようなことでも全部こうへ出る。これまで珍しいと思つております。

第三に、寡占商品の價格引上げについては、原則として、寡占商品の価格引上げの制度を設けるべきであります。

第四に、消費者保護措置として、再販売価格維持制度を廃止すること、だれでも公取委の告発を請求できること、損害賠償の請求をしやすくすることなど実現すべきであります。

ら、小柳さんの御懸念のような御配慮はないといふことを御理解を願いたいのでございます。

また、次には、諸外国のスタグフレーションの中で独禁政策が大きなエラーを持つておるというような御指摘がございました。やはりアメリカとか西独とか、経済が発展していくおる国は、皆やっぱり独禁法の改正が行われて、そして競争政策を強化しているのですね。やはりこれは一つの世界的な要請だとと思うのです。したがって、そういう意味でこの自由競争というもののルールを確立するということがいかに自由経済の発展のために必要であるかということは世界的な要請だと考へるわけでございます。この問題がすぐに直接的に消費者に結びつくものではありませんけれども、しかし、究極的には公正な価格が形成されるわけですから、独占的な価格が排除されるわけで、自由な競争によつて公正な価格が形成されることにおいては、究極において利益を受ける者は消費者である。これだけの私はこの独禁法は重大な関係を国民に持つておると思うのでございま

して、個別規制をいまやろうという考えは持つております。株の持ち合いについては、商法との関連もあるから、今後の研究課題にいたしたいと

思つてございます。それわけでござります。

それから、会社の営業の一部譲渡について主務大臣との協議に對して、削除すべきであるといふ

ような御意見であります。この企業の営業を一部譲渡するということは重大なことであります

から、これは余り公取だけの自由裁量にすること私は賛成しない。やはりそれだけのことをするだけの要件はちゃんととしておかないと、最後には

公取の判断にゆだねるんですから、その判断に至るまでの間の要件を厳しくいたしておくことは當然でござります。それで、主務大臣との間には、こ

れは産業構造、産業政策と関連を持つものでございますから、十分な調整を行つことが必要であつて、協議をすることは必要である。しかし、最終

的な判断は公取にゆだねるわけでありまして、そ

の要件の中の一つに主務大臣との協議を入れることは当然であると考えるわけでござります。

また、合併の問題については、現行法の第十五条

条、合併の制限という規制がござりますので、そ

の規制の適正な運用によつてこれは措置、対処すべきものだと思つてございます。

カルテル規制の強化で、価格の引き下げ命令あ

るは課徴金の強化という問題がございましたが、私は公取が価格形成に深く介入することに反対なんです。価格を幾らに決めるかと、いうこと

は市場が決めるのが自由経済ですから、それが公取が入ってきて価格の介入を——公権力が決める

という考え方には賛成しない。そういうので、今

が、株式の保有による事業の支配力の集中を避け

るために、個別規制ということも、小柳委員の言われるような一つの考え方だと思いますが、しか

し、個別規制だけでは不十分なんで、総量規制は、公取により立ち入つて点検することを避け

うという意味で総量規制を行つたわけでございま

といたします。(拍手)

〔國務大臣植木光教君登壇〕

○國務大臣植木光教君 お答え申し上げます。

まず、第四十条の解釈についてでございますけれども、一次的には独占禁止法の運用に当たる公正取引委員会がこれを判断することは当然でござ

ります。しかしながら、政府といつても、

今回の独占禁止法改正法案の作成に当たりましては、この四十条の調査権についての一定の理解のもとに作業を進める必要がありましたので、一般的に行政庁の権限行使のあり方を考えながら、公

正取引委員会の從来の運用の考え方等を勘案いたしまして、四十条についての一定の理解を持つに至つたものでござります。そこで、政府の四十条

についての理解でございますが、現行四十条の権限は、公正取引委員会の職務を行うために必要なときについて、協議をするものであります。そこで、政府の四十条

を理解でございますが、現行四十条の権限は、公正取引委員会の職務を行つたために必要なときについて、協議をするものであります。そこで、政府の四十条

についての理解でございますが、現行四十条の権限は、公正取引委員会の職務を行つたために必要なときについて、協議をするものであります。そこで、政府の四十条

ざいます。このような考え方に対し、いろいろな立場からの意見があることは承知しておりますが、公正取引委員会の地位、権限の全体に関連する問題として慎重に検討すべきものとは考えますが、現在直ちにこれを改めなければならないものは考えておりません。

以上でございます。

〔國務大臣河本敏夫君登壇〕

○國務大臣(河本敏夫君) これまでの産業政策の目標であります。これは国際競争力を強化するためには技術の革新、あるいはまた規模の利益等による合理化を目標として進めてまいりました。そ

の結果、近代的な産業をわが国に築くことができるわけでございまして、雇用の拡大であるとか、国民所得の増大、こういったことが実現をしたわけ

ございます。したがいまして、私どもはこれまでの産業政策が間違つておるとは考えておりません。

ただしかし、高度成長時代からこれからは安定成長の時代に移りますので、どうしても新しい自由

主義経済のルールが必要でございまして、そのため今回独占禁止法の改正という問題が起つてきましたわけでございます。

この独占禁止法の改正問題に関連をいたしました通産省といたしまして最も留意をいたしましたことは、この改正によりまして産業界の活力が失われる、こういうことがあつては困りますので、

こういう觀点に立ちまして、通産省からいろいろな意見を申し述べた次第でございます。

しかし、経余曲折がありまして最終の改正案がここにでき上がつたわけでございますが、私は、総合的に判断をいたしましたが、現時点ではこの改

正案が最も妥当であると、かように考えておる次第でございます。(拍手)

〔國務大臣福田赳氏君登壇、拍手〕

○國務大臣(福田赳氏君) 小柳さんから、物価対策として独占禁止法を活用すべし、こういう御意見を交えての御質問でございますが、その御趣旨は私も賛成でございます。

ただ、御承知のように、独占禁止法は、自由にして公正な競争を通じまして一般消費者の利益を確保する、こうしたことありますので、独占禁止法の物価政策に及ぼす影響、これは間接的でござります。ですから、直ちにこれが運用によって何%物価を下げるとか、そういうことは期待できない。ただ、間接的であるいたしましても、長期的にはそういう機能が期待できますので、この独占禁止法の効果的運用をしてまいるべきだと、かように考えております。(拍手)

〔國務大臣宮澤喜一君登壇、拍手〕

○國務大臣(宮澤喜一君) 御指摘のように、国際カルテルに対処することは非常にむずかしいのでございますけれども、いろいろな努力がなされておらないわけでは必ずしもありませんので、一九四八年のハバナ憲章にこの問題が出ておりますのを初め、現在、OECDには制限的商慣行に関する専門家委員会というものが設けられておりまして、事前通報制度であるとか、あるいは協議調停手続などあるのでございませんけれども、実は、やはり余り活発に動いておりません。

国連におきましても、一九七三年から専門家の会合を開きまして、そして今年から、いわゆる多国籍企業委員会なるものを設置いたしたわけでございます。今後会合を重ねて報告を出すことになつておるのでございますが、御指摘のように、具体的に対処をするということが非常にむずかしいのは、一つは、やはり各国の独禁法の法制の違いがかなりあるということからきておるようになります。

それからもう一つ、在外公館で国際カルテルの情報など入手いたしましたときには、逕轍なく公正取引委員会に伝達するということになつておりますのでござりますけれども、小柳議員の御指摘ではそれが十分でないということござります。よく注意をいたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) 中尾辰義君。

〔中尾辰義君登壇、拍手〕

○中尾辰義君 私は、公明党を代表して、たゞいま議題となりました私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正案について、總理並びに関係大臣に若干の質問をいたします。

独占禁止法は、二十二年の制定以来、二回の後退のための改正を見ましたが、今日ほど国民がこれに重大な関心を持ち、その改正強化が時代の要請として大きく述べられたことはないであります。

〔議長退席、副議長着席〕

御承知のように、一昨年の石油ショックとその後の狂乱物価の際、石油業界に代表されるようにやみカルテル行為が横行し、商社、大企業は物不足につけ込み、製品の大幅値上げを行い、巨額の利益を上げ、国民生活は激しい物価高に追いやりれたのであります。このような商社、大企業の目に余る行動への国民的反発が激しく燃えましたことは、いまだ記憶に新しいところであります。その背景には大企業の寡占化、旧財閥、商社、銀行による産業支配など、自由主義経済の発展を阻害する幾つかの要因がわが国に醸成されつつあることが明らかになつたのであります。

三木総理は、こうした国民の不満と要望にこたえて、独禁法の改正に取り組み、自由経済のもとにおける最も公正な経済ルールを確立することを最大の公約の一つとして約束をされたのであります。ようやくにして、その改正案は衆議院での修正を経て参議院審議までたどりつけたことには、第一応公約実現への三木総理の執念に対し、率直に評価することにやぶさかではありませんが、しかし、会期末まであと余すところ一週間では、その成立が非常に心配な面もありますが、幸いに骨抜き法案と批判されました政府案も、衆議院での与野党一致の修正によりまして、十分とは言えないまでも、前向きに強化されたこと、さらに、成立を望む国民の期待にこたえるためにも、わが党は最優先して法案成立の促進を図つてしまひたい。

そこで、具体的質問に入る前に、総理に、自由

主義経済体制の基本的な新しい秩序の確立を目的とするこの独占禁止法の改正案が、異例とも言える衆議院の全会一致の可決を得たことをいかに評議題となりました私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正案について、總理の確認と関係大臣に若干の質問をいたします。

總理は、二十二年の制定以来、二回の後退のための改正を見ましたが、今日ほど国民がこれに重大な関心を持ち、その改正強化が時代の要請として大きく述べられたことはないであります。

以下若干の問題について、總理並びに植木総務長官にたゞしておきたいであります。

第一に、現行法ではやり得になつてゐる違法カルテルの排除措置として、わが党は、企業が違法な値上げをした場合、価格の原状回復命令、つまり値下げ命令の導入を強く主張したのであります。政府案ではこの点に全然触れずに、むしろ、自由競争を守る独禁当局が価格に介入することに問題があるとの見解を示しておるのであります。

しかし、一般消費者から見ると、違法なカルテル行為で値上げをされた価格が、そのまま何ら法的制約もなく市場をまかり通りて手をつけることができないことは、何といっても納得ができないことであり、こうした素朴な国民感情に対してもどう説明ができるのか。また、アメリカや西独、イギリスなどの自由主義国では価格介入が行われていると聞くが、実情はどうであるか。さらに、現行第七条を修正の結果、違法カルテル等の当該行為によって生じた影響を排除するために必要な措置を命ぜることができるとなつたわけであります。が、これは広く解釈をすれば値下げ命令まで含まれると思うがその点はどうか。

また、不法カルテルによって起る一般消費者にもたらす値上げ等の不利益は、この法改正によって具体的にどう是正されるか、明確なる答弁をいただきたいのあります。

なお関連いたしまして、一昨年の石油ショックによる狂乱物価の際、買い占め売り惜しみによつて業界代表が国会の予算委員会等に呼ばれまして、國民に約束した事項は数多くあるわけであります

が、その後どのように約束は履行されたのか、河本通産大臣に伺つておきたいであります。

第二に、違法カルテルの課徴金や罰則規定についても一応前進をした形にはなつておりますが、課徴金の基準はカルテル実行期間中の売上高に対し修正案では、製造業は4%、小売業は2%、卸業は1%を掛けた二分の一を原則として、罰金は五百円まで限度額を引き上げられておりますけれども、米国の場合は企業に対し百万ドル、約三億円、個人に對して十万ドル、約三千万円以下であり、同時に損害に対しまして三倍まで賠償をさせられる。西ドイツさえ十万マルク、約千二百萬円以下の額、または超過利益の三倍まで科せられる事になつており、これらと比較すれば、この程度の日本の課徴金、罰金などでは今後も違法カルテル行為が横行すると懸念されるが、その点はどうか。

また、公取委員会の職員は三百七十六名であります。その中で実際に現場に携わる審査部はわずか七十人と聞いております。この程度では、事業団体に対する複雑な課徴金の計算及び徴収によって公取機能を麻痺されると思われるを得ません。そこで公取の機構の拡充、さらに定員の増員が望ましいと伺いたい。

第三に、同調的値上げの予防措置として、原価の公表は寡占企業のリーダーシップによる値上げについてどうお考へになるか伺いたい。

第四に、同調的値上げの予防措置として、原価調査の値上げが行なわれてゐる現状に歯止めをかけるものとして、有効な手段として考えられていたのであります。しかるに、それを財界の圧力で国際競争力等の問題に乗りかえてこれを削除されたが、同調的値上げが行なわれた場合、違反被罰事実があるか否かを問わず、現行第四十条の公取委員会の調査のための強制権限が発動できるのかどうか。

さらに、同調的値上げが行なわれた場合、違反被罰事実があるか否かを問わず、現行第四十条の公取委員会の調査のための強制権限が発動できるのかどうか。

第四に、独占的状態の排除措置として会社分割

は見送り、営業の一部譲渡に厳しい条件をつけたものの、独占的状態の認定に当たり、企業の規模の利益、経理の健全性、国際競争力を著しく損なうかどうか等について主務大臣と協議した上でなければ審査開始ができないのです。また、公取委の命令は株主総会の意思を拘束することができず、株主総会で公取委の命令を否決すれば営業の一部譲渡はしなくてもよいことになつており、率直に言って、構造規制としての商業譲渡の規定は単なる訓示規定にすぎないと思われるのですが、どうか。

また、改正案第八条の四に規定された独占的状態の排除のための措置は、その発動要件を厳しく制約したために、現行第七条の私的独占に対する排除措置の発動要件を制約することとならなか。この点は現行法の後退をもたらすこととなるか否かの問題であり、明確な答弁を求めるものであります。

第五に、株式の保有制限措置についてであります。

一般事業会社の株式保有の総量制限は今回の改正で初めて実現をされるわけでありますが、規制の内容がきわめてあいまいで、しかも、猶予期間が一律に十年間と長期間にわたつておるのであります。これでは総合商社、銀行を中心として現実に形成されつつある企業集団グループの市場支配力を効果的に規制できるかどうか、はなはだ疑問であります。その猶予期間を十年間としたのはなぜか、私は五年間で十分であると考えるが、どうか。

また、株式の保有制限が資本金の額、または総資産で規制されているいわゆる総量規制であるため、総量の枠内でも支配的な株式保有は可能であります。したがつて、株式保有の総量規制とあって競争関係にある株式の相互持ち合いを制限するのでなければ、旧財閥系企業グループによる株

式の相互持ち合いが依然可能であり、すでに形成されている。これらの企業グループの産業支配にしておるのであります。審査の直前の協議は削除されたものが、独占的状態の認定に当たり、企業の規模の利益、経理の健全性、国際競争力を著しく損なうかどうか等について主務大臣と協議した上でなければ審査開始ができないのです。また、公取委の命令は株主総会の意思を拘束することができますが、その理由は、業務の主体が資産運用であるということあります。しかし、保険業界を一般的に見て、ほとんど大部分の会社が大量に株を保有しておるのであります。さらに、都市銀行を上回るというが実態と聞いており、しかも貸付金に至つては莫大な額に上っているの

であります。あくまでも実態に即して進めることが重要であり、規制の対象に入れるべきであると思つがどうか、お伺いをしたいのであります。最後に、公取委員の構成について伺いたい。公正取引委員はかつて七名であります。さらに、正取引委員は五名になつたのか。現在は通産、外務、大蔵、法務、日銀の官僚出身者で占められておりますが、これを七名にしてアメリカの例にならつて一般民間人を入れるべきであると考えるがどうか、御見解を伺いたい。

以上をもつて私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣三木武夫君登壇、拍手〕

○國務大臣(三木武夫君) 中尾議員にお答えをいたします。

衆議院において全会一致で可決を見ましたことは、議会制民主主義が国民の要望を正しく受けとめたものとして、私は高く評価するものでござります。この国会で成立を強く期待するものでござります。ただ、審議日数が少ないことが、この重いです。私は、これは相当な違法カルテルの発生に對しても、やはりそれを抑える効果を持つておると言えておる次第でござります。

それから、公取の機構の、人員についてお話をございました。これは今後とも機構の整備、増員については努力をしていただきたい。七人を五人にしたのは何かといふ一、公取の委員を昭和二十七年に七人から五人になったのはどういう意味かといふにしても、もはやいたいと、いいます。たゞ、審議日数が少ないことが、この重要な議案は責任はどうかということでございましたが、皆さんの手にゆだねられておるわけですか

ら、この法案は。どうか御審議を促進を願つて成

立を期してもらいたいと思うわけでござります。

また、違法カルテルの排除措置としての価格の

原状回復命令に触れていないということでおこざいました。他の問題については、植木総務長官からお答え

式の相互持ち合いが依然可能であり、すでに形成されていますが、その後の需給関係やコストの変化メスが加えられないのではないか。

さらに、保険業を株式保有制限の対象から除外をしてあります。しかし、保険業界を全般的に見て、ほとんど大部分の会社が大量に株を保有しておるのであります。さらに、都市銀行を上回るというが実態と聞いており、しかも貸付金に至つては莫大な額に上っているの

であります。あくまでも実態に即して進めることが重要であり、規制の対象に入れるべきであると思つがどうか、お伺いをしたいのであります。

最後に、公取委員の構成について伺いたい。公正取引委員はかつて七名であります。さらに、正取引委員は五名になつたのか。現在は通産、外務、大蔵、法務、日銀の官僚出身者で占められておりますが、これを七名にしてアメリカの例にならつて一般民間人を入れるべきであると考えるがどうか、御見解を伺いたい。

以上をもつて私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣三木武夫君登壇、拍手〕

○國務大臣(植木光教君) まず、違法カルテルで

上

ましたが、価格の原状回復命令には、問題は大変多いと。たとえば、カルテルの行為を破棄した後での価格には、その後の需給関係やコストの変化などは反映せざるを得ないので、日がたつてからして好ましいものではないということで採用などが経過した、日時が経過した以前に単純に戻せないという点があります。また、価格の形成に公権力の深く介入するということは、私は、やはりこれが反映せざることによって、競争による価格が自由経済のルールを定めるというこの改正の趣旨からして好ましいものではないということで採用しなかつたわけでございます。

違法カルテルの課徴金や罰金が諸外国に比べて非常に低いというお話をしたが、違法カルテルの対策としては、各国により制度がまちまちであります。今回の改正の一つのねらいは、課徴金をできるだけかけて課徴金を取りうるといったり、営業の一部譲渡を次々にやろうという意図ではないのです。予防的な措置ということがこの一つの立法の大きなやつぱりねらいで、そういうことのないように皆がやはり公正なルールを守つて、そうしてそういう罰則にかかることのないようにしてもらいたいということをございますので、私は、これは相当な違法カルテルの発生に對しても、やはりそれを抑える効果を持つておると言えておる次第でござります。

それから、公取の機構の、人員についてお話をございました。これは今後とも機構の整備、増員については努力をしていただきたい。七人を五人にしたのは何かといふ一、公取の委員を昭和二十七年に七人から五人になったのはどういう意味かといふにしても、もはやいたいと、いります。たゞ、審議日数が少ないことが、この重要な議案は責任はどうかということでございましたが、皆さんの手にゆだねられておるわけですか

は、これを破棄することにより相互の拘束を解く

という点をカルテル排除の基本としておりまして、これにより事業者の自由な競争による価格が形成されることを期しているのであります。改正案はこの考え方を徹底いたしまして、競争による価格形成を促進しようとするものであります。次に、アメリカや西ドイツ、イギリス等の国々では市場占拠率の高い企業による地位の乱用行為のあった場合に価格を規制することができる制度を持っています。また、アメリカでも、制度との比較がございましたが、イギリス、西ドイツでは市場占拠率の高い企業による地位の乱用行為において新価格の設定を命じた例がございます。しかしながら、欧米においてこうした例があるからといって、わが国の独占禁止法に価格引き下げ命令を導入すべきものでは直ちに考えていない

価格形成を促進しようとするものであります。

次に、違法カルテルに対する対策といたしましたが、政府改正案の趣旨を明確にしたものであります。これにより公正取引委員会は、たとえば価格カルテルの場合、その価格が市場の実勢からかけ離れたものであれば、カルテルによらない価格を決定するための交渉を行うことを命ずることができることとなります。しかし、この結果定まる価格を指示することまでは認められないと理解をいたしております。

次に、違法カルテルに対する対策といたしましたが、政府改正案では、排除措置の徹底、課徴金制度の新設、罰則の強化など、格段の強化を行つておるところであります。これによりカルテルの発生が減少し、また、発生したカルテルの排

除措置が徹底することが期待されますので、消費者の利益の増進に資するものと考えております。原価公表でございますが、原価は競争の最大の

要素であり、この秘密を公開させることはかえつて競争を阻害する、また、国際的にもわが国のみが原価公表するのは問題が多い等、多くの問題がござりますので、取り上げておりません。政府案によります同調的値上げに関する報告徴取等の規定は種々の問題があり、衆議院の修正により削除されました。政府としては、今後、企業が節度ある価格形成を行うことを期待するものでござります。

次に、第四十条についての理解でございますが、この点には先ほどもお答えをいたしましたが、四十条の調査権限が、任意の調査と異なり、罰則により担保された強制的調査権限であるということを考慮しつつ、一次的には公正取引委員会がケース・バイ・ケースに慎重に判断すべきものと考えております。

次に、独占的状態に対する措置は、国民経済に悪影響のない限りで、競争回復のために最後にとられる措置として位置づけられているものでござります。このような性格から、独占的状態の成立要件、措置命令の発動要件、配慮事項などにおいて、かなり複雑な内容を持つものとなり、手続も慎重さを要求されるようになっております。これらの要件、手続の構成は、独占的状態に対する措置の性格からるものであります。歯どめと呼ぶべき性格のものではないと理解をしているのでございます。

次に、独占的状態に対する措置の私的独占との

関係についてお尋ねがございましたが、現行の独禁法では他の企業を支配、または排除して競争を制限する私的独占に対しまして、行為の差止め、営業の一歩譲渡を命ずる等の排除措置をとり得ることになっております。しかし、通常の事業活動によって独占的な状態が生じ、国民経済に弊害をもたらすようになります。現行独禁法は、このような状態を排除して、競争を回復させるための措置をとることはできません。このような場合に、独禁法を有効に機能させるためには、従来の私的独占に対する規制にとどまらず、競争の抑圧による弊害が現実に生じている独占的状態に対しましても、営業の一部の譲渡等の措置を命ぜることにより競争を回復させる措置をとることができるようにするものでござります。独占的状態に対する措置を新設することにより、現行三条及び七

条の運用が異なるものではありません。

次に、株式保有の総量規制でございますが、保有株主の総量を基準として、経済支配力の過度の集中を防止しようとするものであります。急激な総量規制の導入の証券市場、中小企業への影響等を考慮いたしまして、所要の経過期間を置くこととしたものでござります。経過期間内においては、通常の基準額を超えて株式を保有している会社は、その株式保有の増加が抑制されること、及び経過期間の間に漸次通常の基準額に近づくことになりますので、本措置は有効に機能するものと考えております。

次に、株式の持ち合いでございますが、これが一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、現行法第十条により規制が可能でございます。しかし、持ち合い一般につきましては、将来の問題といたしまして、商法その他の関係法規も考えながら研究をさせていただきたいと存じます。

保険業を含む会社の問題でございますが、企業との間に預金、為替取引を通ずる密接な関係を持つことがなく、また、融資的にもスポット的な長期資金提供の域を出ず、いわゆる資金限界供給社による弊害が現実に生じている独占的状態に対しましても、営業の一部の譲渡等の措置を命ぜることにより競争を回復させる措置をとることができます。また、保険会社は、機関投資家として、資産運用としての株式の売買を行っておりまして、このような観点から、二十八年の改正前においても、他の金融会社とは区別されて一〇%とされておりましたので、今回も一〇%の制限のままとしたものでございます。

〔國務大臣河本敏夫君登壇 拍手〕

○國務大臣(河本敏夫君) 先般の物価上昇に際しまして、企業の代表者が国会でいろいろ約束をいたわでござりますが、幸いにその後、物資の需給関係も大幅に緩和をいたしまして、同時に価格も安定的に推移をいたしておりますので、大部分が明らかであり、よって、わが党はこれに賛成いたのであります。

言うまでもなく、独禁法改正は、石油危機、狂

おが党は、独禁法の改正に当たり、経済民主主義の立場から、大企業の横暴を抑えて国民生活を守り、日本経済の民主的発展を目指す独自の抜本的な改正案を発表し、国会に提出してまいりました。同時に、わが党は、事実上経団連見解を取り入れた政府案には反対する態度を明確にして、これに問題点を具体的に糾明してきたのであります。

この基本的立場を貫きながら、わが党は、現行法より大企業に対する規制をさらに厳しくする」と、改悪部分を取り除くことなど、国民の立場に立つて奮闘してまいりました。

今回、本院に提案された独禁法は、当初の原案と異なり、カルテル行為の影響排除命令が挿入され、また、公正取引委員会の権限を縮小する改悪部分を取り除くなど、政府原案より前進したこと

が明らかであり、よって、わが党はこれに賛成いたのであります。

（号外）

乱物価に苦しめられてきた國民が、その苦々しい経験を通じて強く求めてきたところであり、そのことは總理もよく御承知のことあります。今国会における審議の日数は余すところわずかであります。この責任が、法案提出をおくらせた政府にあることは言うまでもありません。今国会において必ずその成立を図ることは、國民の強い要望にこたえる上からも、五党一致で賛成している法案である点からも、当然のことあります。ところが、自由民主党などの一部には、いまなお本改正案に根強く反対する意見が存在する旨報せられております。

私は、まず第一に、三木首相に対し、總理として、また自由民主党の總裁として、独禁法改正に

對する見解を求めるとともに、今国会において責任を持って本改正案を成立させる決意がおありかどうかお尋ねいたしました。あわせて、関係閣僚に對しても明確な答弁を求めるものであります。

第二に、私は、修正され本院に提案されている独禁法の運用上の問題についてお尋ねいたしました。

その一は、公正取引委員会の機構の民主的強化

の問題であります。公正取引委員会委員は、從来

官僚出身者が起用されてまいりましたが、わが党

はかねてから、真に國民に開かれた委員会にするため、日本学術會議、消費者、労働者、中小業者、農民の諸団体が推薦する者を委員に加えることを主張してまいりました。公正取引委員会を民

主的に強化し、その権限を強めてほしいというのは國民の強い要求であります。總理も衆議院において、今後改善する旨述べておられます。公正取引委員の選任をどのような方針で実行されるのかお尋ねいたします。もしその構成を、衆議院で修正された本旨に従つて強化するのではなければ、独禁法の実行を十分期待することはできません。このことは、今後の公正取引委員会の活動にとってきわめて重要な問題であり、端的に明快な答弁を求めるものであります。

あわせて、公正取引委員会の機構を強化拡充す

ることも必要であります。いま公正取引委員会の職員は不足しております。昨年二月の事務局職員組合

の臨時総会決議によると、事務量の増大のため、職員の過半数が労働過重による疲労と業務の停滞

を訴えています。このことが公正取引委員会の機能を発揮させることを妨げてきたことは、衆議院の審議を通じても明らかにされています。政

府は、いまこそ勇断をもつて、その機能が十分発揮されるよう定員の大幅増加を実施すべきであります。もしそうでなければ、總理の独禁法改正も

強化しようとしているのか、總理並びに関係閣僚の具体的な答弁を求めるものであります。

最後に、独禁法改正の重要な課題である巨大企

業、独占企業集団、多国籍企業の系列支配並びに

横暴な反社会的行為の規制についてお伺いいたし

ます。

今日巨大企業、独占企業集団や多国籍企業は、歴代自民党政の高度成長政策に支えられ、わが

国経済のすみずみまで支配し、巨大な資本力に物

を言わせて横暴な反社会的行為を繰り返し、国民

をこの上なく苦しめ、國民經濟を破壊し、中小企

業に耐えがたい苦しみを与えております。總理は

このことをどう考えておられるのでしょうか……

○副議長(前田佳都男君) 須藤君、時間が超過しております。簡単に願います。

○須藤五郎君(続) 独禁法をさらに發展させるこ

とが必要だと考へているかどうか……

○副議長(前田佳都男君) 簡単に願います。

○須藤五郎君(続) 總理並びに関係閣僚の答弁を求めて私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣三木武夫君登壇、拍手〕

○國務大臣(三木武夫君) 須藤議員も、小柳議員でしたか、同じような自民党に対する懸念を表明されました。先ほども申したように、自民党は

が、本改正案は、寡占業種における大企業の同調的値上げに対する原価の公表命令を削除し、また

調査を初め、家電製品の二重価格、紙の価格形

成、大豆、木材等の買い占め、売り惜しみの調

査、事業調査を実施してまいりました。この公正

取引委員会の調査権を拡大し、運用すべきこと

は、物価安定政策会議が繰り返し提言し、衆議院の審議においても強調されてきたところであります。

そこで、私は、政府が今後公正取引委員会の調査権を放め、圧迫するのではなく、どのように

強化しようとしているのか、總理並びに関係閣僚の具体的な答弁を求めるものであります。

最後に、独禁法改正の重要な課題である巨大企

業、独占企業集団、多国籍企業の系列支配並びに

横暴な反社会的行為の規制についてお伺いいたし

ます。

政府は、本改正案の運用についてその基本的立場を明確にするとともに、これら原価の系統的公

開を開き、わが党の提案を将来の独禁法改正の重要な課題とし……

○副議長(前田佳都男君) 須藤君、時間が超過しております。簡単に願います。

○須藤五郎君(続) 独禁法をさらに發展させるこ

とが必要だと考へているかどうか……

○副議長(前田佳都男君) 簡単に願います。

○須藤五郎君(続) 總理並びに関係閣僚の答弁を求めて私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣三木武夫君登壇、拍手〕

○國務大臣(三木武夫君) 須藤議員も、小柳議員

でしたか、同じような自民党に対する懸念を表明されました。先ほども申したように、自民党は

もう何らの制限なく自由に議論をする政党でござるとして、しかし議論が終われば、小異を捨てて大同につく大政党としての大きさを持つておる政党でございますから、そり他党のことに対する御懸念は無用だと思います。

この改正案はぜひとも今国会で成立させたいと願つておるわけでございまして、参議院の皆さんに期待をいたす次第でございます。

公取委員会の委員の構成は、今後とも各方面から人材を求めるという立場から検討いたしまりたいと思う次第でございます。

公取の人員不足、機能——人員不足という問題もお取り上げになつたと思いますが、公取の機構、定員については従来とも充実してきておりますが、五十年度でも、審査部の拡充を図つたわけになります。今後とも機構の整備、人員の充実については努力をしてまいりたいと思っております。

公取委員会は、独禁法第四十条によつて種々の調査を実施しているが、この四十条をどのように運用、強化していくのかという重要な御質問でございましたので、これはお答えをしておきます。政府の四十条に対する理解は、現行四十条の権限は、公正取引委員会の職務を行うために必要があるときに行使されるものであり、職務を行つたまつては、独占禁止法の規定の具体的運用に関する職務を言つるものと解されるということでござります。第四十条の二の規定は修正で削除されまし

たが、これと全く同じ権限を現行第四十条で行使できることはないと考えておる次第でござります。

それから、今日の大企業の系列支配で中小企業の危機が加わっているというお話をございましたが、須藤議員と日本の経済の実態について私は認識は違うわけでござります。しかし、中小企業といふものが日本経済の中では安定した基盤を確立せなければ、日本経済の近代化というものは、これは完成しないんだと思う。きわめて重要な地位を占めていますから、これは今は自由競争の公正なルールを設けて自由経済に新しい活力を入れようとするものであります。この独禁法ばかりではなく、中小企業政策といふものを今後とも充実してまいりたいと考えておる次第でございます。

共産党の改正案については、わが自民党とは立場の相違がございまして、一つの意見としては承つておくことにいたします。あとは関係大臣からお答えいたします。(拍手)

〔国務大臣植木光教君登壇、拍手〕

○国務大臣(植木光教君) 法案成立についての決意はいかがであるかというお話をございましたが、これは総理が御答弁せられたとおりでござります。総理がほとんど御答弁になつております。将来的展望等についての御質問についてお答えをいたしております。

政府といたしましては、今回の改正が自由経済に新しい活力を与えて、国民経済の一層の発展に寄与するものであることを期待いたしております。

そのためには、独占禁止法の改正について熱意を持っておるかと、こういうお尋ねでございますが、これはもちろん熱意を持っております。(拍手)

〔国務大臣河本敏夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(河本敏夫君) 先ほど大企業についてお話をございましたが、わが国は貿易立国をたてましたとしておりますので、どうしても激しい外国との貿易競争に打ち勝たなければならぬわけになりますが、そのためには、新しい商品の開発であるとか、新しい技術の開発と、こういうものを次から次へと打ち出していかなければならぬわけでありまして、そのためには大きな資本と技術力というものが必要でございます。そういう関係で、どうしても企業が大きくなるわけでござりますが、この場合に必要なことは、公正にして

自由な競争をあくまで確保するということが大事でありますし、特に海外に出ていきました場合には、一定のルールを守つていくことが必要であります。この第一の、公正にして自由な競争を確保するという意味におきまして、今回の独禁法の改正が生まれたわけでござりますし、海外における行動基準につきましては、昨年来海外においております企業が、一つの行動のルールを

つくらまして、それを守つていこうと、こういうことで、昨年来行動をいたしておるところでござります。(拍手)

〔国務大臣福田赳氏君登壇、拍手〕

○国務大臣(福田赳氏君) 独占禁止法の改正について熱意を持っておるかと、こういうお尋ねでございますが、これはもちろん熱意を持っております。

何とぞよろしく、速やかに本案の成立に協力をされることをお願い申し上げます。(拍手)

〔副議長(前田佳都男君) 登壇、拍手〕

〔藤井恒男君登壇、拍手〕

○副議長(前田佳都男君) 藤井恒男君、その第一は、今後の産業、経済政策のあり方と、独占禁止法との関係についてであります。

申しますまでもなく、自由主義経済体制には一つの大きなパラドックスがあります。すなわち、企業は競争相手より先に出ようと努力し、このプロセスを通じて、すぐれた企業が生き残り、劣った企業が淘汰される。これはいわば資本主義経済の必然的傾向であります。しかし、同時に、その結果生じる寡占または独占は、競争の喪失とともに

とは明らかであります。同時に、強く指摘しておかなければならることは、わが国経済が従来の高度経済成長から安定成長に移行するに伴い、これまでの企業による無秩序かつ無計画な行動は許されなくなっていることであります。たとえば、設備投資一つをとっても、国全体の長期的見通しに立った計画的な設備投資が必要になることは明らかであります。このように見るならば、これまで、ともすれば、独禁政策と産業政策が対立するかのごとく議論され、片方ではあたかも独禁政策が万能であるかのことく、かつまた、片方では独禁行政を邪魔者扱いにし、産業政策万能のごとく振る舞う態度は、いずれも偏狭な間違った態度であると言わなければなりません。

私は、独禁法によって自由競争の体制を維持する政策にはおのずから限界があることを厳しく認識し、それを国民的立場からの産業、経済政策によって補完することこそ、いま国民が最も政治上要請している課題であると確信するものであります。

そこで、私は三木総理並びに通産大臣にお伺いしたいのですが、今後の新しい産業政策のビジョンとしていかなる方策を用意されようとしているのか。また、これまでの官僚中心の産業行政、並びに、西独でも行われているような労働者の経営参加制度を実施する決意をお持ちになっているのかどうか。さらに、具体的には、現在の産業構造審議会を抜本的に改組して、広く国民代

表を参考させるおつもりがあるのかどうか、お伺いしたいのであります。

私は第二に、価格カルテル、寡占価格問題について質問を行いたいと思います。

すでに、衆議院においてもこれらの問題については相当の議論が行われておますが、なお疑問点が残っているのであります。すなわち、政府改正案の課徴金の性格は、当初の公取試案に盛り込まれていた不当利得の徴収という性格がほとんどなくなってしまったことであります。したがって、公取試案の課徴金に比べ、今回の課徴金は著しく低いものになり、その抑止効果が本当にあるのかどうか疑わしいのであります。衆議院では、

この点について、政府案の基準率千分の三十を修正し千分の四十に引き上げておりますが、なおこの点について修正の余地があると思うのであります。しかし、三木総理並びに植木総務長官の御決意のはどをお伺いいたします。

次に私は、今回の衆議院段階における修正で非

常に重要な問題を残していると思ひます。それは、同調的値上昇対策が欠如していることであります。

第四に、私は株式保有制限について質問します。

わが国の経済は、戦前からの特徴として、企業集団の影響が陰に陽にあらわれていることは申すまでもありません。特に最近はこの傾向がますます強くなっています。たとえば三菱、住友など六大家族は、総資産でわが国全体で二四・二%、資本金で二五%を占め、企業集団内の相互株式持ち合い比率も約一五%にまでなっているの

大原則に反することと言わなければなりません。その証拠に、三社七〇%以上のいわゆる寡占業種は七十四業種ありますが、これらのほとんどの中ではカルテルは行われていないのです。

私は、カルテル以上に効果的な同調的値上げを行つたからであります。まさにこれら寡占企業に

対する規制こそ、いま最も必要なことと言わなければなりません。三木総理のよく言われる、社会的公正の確保の見地からしても、この対策こそは不可欠のことと言わなければなりません。

そこで、三木総理並びに福田副総理にお伺いいたしますが、もし寡占価格対策がいまの独禁法上

からははじまないと言われるのでありますならば、独禁法とは切り離しても、たとえば寡占価格規制法を制定し、必要に応じて値下げ勧告ができるような体制を確立すべきであると思うのであります。政府の明確な御答弁をお願いいたします。

私は、本法の改正について数点の質問を行つてまいりましたが、最後に総理にお伺いいたしたいと思います。実は、私はこれが一番聞きたいことだと思います。つまり、私は本法を參議院で通すおつもりであるか否か。総理は、本法が総理就任の際の公約の第一号であり、かつまた、本法成立に強い願望を持つ國民世論を糊塗するため、とともにかくにも參議院を通過せしめ、後は參

議院にほうり込んでおけば責任を免れると考えておられるよう思えてならないであります。な

せなれば、衆議院の審議期間は五月八日の趣旨説明から六月二十四日の採決まで四十八日間、参議院は本日を含めて会期末まで八日間しかございません。この間に慎重審議して参議院を通せと言うのなら、それは余りにも参議院を軽視することにならないか。「そうだ、そのとおり」と呼ぶ者あり)しかし、それはともかくとして、この短期間に審議了して採決というためには、まさに自民党の積極的な審議促進以外に現在手はありません。先ほど小柳議員や須藤議員に対して總理は、皆さんにゆだねたのであるから、ひとつ慎重に審議してくださいといふことなどございますが、この短期間にこの法案を通そうと思うのなら、まさにそれは自民党が審議促進する以外に手がないわけですから、あなたは自民党總裁として、具体的にどのようにみずから自民党に対する施策をしておるのか、このことを率直に私はお伺いして質問を終わりたいと思います。(拍手)

○国務大臣(三木武夫君) 藤井議員にお答えをいたします。

高度経済成長から安定成長への移行に伴つて新しい産業ビジョンを持たなければならぬではないかという、私もさように考へるわけであります。これから新しい産業といふものは、消費者である国民あるいはまた企業の周辺の住民、企業の中で働く労働者などの広い支持を受けなければ、これからの企業は私は発展をしないと思うわけでございます。したがつて、消費者の保護とか、環境

の保全であるとか、労使関係とか、いままで以上に、産業政策については全面的に時代の変化に即応し、対応したような新しい方式が要るのだと私は思つてございます。政府の方としても、いろいろな審議会、政府の機関などを通じてこの問題は研究をいたしております。

それから課徴金の問題について、行政上の措置

として実効が上がらぬのではないかというお話を

ございましたが、課徴金制度は、違法カルテルが

たくさんに起つて、累犯も多いという現状にかん

がみて、禁止規定の実効性を確保するために、行

政上の措置として違法カルテルによる経済上の利

益を納付させる、やみカルテルではもうもつけさせないと、こういうことを目的とするものでありま

まして、行政処置であるために簡明なものとし

ます。そういうことで、そうでない

といふなケース・バイ・ケースで異なるわけで

すから、余り複雑なものであつてはいけないとい

うことで、行政上の処置であるために簡明なもの

といったわけございます。衆議院での修正も

全会一致のものでござりますから、さらにこれを

修正する考へは持つておらないということを明らかにいたしました。

それから、同調値上げの問題と株式保有の問題

は植木国務大臣からお答えをいたしました。

また、最後に、この法案を本気で通すつもりか

といふ、いまさらそういう御質問は心外に思うわ

けでございます。この法案を政府が決定をして、

得まして、それを参考といたしまして今後の政策

を決めておるわけでございますが、これからは産業構造審議会の委員の構成も、事情が大分変わつておりますので、労働者代表であるとか、地域の代表、それから消費者の代表、中立的な専門家、こ

ういう方々に入つていただきまして、そうしてこ

ういう方々の比重を高めまして、国民の要望の動向等を的確に反映をしながら、特定の分野に偏ら

ない、バランスのとれた人選を行ひながら今後の

産業政策というものを持つていただきたいと、かようて考えておる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣河本敏夫君登壇 拍手〕

○国務大臣(河本敏夫君) 質問は二つあつたわけ

であります。一つは、産業政策と独禁政策との関係でございますが、これからは高度成長時代から安定成長時代に移つていくわけでございます。

(拍手)

〔国務大臣福田赳天君登壇 拍手〕

○国務大臣(福田赳天君) 寡占価格規制法などを

制定したらどうかという御提案でございますが、

(拍手)

〔国務大臣河本敏夫君登壇 拍手〕

○国務大臣(河本敏夫君) 寡占価格規制法などを

制定したらどうかという御提案でございますが、

(拍手)

いと、かように考えております。(拍手)
 ○國務大臣(植木光敷君) 課徵金につきましては、總理からお答えになりましたが、この算定方式を立案するに当たりましては、全産業のそれぞれの経常利益率を勘案し基準率を決めたものでございまして、また、課徵金は税法上損金に算入できないということになつておりますので、相当の額になるわけでございまして、したがつて、衆議院の修正による抑止力と相ましまして効果を發揮することができます。これがござります。したがつて、修正を加える必要があるとは考えておりません。

同調的値上げの問題でございますが、これは報告徵取等の規定を考えたのでございますが、種々の問題がありまして、衆議院で修正され、削除となりました。政府といつしましては、今後、企業が節度ある価格形成を行うことを期待いたしております。

次に、株式保有制限の導入につきましては、証券市場でありますとか、中小企業への影響等を考慮いたしまして、所要の経過期間を置くこととしたものでございます。経過期間内におきましては、通常の基準額を超えて株式を保有している会社は、その株式保有の増加が抑制されること、及び経過期間の間に漸次通常の基準額に近づくことになりますので、本措置は有効に機能するものと考えている次第でございます。(拍手)

〔國務大臣植木光敷君登壇、拍手〕

○副議長(前田佳都男君) これにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時十八分散会

議員	議長	河野謙三君	出席者は左のとおり。
	副議長	前田佳都男君	
太田淳夫君	矢原秀男君	秦野章君	山内一郎君
野末陳平君	喜屋武真榮君	永野鐵雄君	二宮文造君
下村泰君	塙出啓典君	安孫子康吉君	小平芳平君
青島幸男君	市川房枝君	有田一寿君	中尾辰義君
宮田輝君	内田善利君	石破二朗君	向井長年君
峯山昭範君	桑名義治君	青井政美君	望月邦夫君
三治重信君	寺下岩藏君	林井上吉大君	福岡日出麿君
平井阜志君	上林繁次郎君	中村登美君	梶木又三君
阿部憲一君	三木忠雄君	大島友治君	森下泰君
藤原房雄君	和田春生君	斎藤十朗君	鳩山威一郎君
栗林卓司君	吉田実君	黒住忠行君	島山英太郎君
中西一郎君	黒柳明君	金井元彦君	坂野重信君
矢追秀彦君	原田立君	土屋義彦君	岩上妙子君
鈴木恒男君	木島則夫君	上田稔君	遠藤穎一君
山本茂一郎君	西村尚治君	長田裕二君	大鷹淑子君
宮崎正義君	新谷寅三郎君	寺本広作君	志村愛子君
中村利次君	田渕哲也君	佐藤隆君	棚辺四郎君
柏原ヤス君	柏原ヤス君	石本茂君	中村太郎君
八木一郎君	迫水久常君	小林国司君	高橋善富君
久保亘君	徳永正利君	柳田桃太郎君	斎藤栄三郎君
	小川半次君	玉置和郎君	丸茂重貞君
		岩動道行君	白木義一郎君
		内藤督三郎君	片山正英君
		高橋雄之助君	塙見俊二君
		鍋島直経君	志村愛子君
		加藤武徳君	中村正良君
		安井謙君	高橋善富君
		吉武恵市君	高橋善富君
		神田博君	塙見俊二君
		鹿島俊雄君	志村愛子君
		増原惠吉君	中村正良君
		伊藤五郎君	高橋善富君
		大谷藤之助君	塙見俊二君
		小笠公韶君	志村愛子君
		橋本繁蔵君	中村正良君
		矢田部理君	高橋善富君
		案納勝君	塙見俊二君
		佐藤信二君	志村愛子君

魯井 久興君	青木 薦次君	辻 一彦君
野田 哲君	対馬 孝且君	神谷信之助君
秦 豊君	岡田 広君	工藤 良平君
上藤 勝久君	浜本 万三君	和田 静夫君
赤桐 操君	大塚 番君	小笠原貞子君
小山 一平君	稻嶺 一郎君	沓脱タケ子君
矢野 登君	安田 隆明君	中村 波男君
片岡 勝治君	田 英夫君	杉山善太郎君
宮之原貞光君	鈴木美枝子君	加藤 進君
神沢 净君	山崎 五郎君	塚田 大願君
高田 浩運君	増田 盛君	吉田忠三郎君
前川 旦君	竹田 現照君	松永 忠二君
山崎 昇君	村田 秀三君	須藤 五郎君
小野 明君	栗原 儒夫君	星野 力君
源田 実君	熊谷太三郎君	阿真根 登君
野口 忠夫君	瀬谷 英行君	岩間 正男君
森ヶ久保重光君	植木 光教君	河田 賢治君
森 勝治君	木村 温水	上田耕一郎君
木村 隆男君	羽生 三七君	春日 正一君
福井 戸叶	田中寿美子君	野坂 參三君
森中 竹田	志苦 志君	辻 一彦君
森下 守義君	近藤 忠孝君	同
山中 郁子君	柏谷 照美君	大蔵委員
片山 基市君	目黒今朝次郎君	社会労働委員
橋本 敦君	安武 安洋子君	決算委員
内藤 功君	寺田 熊雄君	同

國務大臣	内閣法制局長官	吉國 一郎君	辻 一彦君
國務大臣	内閣法制局第二	味村 治君	神谷信之助君
(経済企画庁長官)	防衛厅防衛局長	丸山 昂君	秦 豊君
外務省アジア局長	外務省経済局次長	山崎 敏夫君	安田 隆明君
外務省条約局長	野村 豊君	高島 益郎君	鈴木 美枝子君
外務省アメリカ局長	小笠原貞子君	益田 静夫君	和田 静夫君
外務省ヨーロッパ局長	渡辺 武君	赤桐 操君	赤桐 操君
外務省オセアニア局長	塚田 大願君	中村 哲君	秦 豊君
外務省アフリカ局長	吉田忠三郎君	吉田忠三郎君	吉田忠三郎君
外務省東南アジア局長	松永 忠二君	高田 浩運君	高田 浩運君
外務省大洋洲局長	須藤 五郎君	前川 旦君	前川 旦君
外務省中南米局長	星野 力君	山崎 昇君	山崎 昇君
外務省アラブ局長	阿真根 登君	栗原 儒夫君	栗原 儒夫君
外務省カナダ局長	岩間 正男君	竹田 現照君	竹田 現照君
外務省オーストラリア局長	河田 賢治君	瀬谷 英行君	瀬谷 英行君
外務省新 Zealand局長	上田耕一郎君	木村 温水	木村 温水
外務省カナダ局長	春日 正一君	羽生 三七君	羽生 三七君
外務省オーストラリア局長	野坂 參三君	田中寿美子君	田中寿美子君
外務省新 Zealand局長	辻 一彦君	志苦 志君	志苦 志君
外務大臣	三木 武夫君	近藤 忠孝君	同
國務大臣	福田 赶夫君	柏谷 照美君	大蔵委員
國務大臣	宮澤 喜一君	中西 一郎君	社会労働委員
通商産業大臣	河本 敏夫君	斎藤 十朗君	決算委員
運輸大臣	安倍晋太郎君	野末 陳平君	同
木村 隆男君			

一昨二十五日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

議長の報告事項

一昨二十五日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

同日議長において、左の特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

昭和四十八年度一般会計歳入歳出決算、昭和四十八年度特別会計歳入歳出決算、昭和四十八年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和四十八年度政府関係機関決算書

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。

私立学校振興助成法案(藤波孝生君外四名提出)

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を社会労働委員会に付託した。

金属鉱業等年金基金法案(川俣健二郎君外十一名提出)

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。
 船舶料理士の資格証明に関する条約（第六十九号）の締結について承認を求めるの件
 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（鉄道労働組合関係）
 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（国鐵労働組合関係）
 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（国鐵労働組合関係）
 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（國鐵労働組合関係）
 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（國鐵労働組合関係）
 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（國鐵労働組合関係）
 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（國鐵労働組合関係）
 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（國鐵労働組合関係）
 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（國鐵労働組合関係）

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
 中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案
 航空法の一部を改正する法律案
 同日委員長から左の報告書が提出された。
 自動車安全運転センター法案可決報告書
 同日左の質問主意書を内閣に転送した。
 電業社の労使紛争に関する質問主意書（青木薪次君提出）
 沖縄県南大島村の港湾整備に関する質問主意書
 （喜屋武真榮君提出）
 対潜哨戒機P3Cの導入に関する質問主意書
 同日本院は、北海道開発審議会委員本院議員川村清一君の同審議会委員の任期満了による後任として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

記
 参議院議員 川村清一君
 同日本院は、公害等調整委員会委員上原達郎君及び若林清君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
 同日本院は、土地鑑定委員会委員有泉亨君、樺山俊夫君、鷺田光男君、黒澤清君、鳴田久吉君、三澤勝君及び吉野公治君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
 同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。
 船舶料理士の資格証明に関する条約（第六十九号）の締結について承認を求めるの件（全通信労働組合関係）
 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（全國電信電話労働組合関係）
 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（全國電信電話労働組合関係）
 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（全國電信電話労働組合関係）
 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（全國電信電話労働組合関係）
 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（全國電信電話労働組合関係）
 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（全國電信電話労働組合関係）
 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（全國電信電話労働組合関係）

官報外号	同 文教委員 社会労働委員 運輸委員 灾害対策特別委員 公害対策及び環境保全特別委員 同 交通安全対策特別委員 物価等対策特別委員 同日議長において、特別委員の辞任を許可した。 灾害対策特別委員 公害対策及び環境保全特別委員 同 交通安全対策特別委員 物価等対策特別委員 同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。 災害対策特別委員 公害対策及び環境保全特別委員 同 交通安全対策特別委員 物価等対策特別委員 同日委員会において選任した理事は左の通りである。 大蔵委員会 理事 辻 一彦君 (辻一彦君の補欠) 同日衆議院から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。 学校教育法の一部を改正する法律案	杏脱タケ子君 中沢伊登子君 田渕 哲也君 星野 黒柳 明君 鍋島 直紹君 中沢伊登子君 徳永 正利君 鶴園 哲夫君 望月 邦夫君 柄谷 道一君 柄谷 道一君 青木 一男君 福間 知之君 中村 登美君 中沢伊登子君 同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。 海上航行船舶の所有者の責任の制限に関する国際条約の締結について承認を求めるの件 漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件 郵便貯金法の一部を改正する法律案 通信委員会に付託 油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の締結について承認を求めるの件 油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約(一千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の補足)の締結について承認を求めるの件 同日委員長から左の報告書が提出された。 鉄道敷設法の一部を改正する法律案可決報告書 水先法の一部を改正する法律案可決報告書 飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書 商品取引所法の一部を改正する法律案可決報告書 地方交付税法の一部を改正する法律案可決報告書 同日衆議院から左の議案が送付された。よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。 学校教育法の一部を改正する法律案(文教委員会付託)	長提出 私立学校法等の一部を改正する法律案(文教委員長提出) 同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律案(橋本龍太郎君外二十三名提出) 同日衆議院から、左の議案は提出者が撤回した旨の通知書を受領した。 学校教育法の一部を改正する法律案(藤波孝生君外四名提出) 私立学校法等の一部を改正する法律案(藤波孝生君外四名提出) 同日委員長から左の報告書が提出された。 鉄道敷設法の一部を改正する法律案可決報告書 水先法の一部を改正する法律案可決報告書 飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書 商品取引所法の一部を改正する法律案可決報告書 地方交付税法の一部を改正する法律案可決報告書 同日衆議院から左の議案が送付された。よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。 学校教育法の一部を改正する法律案(文教委員会付託)
発行所	東京都港区赤坂裏町二番地 郵便番号一〇七	第十六号中正誤	
大蔵省印刷局	正 昭和五十年度沿 岸 三 九 三 九 一 六 採 決	正 昭和五十年度沿 岸 三 九 三 九 一 六 採 決	